

保存資料

年少者の不当雇用慣行

— 実態調査報告（東北篇） —

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

「児童憲章」より

は し が き

戦後、年少者の不当雇用慣行、即ち新聞紙上等で一般に云われている「いわゆる人身売買事件」が大きな社会問題として取り上げられて以来、婦人少年局では、年少労働者の保護の立場から、強力な施策を推進したいと考え、これが啓蒙宣伝及び数回に亘る調査を実施してきました。

この問題につきましては、幸い昭和二十七年二月十四日に、次官会議において対策要綱の決定をみる運びとなり、それ以来各関係官庁において、その分野に應じての強力な対策が講ぜられていることは、基本的な人権を尊重する観点からみて、大麥喜ばしいことであると思います。

しかるに、最近日本を襲った風水害冷害等のため、またこの問題が各方面において論議されているようであり、このために、関係各省においても、いろいろな対策を講じていられるようではありますが、労働省と致しまして、これら被害地に対する就職あつ旋の強化、監督の強化、婦人少年室協助員による防止等、種々の方策を講じているのでありますが、その外に特に注目すべきことと致しましては、婦人少年局の行つた「不当雇用慣行実態調査」であります。この書が即ちその実態調査の報告書（東北編）であります。

この実態調査は、婦人少年局としても、全く初めての試みでありまして、不当雇用慣行が、「いわゆる人身売買事件」として大きく表面に出る前に、いわゆる人身売買のおそれのある年少者に対しては、その保護防止を図り、

既に陥つてゐる場合には、その救出保護を図ると共に、それらの詳細な実態を調査し、今後の防止及び取締に万全を期するための対策を講じたいという趣旨でありました。従つて、既に事件となつてゐるケースに対処する場合と異り、全く雲を把むようなもので、果してどこまで把握できるものかということについては、当初非常な不安があり、この不安は調査の進行途上においても終始つきまといました。しかしここに出来上つたものは、決して満足なものではありませんが、一応叙上の目的は達したものと云うことができるでせう。

ここで、敢て特筆したいのは、この実態調査に直接あたつた婦人少年室職員及びこれに従事された臨時調査員の方々の並々ならぬ苦心についてであります。元來このような問題の発生する地域は、山間避地か、貧農貧漁の地帯でありますので、このようなところまで、これらの人々が足を運んで親元調査を実施したのであります。人間が殆んど通つたことのない山道を、女の身で二里も三里も往復したり、交通機関がないために警察に御願ひして囚人護送用の自動車を出してもらつてそのために変な誤解を受けたとか、いろいろな苦心談をおききております。とにかく貧乏な家庭であるので、家族全員が働きに出てゐるとかで、三度も四度も足を運んで、漸く最後に会うことが出来たというような状態でした。そのようなことで、当初想像していた以上の苦勞があつたため、一月頃報告書が取りまとまる予定であつたのが、ついに三月の中ばになつてしまいました。しかも途中で、三月二日不幸にも発生した労働省の火災により、折角取りまとめた資料の一部が紛失する等のが起り、調査取りまとめにあたつた年少労働課員一同の苦心も並大抵のものではなかつたのであります。

この報告書で御覧になつてお分りになると思いますが、実態調査の結果は、数的には大したものではありません。

それは今回の調査が予算の都合上、一応東北地方を送出地とするものに限つたためにもありますが、更に前にも述べました如く、いわゆる人身売買事件の進行途上又はそのおそれのあるもので表面化していかないものに限つたために、予備調査の段階において、色々な障害に遭遇して、必ずしも完全に把握されたとは思えないからであります。従つて、この報告書は数字的な傾向を示すことを目的とするものではなくして、東北地方における年少者の不当雇用慣行の内容的な実態に重点がおかれたものであるとして、御覧ねがいたいと思います。更に新聞などで騒がれてゐるいわゆる人身売買事件の純然たる型態だけでなく、これに近いいくつかの型態、即ち状況如何によつては容易にこのような事件にまで發展するであらうと思われるいろいろなケースが、どのような経緯で発生し、どのように進展して行つてゐるかを、今回の調査で初めて、公けにすることができたと思つております。又現在樹てられてゐる総合対策にも拘らず、その網の目をすり抜けて、このような事件が発生してゐる、その詳細な実態を見ることによつて、今後我々のとるべき、防止対策乃至は取締対策のあり方というものを、反省することができることは、大きな収穫であつたと思ひます。

更に大きな収穫は、この実態調査を遂行して行つた過程において、幾多の年少者が、人身売買から防止され、又は救ひ出されるための適当な措置が講ぜられたことであります。このような意味において、この種の実態調査は、たとえ幾多の困難は伴つても、今後も続けられるべきものと確信いたしました次第であります。幸ひ明年度の予算でも、この実態調査費を確保することができましたので、新年度に入りましたら、又新しく計画を練り直おして、他の方の実態調査を実施したいと思ひますので、各方面の御協力をおねがひいたす次第であります。

先程の風水害冷害の發生、及び今後推進されるであらうデフレ政策の推移如何によつては、この問題も必ずしも樂觀を許さないものと思われまゝるので、關係各方面の今迄に倍する御努力をお祈りすると共に、婦人少年局と致しましても、微力ではありますが、与えられた職務の完遂を図つてゆきたいと思つております。この報告書が、今後行われるところの諸施策に、何等かのお役に立ち得れば、我々の喜びこれに過ぐるものではありません。最後に、この実態調査実施途上において賜りました、關係機關及び民間各位の一方ならぬ御協力と御鞭撻に對しまして、厚く御礼を申し述べまして、はしがきとさせて頂きたいと思ひます。

昭和二十九年三月

労働省婦人少年局長

藤 田 た き

内 容 目 次

はし が き	一
序 説 調 査 要 領	七
第一部 予備的調査の結果	一五
第二部 実態調査の結果	二一
一、親元調査	三三
二、年少者調査	三八
三、雇用先調査	六二
第三部 類型別事例	八三
Ⅰ 不当雇用慣行に該当するもの	八六
Ⅱ 一応合法的な形をとつて、実態は不当雇用の場に措かれているもの	一〇三
Ⅲ 学校教育法第十六条、第三十九条に違反し、更に関係法規に部分的に違反するもの	二一〇
Ⅳ その他（養育をかねているもの等を含む）	二六

第四部 措置その他……………一三

- 一、調査過程における措置について……………一三
- 二、不幸な年少者を囲む環境の問題―中学校長欠者を基礎として―……………一三
- 三、東北地方における地方的特殊雇用慣行について……………一五

附 録

- 一、いわゆる人身売買対策要綱……………一六三
- 二、いわゆる人身売買の關係法規……………一八九
- 三、婦人及び児童の売買禁止に関する國際條約抜萃……………二〇〇
- 四、全國長期欠席生徒數……………二一六
- 五、日雇賃金並に就勞日數資料……………二一九
- 六、農家經營規模並に農家經濟關係資料……………二二〇
- 七、調査票樣式……………二四
- 八、第五回資料調査の結果（參考「生活保護法による保護の基準」）……………三三

序説 調査要領

一、調査の目的

不当雇用慣行即ち「いわゆる人身売買事件」について、婦人少年局では、いままで五回に亘つて、各官庁報道機関等でとりあげられた事件の全国的な調査を行つてきたが、（第五回調査については二三頁に掲載されている。）その結果をみると毎回増加の傾向がみられるに拘らず、これが防止のきめ手を的確に把握するための実態を詳細に知ることが困難であつた。従つて、従来の不備を補い、この種問題解決のための参考資料とする一方、本調査の過程において、これが防止のための啓蒙活動をも行おうとするものである。

二、調査方法

1. 調査の対象

- (一) 不当雇用関係の疑いある年少者の親元
- (二) 不当雇用関係の疑いある年少者（満十八歳未満）
- (三) 雇用先

2. 調査の範囲

- (一) 出身地調査

範圍―東北六県

イ、長期欠席生徒並に卒業生の動向把握

① 十五歳未満の者―県下公立中学校の長欠生徒

十八歳未満の者―県下公立中学校卒業生のうち過去三年に亘るもの

② 前記①の者のうち現在親元（又は保護者）を離れて不当な雇用関係にある疑いある者（名義上の養育、家出その他の理由を含む）

ロ、親元調査

前記年少者の親元

(二) 受入地調査

範囲―東北六県、関東の各県及び新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、以上二十五県を予定。

イ、年少者調査

雇用先における年少者

ロ、雇用先調査

雇用先では、当該年少者以外に同様な条件の下に雇用関係ある年少者がいる場合は、これも併せ調査する。

3. 調査期間

九月—十月 学校宛の文書照会及び出身地側実態調査実施

十一月—十二月 受入側実態調査実施

4. 調査担当者

臨時調査員及び婦人少年室職員

5. 調査の方法

(一) 出身地調査の方法

1. 東北六県の婦人少年室より県下公立中学校（本校・分校）宛に文書照会をなし、これにより対象となる疑いある年少者を把握する。（長期欠席生徒並に卒業生動向調査表—附録二二六頁参照）
2. 地方婦人少年室では前項の結果について検討を行い、本調査の対象年少者と見做される者と否とに分類する。

3. 臨時調査員の实態調査打合せ会議を行い、疑いある被害年少者の親元調査につき分担をきめる。

4. 実態調査実施

5. 調査結果は婦人少年室より本省へ送付する。

6. 出身地実態調査結果の集計並に分類—本省

(二) 受入側調査の方法

1. 本省より前記6の結果に基き、受入県へ調査を依頼する。

2. 受入県臨時調査員打合せ会議を行う。
3. 実態調査実施
4. 調査結果は、本省へ送付する。
5. 実態調査結果のまとめ—本省

なお、調査実施上の詳細については、別に作成された「調査手引」を参照する。

三、調査の経過並に調査結果に現われた問題点

(一) 調査の経過

本調査は、前記「調査要領」にも明らかなように、不当雇用慣行の疑いある年少者を把握するために先づ、学校の協力を得て実施した、いわば予備的段階における調査と、実態調査としての親元調査、及び雇用先における年少者調査並に雇用先調査の三部門に分けて行われた。従つて、この調査の過程において、当該年少者の実態が明らかとなり、対象年少者に該当しないことが判明した場合は、順次、次の段階においてふるい落され、雇用先調査まで一貫して実施され、しかも当該年少者が本調査の対象者であるかどうかが判明したというものは、予想以上に少数なものとなつた。それだけに調査結果のまとめは煩雑をきわめたが、一応、調査の各段階に応じて分析を行い、更に、一括したものを類型別に分類し、そのケースの流れを考察することによつて、この種事件の疑いある年少者のおかれてゐる実態を明らかにすることとした。

(二) 調査結果の概要

1. 不当雇用慣行及びこれらに準ずる事例の発生理由

本調査に現われた結果からみると調査対象者のうち、不当雇用慣行に該当するものとみられる年少者は第三部に明かなように必ずしも多いとはいえないが、むしろ、この種事件に準ずるものとみられるもの、即ち、一步手前に描かれているものが大多数把握されている。そして、これら大多数のものについてみても、何らかのきっかけによつては、不当雇用慣行に陥入らないとも限らない危険性を孕んでいるということである。

これらのよつてきたる諸諸の原因のなかでも、その基底をなしているものは、何といつても、これら対象年少者の家庭が極貧家庭であり、多子家族のことが多いことである。

こうした家の子供は、義務教育どころか、使い走りもできそうな年齢にもなれば、その子の「口べらし」によつて辛じて、貧しい家計を維持しようとする、それほどにこの「口べらし」の緊急性を孕んでいる家庭であるということである。

従つて、少数の例外を除き、親元を離れている当該年少者は大部分、自分の家に対する愛着はなく、帰宅を希望しない理由の主なものも、満足に三度の飯も喰べられない生活苦が身に沁みていることから發せられていることからしてもその貧困度が窺えるのである。

又、「貧すれば鈍する」の諺どおり、大部分の親が無知であり、子供への愛情なども非常に欠除している。これ

は、欠損家庭が全体の四二%を占めていることからいえるが、親の生活破綻からくる素質性の影響も否定できない。そして、親の考えや、これらを取巻く地域社会の封建性が、弱い子供への犠牲を当然に要求しているといふことである。

2. 防止上の隘路

このような家庭から手離される「口べらし労働」の常態としては、明確な労働契約は生れてこない。

従つて、本人を先に雇主に渡し、親が直接賃金を受取るか、親元の必要に応じて雇主方に無心するものが多く、雇主に対する親元の恩義感が手伝つて本人には関係なく年期奉公が繰返されている。又、雇用経路についても明かなように、親達の縁故によつて行われている場合が多く、ひいてはこの縁故者に対する安心感と恩義感が強く、公共職業安定所の利用などは全然行われていない。

又、生活苦のため現実に子供の義務教育すら完全に終えさせることができないことがみすみす分つていても、前以つて民生委員に相談しているものが少く又事後の問題についても民生委員制度が利用されていることが少い。

喻え、現実生活扶助を受けている家庭であつてさえ、こうしたことについて相談もせず、縁故や顔見知り程度の人々に頼んで「口べらし」を行つてゐる状況である。

親の無知と封建性からくる子供への私有的児童観、そして教育に対する無関心とが相俟つて子供を何人「口べらし」しても事態は解決しないのももちろん、自分の生活に迫られて出稼ぎの子供の身上までは頭が廻らない。

こうした緊迫した生活状態からは、子供達の将来などについて思いを巡らす余裕も殆んどないような状況であ

る。

従つて、これらの家庭に対する措置としては、生活保護法の運用の問題が大きくとりあげられねばならないのであるが、これと併行してこれら当該年少者の親の無知からくる悲劇を除去するための啓蒙活動が先ず採りあげられる必要がある。更に、これらを取巻く地域社会特に、年少者に身近な学校側の協力に俟つ点が多いこと。と同時に我国の人口問題政策が真剣にとりあげられるべきことの必要性を痛感するのである。

3. 本調査報告書の利用について

本調査に浮び上つたケースは多種多様であり、第二部にもられた分析集計のみをもつて数的な傾向を判断しようとすることは適當ではない。むしろ全体を通読することによつて、この種事件の發生するであろう基盤や実態を把握して頂くことを期待するものである。従つて、この報告書を手にした方々には特に全部を通読されるようにここに切望してやまない次第である。

第一部

予備的調査の結果

従来の調査は、関係各機関の取締りによつて把握されたものを分析集計したものであるが、この実態調査では、むしろかかる機関に取り上げられていない、いわば潜在している事実を探知し、その実態を把握し、表面化しないうちに出来うればその予防措置が講ぜられ、当該年少者が後日に不幸を残さないための一助ともしようとするところに大きな目的があつた。

従つて、先づ不当雇用関係の疑いある年少者をどこから拾ひ上げることが出来るかは、極めて困難な問題であるが、我々の身近かな問題として、又早く処置すれば、これらを最も防止し易い層の一つとして考えられるのは長欠生徒である。

そこで、第一の手がかりとして、先づ、公立中学校の長欠生徒並に過去三ヶ年に亘る年度に卒業した者のうちから、十八歳未満の対象年少者を選定することにしたのである。

出身地側調査を実施した、東北六県の婦人少年室よりそれぞれ各県下の公立中学校宛に「長欠生徒並に卒業生動向把握調査表」を送付し、学校の協力を得てその予備的調査を行つた状況は、第一表のとおりである。

予備調査を依頼した東北六県下の公立中学校は、一、八六六校で、このうち、該当年少者とおぼしき者として学校から記入されてきたものは、二八五校である。

義務教育の期間中にあるもので、長期欠席し、不当雇用の疑いある者は、A票に、卒業生については、昭和二十五年、二十六年、二十七年の三ヶ年の卒業生を対象に、B票に記入することになつていたが、A票の者、九二四名、B票の者、三四一名計一、二六五が浮び上つてきた。ところで、この一、二六五名についての報告内容を

第一表 予備的調査による把握状況

事項別 県別	配学 校 数	布 数	(未回収校) 回 収 校	調査票に記 入の学校	把握された長期 欠席並に卒業生 の数
青 森		313	(62) 251	47	A 票 195 B 票 25
岩 手		385	(17) 368	70	A " 279 B " 110
宮 城		236	(56) 180	60	A " 138 B " 31
秋 田		292	(9) 283	25	A " 66 B " 4
山 形		256	(1) 255	26	A " 116 B " 46
福 島		384	(65) 319	57	A " 130 B " 125
計		1,866	(210) 1,656	285	A 票 924 B 票 341 計 1,265

- 註 1) 文部省統計調査局調昭和28年5月現在の東北六県の公立中学校数は1,908校であるが実際に調査票を配布した数は42校減であり、これはその後の異動とみられる。
- 2) 回収率は88.8%
- 3) A票とは義務教育期間中にあるもので長期欠席をし不当雇用の疑ある者及びB票とは昭和25年度26年度27年度卒業生のうち不当雇用の疑いあるものにつきそれぞれ記入されたものを意味する。

みると、調査票が要求している者即ち、現在親元を離れて不当な雇用関係の疑いある者(名義上の養育、家出その他の理由を含む)についてのみ記入しているとは限らず、単に長期欠席し、家の留守番、子守、家

事手伝等で在宅していることがはつきりしているものも可成含まれている。

これに反して、又一面では、従来、集団的に、いわゆる人身売買の事実のあつた地区の学校長よりの回答には「該当なし」として返送してきている向が多く、この結果については、可成り当該婦人少年室では釈然としない感じを抱いているようである。

ともあれ、婦人少年室では、右の結果に基いて、これを分類し、不当雇用の疑いないものを除く不明なもの二三八名についてのみ、出身地としての親元調査を実施した。

なお、この予備的調査において、学校よりの回答が予想以上に遅延し、このために本調査の計画が予定通り進捗しなかつたこと、並びに卒業生の動向把握が僅少であつたこと等については、今後の調査にあたり再検討しなければならぬ重大な点だと考えられる。

第二部 実態調査の結果

一、親元調査

親元調査を実施した、二三八件の県別内訳は次のとおりである。

青森	一一	岩手	一五
宮城	三二	秋田	四〇
山形	五〇	福島	九〇

計 一二三八

この親元調査の結果、更に自分の家にながら家業の手伝又は親と一緒に日雇その他の労働に従事していると判明したものが、五名発見されたが、以上、調査を実施した親元の状況について調査事項別に分析すれば、次のとおりである。

1. 親（保護者）の性別、年齢別について。

二三八世帯中、親又は保護者が男子である場合が、一八二（七六％）で、女子は、五六（二四％）となつている。又これらの年齢構成は、四一歳—五〇歳までのものが、一〇五名で一番多く、三十歳未満のもの四名が一番少い。これは、兄が家庭の中心をなしている場合であり、六一歳以上の中には、六八歳の祖母が中心になつているものもある。

三〇歳未満

四

三一歳—四〇歳	二七
四一歳—五〇歳	一〇五
五一歳—六〇歳	五七
六一歳以上	七
不詳	三八

2. 親元の職業

親元の職業では、農業が一番多く、全体の三五%を占め、次いで日雇の二三%、無職一〇%強を占め、日雇、無職だけをとつてみても全体の三分の一を占め、家庭の貧困状態が窺われる。これを、第五回の資料調査（昭和二十七年七月—昭和二十八年六月までの一ヶ年間）の結果からみると、いわゆる人身売買事件としてあげられた被害年少者の親元も、やはり農業が一番多く、日雇、無職などの半失業者の占める割合は三二・六%となつてゐる。この比率だけからみれば、本調査の結果はやく高率であるが、ほど同様の傾向がみられる。まして本調査によつて浮び上つてきた農家は、中には生活の安定しているものもないとはいえないが従来「口べらし」の本家本元と目されている東北地方の農村を背景としてゐる点からみても大部分は貧農々家であり、約七割の世帯は「口べらし」のため子供を手離したものとみてよいであらう。

第二表 親元の職業別一覽

業	83	業	1
雇	54	人	1
夫	4	屋	1
工	12	師	1
業	5	屋	1
業	4	業	1
人	8	立	1
商	2	師	3
工	7	中	1
役	8	護	1
員	4	婦	1
員	4	手	1
婦	2	員	24
客	2	職	
務	1	計	238
造			
農			
日			
飲			
大			
漁			
林			
商			
製			
職			
行			
土			
雜			
公			
工			
接			

3. 家族構成

(1) 現在同居している者

現在、同居している家族数は、七人家族のものが一番多く四〇世帯となっており、全体の一七%を占め、次いで五人家族の三九世帯である。又一人世帯のものが七世帯あるかわりには、一世帯一三家族という大家族の農家もある。

五人以上の家族で多子家族と思われるものは、不詳、離散、を除く、二三六件中の約七割を占め、しかもその大部分は、農業関係に多いというのも、従来の資料調査に現われた結果とよく酷似している。

家族の「不詳」とあるのは、両親が、当該年少者の幼少の頃死亡し、兄が一人あつたが、これも昨年死亡し、孤児となつたため、現在、雇主宅に在るもので、この雇主の家族数が判明しないものである。

「離散」というのは、本来なら家族が六人ある筈のものであるが、父親が、昭和二七年四月「電線ドロ」で発覚し、同年七月、一年二ヶ月の懲役の判決を受け服役したため、かねてから素行の悪い母親は、数人の男と関係し、父親が、昭和二八年八月出所すると同時に山形へ行くと称して家出し、家族は、そのため離散のうきめに会つてゐるという事例である。

第三表

家族数別	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	不詳	離散
世帯数	7	17	18	32	39	29	40	27	15	6	3	2	1	1	1

これらの家族数は、年少者を除く、凡ての家庭における現在同居のものであるが、次に掲げる「同居していない者」を合わせると、更に、多子家族の比率は、遙かに上昇するのは確実である。

(2) 同居していない者

当該年少者を除き、家族から離れて生活している者は次のとおりであるが、この中には例えば、嫁いでいる者又は男の子で既に家庭を持ち立派に独立した生活をしているものは含まれていないので念のためつけ加えておく。

次に示すとおり、最低一名出ているというのが一番多く、六六世帯で、最高では、一家から七名も出嫁ぎ又は就職のため外に出ているものがある。これからみると親元二三八世帯中の五四%にあたる一二八世帯が、それぞれ、一人乃至二人、三人、四人と他へ出していることになる。

第四表

出ている者の数	1人	2人	3人	4人	5人	7人	一世帯平均1.86人
世帯数	66	29	21	10	1	1	計 128世帯

現在、母と姉の二人家族のもでも、年少者の兄三人姉二人の五人が他所で生活しており、

現在八人家族でさえ、当該年少者の兄二人、妹一人、第一人の四人が出ている。又、十二人家族の家でさえも、当該年少者の外に、中学校在学中の子供をよそにやつている農家がある。

又、年少者の他に、兄三名、姉三名、妹一名の最高七名を出している家は、現在、父、母、弟、妹の四人暮らしと
いう些やかな家庭であるが、実は、子供十人を抱えた大家族といわなければならない。

(4) 父母のいない者

当該年少者の父母のいない状況を理由別にみると次のとおりである。

死亡 父 五六
母 三一

離別 父 三五
母 三五

長期の出稼父 三

その他 父 二三
母 二

その他は、生死不明又は行先不明のものであり、実母は離別で義母の死亡したものなど複雑な家庭も二、三あるなど、ともかく父母のいずれかに故障のある世帯は一〇一件で、全体の四二%強にあたるものは、欠損家庭だといふことになる。

両親の死亡しているものも五件あつて、その中には、孤児となつて雇主宅にいろもの、及び他人に養育されているもの、又は、母の死亡後父は、自分の姉に三人の子供をあすけ、自分は遠くの村で炭焼の焼子をして働らき、子

供達に対する愛情は全くなく、殆んど省みないというものさである。

4 家族の収入

(1) 主たる生計の維持者による収入

前述した親元の職業及び家族数との関連で考察する必要があるが、一応、この調査で判明した一ト月当りの収入の状況は次のとおりである。

第五表 主たる生計維持者の収入状況

1ト月当りの収入額	世帯数
40,000円以上	2
40,000円まで	5
30,000円 "	4
25,000 "	14
20,000 "	21
15,000 "	24
10,000 "	13
8,000 "	49
5,000 以下	40
3,000 以下	21
固定収入なし	20
金額見積不明のもの	
耕作反別	
1 町 歩	1
4 反—6 反	8
2 反	3
不 明	13
計	238

主たる生計の維持者である親元の六八%が、農家、日雇、無職によるものだけに、五、〇〇〇円以上八、〇〇〇円までの収入を得ているものが多く、全体のうち金額見積り不明のものを除けば、二三%を占めている。又家族暮しに一ト月五千円以下の収入で賄っているものが実に三八%もあり、

そのうえ耕作反別の多くは四反—六反までのもので、中には開拓地でどうにもならない状態のものなどは見積りも不能なほどに追い込まれている状態からすると、これらを含めた全体の四四・五%は飢餓線上にさらされているのとみてよいであらう。

これを具体的な例にとつて、家族数との比較でいえば、四、五人で大体六千円というところが多く、例えば八千

円の収入に対して七人家族、十三人家族では一万六千円等、大体一人当りの生計費は千五百円程度で、中には、五千円の収入に対して八人家族、四千円に対して九人家族という有様である。或る母子家庭では、母が日雇で月二、〇〇〇円の収入しかないに拘らず四人暮らしもある。

従つて、次に説明する「その他家計に入れているもの」に頼らざるを得なくなり、それは結局のところ、義務教育も録々修えないうちから次々と口べらしや出稼ぎに廻らなければならない運命をこうした家の子供達は背負わされているということにもなるのである。

伐木夫の父の収入二二、〇〇〇円で五人暮らしというのは良い方で、更に、専売公社指導員の十二人家族で年収五〇万円というのも生活程度は普通のものといえよう。なお、この収入は、家族によるものであろうが、水田七反畑五反を耕作しており、これらの收穫をも合算されたものであるが、これが月四万円以上の収入ある親元の一例である。

(2) その他家計に入れているもの

前述のように、一般に、主たる生計維持者による収入が低く、生活が困難なため、家族の働らきによる協力はある、勢い、就職又は出稼ぎ等で家を離れて働く家族の補助をあてこむか、又一部には、次に掲げる生活保護法の援助を仰がなければならない状況にあることはいうまでもない。

家族の働らきによる補助及び働らき先からの送金等による補助収入のある世帯は第六表に示すとおり八〇世帯で全世帯の三三%を占めている。ここに現われている補助収入のうちには定期的に、毎月補助されているもの及び不定期的に補助されているものがある。

第六表 主たる生計の維持者と 家計にしているもの の合算生計状況

家族数	主たる生計の維持者		家計補助者		生活保護法扶助額	月収(平均)	備考
	職業	金額	職業	金額			
1	日雇	1,500~	不詳	(若干)	1,220	約3,000	
2	"	2,000	工員	2,700	—	約6,100	
"	"	(年) 40,000	日雇	1,500	—	4,500	他に田3反、畑4畝
"	無職	3,000	女給	2,000	1,145	3,145	
"	職	(ナシ)	農業	(小遣程度又はお米)	5,000	約5,000	
"	定職ナシ	(不定)	農業	(小遣程度又はお米)	5,000	約5,000	
"	鉞按業	(")	工員	6,000	—	約6,000	
"	不看護	(")	不明	(仕送り若干)	—	(不定)	
3	看護婦	6,000	工員	3,000	—	9,000	
"	大工	7,000	工員	1,000	—	8,000	
"	日雇	5,000	工員	2,000	—	7,000	
"	農業	19,700	公務員	(年)121,000	—	約29,780	
"	飲食店女中	3,000	洋裁見習	3,000	—	6,000	他に部屋貸し月2,000円
4	日雇及野犬狩	5,000	女中	(仕送り)	—	約6,000	2.3ヶ月に1度出稼きの娘4人に補助される。1人平均2,000円づつ位
"	雑役夫	4~5,000	工員	(日) 120	—	約7,000	
"	農業	(不明)	日雇	4,000	—	約4,000	生計維持者一意情
"	屋根葺	不定(病弱)	土工	3,000	—	3,000	補助者一農繁期就労
"	日雇	5~6,000	日雇	(不定)	655	約6,000	
"	鉞夫	7,000	農業及日雇	(不定)	—	約7,000	
"	日雇	(食附)4,000	農業	(年) 18,000	—	5,500	
"	"	(年)46,000	日雇	(年) 21,000	—	約5,500	
"	農業	8,000	土工	(不定)	—	約8,000	自家米程度
"	出稼	(不定(殆んどなし))	日雇	2,000	—	2,000	
"	日雇	5~6,000	"	1~2,000	—	約7,000	
"	大工	(不明)	日雇及大工弟子	(不明)	—	12,000	父子合計額
"	日雇	3,000	看護婦見習	500	1,010	約5,500	他に嫁いだ姉より1,000円
5	竹細工職	3,000	日雇	1,500	—	4,500	
"	農業	(年) 60,000	鉄道員	1,500	—	6,500	他に米3.4俵とれる田あり
"	日雇	6,000	農業下働	(若干)	—	約6,000	
"	工員	(年)180,000	農業	(年) 50,000	—	約19,000	
"	農業	(田2反)	行商	10,000	—	約10,000	
"	日雇	10,000	日雇	8,000	—	18,000	
"	"	3~5,000	鉄道員	7,000	—	約11,000	
"	"	6,300	工員	2,500	810	9,600	
"	"	(年) 12,000	日雇及鉞夫	(年) 14,000	656	約3,000	
"	鉞夫	(年)200,000	自動車助手	5,000	—	約21,600	
"	農業及日雇	(田4反)	土工	4,000	—	約4,000	
"	日雇	(不定)	日雇	(不定)	—	7~8,000	合算生計
"	大工	(不定)	"	(若干)	—	(不定)	
"	日雇	7~8,000	内職	500	—	約8,000	
"	雑役婦	(日) 140	洋裁見習	800	—	約5,000	

家族 数	主たる生計の維持者		家計補助者		生活保 護法扶 助額	月 収 (平均)	備 考
	職 業	金 額	職 業	金 額			
5	木 樵	7,000	女 中	(年) 23,000	—	約9,000	他に畑若干
6	日 雇	4,000	工 員	2,500	—	6,500	
"	" 職	6,000	日 雇	2,000	—	8,000	
"	桶 農	6,250	農業及日雇	6,700	—	12,750	生計維持者一病弱 貧困
"	農業	(年)200,000	農 業	(年)100,000	—	25,000	
"	建 築	(不明)	教師及会社 員	10,000	—	約10,000	
"	農 業	20,000	工 員	5,000	—	25,000	生計維持者一病弱 貧困
"	日 雇	2,000	小 使	3,000	4,000	9,000	
"	" 職	1,700	女 雇	2,775	4,999	約9,500	
"	" 工	(不明)	農 業	(不明)	—	(不明)	他に畑7畝
"	土 行	5,000	農 業	1,000	3,000	9,000	
"	日 雇	7,000	" 婦	2,000	—	9,000	
"	" 雇	4~5,000	売 春	4~5,000	—	約9,000	他に畑3反5畝
"	" 雇	1,500	日 雇	750	—	2,250	
"	" 雇	3,750	日 雇	600	2,187	約6,500	
"	屋 根 葺	5,000	内職、日雇、 土工	4,000	1,423	10,423	他に畑3反5畝
"	日 雇	2,000	日 雇、女中	2,300	—	4,300	
"	農 業	(田4反・畑1反)	日 雇	若干(不定)	—	(不明)	
"	無 出	(ナシ)	運転助手	5,000	—	5,000	他に田畑3反5畝
7	日 雇	5,000	農業及日雇	(若干)	—	5,000	
"	大工及農 業員	(食附)4,600 (年) 30,000	日 雇	(食附)6,000 (年) 20,000	—	10,600	
"	工 務	(年)240,000	大 工	(年) 10,000	—	約4,100	他に田畑3反5畝
"	公 務	6,000	農 業	(年) 20,000	—	約20,000	
"	高 飲	7,200	大工及職工	4,500	—	12,000	
"	日 雇	(年)300,000	会 社	88,600	—	11,700	他に田畑3反5畝
"	農 業	(年) 96,000	日 雇	(年) 2,500	6,000	約32,300	
"	日 雇	8~10,000	林 業	8~12,000	—	約14,200	
"	農 業	8,000	行 商	500	—	19,000	他に田畑3反5畝
"	日 雇	7,000	内 職	1,000	—	8,500	
"	不 炭	5,000	日 雇	(不定)	630	8,000	
8	炭 焼	(不明)	"	4,000	400	5,630	他に田畑3反5畝
"	農 業	(年)300,000	農 業	(年)130,000	—	約4,400	
"	行 日	(不明)	露 天	(不定)	—	約36,000	
"	農 業	5,000	日 雇	5,000	—	(不定)	他に田畑3反5畝
9	農 業	(年)200,000	農 業	(年)100,000	—	10,000	
"	工 員	8,000	工 員	5,000	—	25,000	
"	農 業	(田1町6反・ 畑1反)	農業(出稼)	(不明)	—	13,000	2、3男の出稼ぎ による
"	鉦 夫	4,000	行 商	2,000	—	(不明)	
10	農 漁	(不明)	漁 業	(年)8,000	—	6,000	

備考

- 特に断りなきものは月額をあらわす。
- 家族労働による収入のみのものは除く。
- 家計補助者の額は合算額をあらわす。
- 家族数は児童を除く。

定期的な補助のうちには、母親が父親に倣つて、ときどき日雇に出て働らき、月一、五〇〇円を家計に入れてゐる他に、田三反畑二反の耕作をしているもの、又は補助収入七、〇〇〇円というものには、長女の嫁が、食費代をかねて家計に入れてゐるものなどがある。

不明とあるのは、毎月定期的に幾何かの補助は受けているが、額が判明しなかつたものである。

不定期的な補助を受けているものの中には、女中として他家に奉公している娘から、二・三ヶ月に一度送金してくるのや、特飲店で働いている姉娘二人から、盆暮に五〇〇円宛、妹達の衣料のたしにと送金してくるもの、半年に一回の送金等が含まれてゐる。

なお、異例なもの、即ち、いわゆる人身売買的ケースに近い例とでもいうか、本調査で把握された例として娘が女中に雇われた際、一年間に、二万三千円の約束をし、父親がその後、今までに、一万三千円を雇主から受取つてゐるもの、及び、長男の農家住込みによる一年間の賃金、一八、〇〇〇円を先に受取つて家計を補つたものなどがあり、当該年少者のおかれてゐる場も、こうした家庭的背景にあることが容易に肯けるのである。

(3) 生活保護法の適用の有無

親元二三八世帯中、生活保護法の適用を受けてゐるものは、四二世帯で、全体の一八%にあたり、生活扶助の最高額五、〇〇〇円のもの二件、最低一、〇〇〇円のもの四件あつた。

生活扶助のみを受けてゐるもの 二九

教育費扶助のみ "

八

兩者（前記）を	三
医療扶助を	二

計 四二

その他、本調査の実施時期には打切られていたものではあるが、最近まで受けていたものの内訳は次のとおりである。

昭和二八年五月まで	二
" 六月まで	一
" 八月まで	一
昭和二七年（異父入籍まで）	一

生活扶助のみによつて生活しているものは、世帯四でなかでもひどいのは、母が病身のもの、他は母が低脳のため働けない母子世帯の二件で、それぞれ、生活扶助費月一、六三〇円で三人暮しをしている。従つて、いずれも母の実家へ、ときどき泊りに行つたり、米や味噌、醤油を貰いにいつて、辛じて生活しているという状態である。

更にひどいのは、父が出稼ぎに行つて働いてはいるが、家元への仕送りは定まらず、母と子の四人暮しではあるが、これも亦母が低脳で働けず、やつと生活扶助の一、〇二四円が命の綱となつていふといふもので、扶助の

みで生活しているもののこれが第三の事例である。

これら生活扶助を受けている世帯は、以上のように、いずれ劣らぬ困窮振りを呈しているが、生活保護の適用を受けているものよりも更にひどい次の如き収入状態のものがある。これらは、法の適用を受けるか否かのすれすれの状態にでもあるものであろうか。

(イ) 父は大工職であるが、他県に出稼ぎに出ており、仕送りは殆んどない。母が日雇稼ぎで月二千円位の収入を得、当該年少者の第二人と妹との四人暮しである。長男は行方不明、二男は働らきに出かける途中水に溺れて死亡し、如何ともしがたく十四歳の当該年少者を働らきに出した形である。母は、「義務教育未修了については何とかお見逃し願いたい」と懇願している。どうしてか、生活扶助、教育扶助も受けていない。

(ロ) 父母共に健在で、年少者の第二人妹二人の六人暮しであるが、家は零細農で、やつと日雇をして生計を維持している。

その内訳は次のとおりである。

父の日雇による現金収入	一カ月	一、五〇〇円
母の日雇（月五日位）による "		七五〇円

計 二、二五〇円

農地 水田一反…米約二カ月分自給し得る。

畑三反：野菜、味噌などを自給する程度。

その他 和牛親子二頭を飼育しており、近く仔牛を売る予定。

(4) その他

以上の他に、更に別な道で家計を補っているものには、次のようなものがある。

(イ) 六人家族で、大工としての父の収入五、〇〇〇円、生活扶助費三、〇〇〇円を受けているが、それでも生活が苦しいため、季節によつて、山菜を採集して売り喰いをしている。

(ロ) 母子二人の家庭では母、生活扶助を受けず、和服仕立で月一、五〇〇円程度を稼ぎ出し、それに、六畳間を月一、〇〇〇円で間貸している。

5. 年少者を親元より手離した動機

親元から聴取したところによると、年少者を手離した動機は、大凡そ次のような理由があげられている。

(1) 生活貧困のため（口べらし）……………一〇四

このうち四件は親戚に養育を頼んだもの及び、出稼ぎが含まれている。

(2) 本人の希望によるもの……………六一

本人が希望するに至つた理由として、父母の怠惰によるものが一件あり、他は父母が本人の将来のために考え、就職させたもので、なかには、職業安定所の紹介によるものが五件含まれている。

(3) 家庭の不和及び貧困のため……………一六

不和の中には、兄嫁との間が悪く、旁々口べらしのため家を出たもの、及び義父、義母との不和、又は保護者である兄に厄介物扱いされて家を離れたものなどが含まれている。

(4) 父、母の愛情の欠除によるもの……………一一

このなかには両親がなく、叔父のもとに厄介になつていたものが一件含まれている。

(5) 本人の不良化のため……………一一

(6) 働かせてせめて衣類を整えさせるため……………四

(7) 本人の学校嫌いと口べらしのため……………四

(8) 友人、兄姉に誘われて……………四

(9) 父子二人暮して、父が働らきに出てしまつた後、家で一人いるのは……………一

淋しいから

(10)	父の貸借関係によるもの……………	三
(11)	父が殺人犯を犯し、白眼視されるのが嫌なことで、口べらしのため……………	一
(12)	東京見物という気楽な気持ちで叔母につれられ上京したもの……………	一
(13)	不明のもの……………	一五

計

一二三八件

6. 年少者を親元より手離した形態

前述のような理由により手離した年少者は形態としてはどんな形であるかを次の四つの範疇におさめてみると

就職 一七〇 農業見習、子守兼養育を含む

養育 三九

家出 一八

その他

施設収容 一

家計補助の労働

家事手伝

(二) 調査の結果、現在帰宅していることが判明したもの
(三)

不明 五

計 一二三八

二、年少者調査

年少者調査は、先づ親元を調査した際、親元からは聴取可能な限り、年少者について調査を行い、雇用先調査に移つてから、年少者に面接し、親元調査を受けて、なお本人にたしかめると同時に、本人自身でなければ調査することの出来ない事項について、これを行つた。従つて、二分された右年少者の調査事項中には重複するものもあり、しかも、親元調査及び雇用先調査において、当該年少者が不当雇用関係にないことが明らかとなつた場合は、順次、調査を中止しているため、年少者に関する事項については、むしろ、一括解明することがより便宜と考えられるので、ここに集録することとした。

1. 年少者の性別、年齢別について

親元調査から明らかとなつた当該年少者の性別、年齢別は、第六表のとおりであるが、男女共に、十四歳、十五歳、十六歳が圧倒的に多く、これらの占める割合は七四％に達する。しかも十五歳、十六歳の年齢の中にも、中学校在籍のまゝ親元を離れているものがあり、半数以上は義務教育未修了者となつてゐる。

これらの年少者は、長欠及び動向把握調査によつて不当雇用関係の疑いあるものとして、浮び上つてきたもので必ずしも、資料調査に上つてきたいわゆる人身売買事件の被害年少者と同一視することはできない。というのは調査の主体が中学生におかれてゐるために売春関係のような事例はないにしても、こうした家庭環境、社会環境にお

第七表 年少者の性別、年令別

性別 年令別	男	女	計
12歳	2	5	7
13	2	7	9
14	26	24	50
15	28	37	65
16	26	34	60
17	13	23	36
18	4	4	8
不詳	3	0	3
計	104	134	238
%	43.7	56.3	100

第八表

年少者の出身、受入県状況

出身地 受入地	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	計
北海道	—	—	1	5	1	1	8
青森	8	—	—	—	—	—	8
岩手	—	9	1	—	—	—	10
宮城	—	1	22	—	1	—	24
秋田	—	—	—	28	—	—	28
山形	—	—	—	1	28	—	29
福島	—	—	1	—	—	41	42
茨城	—	—	—	—	—	2	2
栃木	—	—	1	—	—	—	1
埼玉	—	—	2	—	1	—	3
千葉	—	—	2	1	4	2	9
東京	2	—	2	—	3	36	43
奈良	—	2	—	—	4	6	12
山梨	—	—	—	—	—	1	1
岐阜	—	—	—	—	3	—	3
静岡	—	1	—	—	—	—	1
愛知	—	1	—	3	4	1	9
不明	1	1	—	2	1	—	5
計	11	15	32	40	50	90	238

註 ☐ 内は県内受入を示す

かかっている年少者にとつては、一步誤ることによつて不当雇用關係にたやすく結びつく場におかれているということは、自明である。事実、後述するようにこの調査によつて、いわゆる人身売買的範疇に入る事例も判明したわけで、その大多数の不幸な年少者に共通した悪条件は、たとえそれが些細であり、年少者をとりま

く人々によつては、問題視されない事実であつても、子供の福祉の上からは警戒を要することが多い。この意味か

ら、ここに浮び上つた年少者の大多数も、以上のような立場からみられるものと云えようが、ここでは男女の差があまりなく、年少の男子も可成りこうした場におかれていることを物語つており、資料調査に現われた男女の差とは甚しい差異がみられる。

2. どの県に受入れられたか

年少者二三八名中、県内受入れのものが一三五名で、他県に受入れられたもの九八名、不明が五名である。

3. 就業の状態

(1) 離郷年月日

親元調査でふるい落された数は、二三八名中、五一名で、残る一八七名について年少者が親元を離れた時期を調べてみると第九表のとおりである。

第九表 離郷年月日状況															
年度別	月別												計	不明	合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
昭和25年	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1	—	2	5	
" 26 "	—	1	1	2	1	1	1	—	2	—	—	2	2	13	
" 27 "	2	5	7	5	2	5	2	3	5	3	5	4	—	48	
" 28 "	9	4	13	27	16	13	4	6	12	5	1	—	1	111	
計	11	10	21	34	19	19	8	9	19	9	7	6	5	177	10
															187

この表にみるとおり、離郷の月は各年度ともに、新規学卒者の就職時期である三月から六月までの間に集中し、夏

休みを経た九月に入つて又一つのやまをなしている。

この離郷年月は、資料調査に現われた「いわゆる人身売買事件」の被害年少者の就業時期と裏腹をなすものであるが、この月別状況も全く同様の傾向にあるものである。

(2) 業務内容

第十表に示すとおり、一八七名についての業務の内容をみると、農耕関係及び子守が一番多く、両者の占める割合は四割近い、子守の中には農業関係の子守兼家事手伝いがかなり含まれており、店の手伝いを兼ねているものもある。このような業務は、義務教育も修えさすことのできない、貧困家庭が、いわゆる「口べらし」のためにあずけるには格好な対象であり受入れ側としても、受入れ易い。どうか使い走りができる程度で、一般的な基礎知識もなく、喰うや喰わすの親元の生活に馴れている子供達にとつては、喰べたい盛りに十分喰べさしてさえ貰えれば一応は満足して、柔順に、しかも身に合つた仕事だけは果すにちがいないからである。又封建的意識のまだ残存している農村で、しかも貧農家庭に育つた子供達の心の底には、無意識のうちに、封建的な親子関係の道德観、奉仕、服従の觀念から芽生えた親孝行に自らを殉ずることに躊ちよしないものがあるであらう。このことはいいたくない子供達の感想の項にもよく現われているところである。

第十表 年少者の業務内容

業務別	男	女	計
農耕	30	6	36
工員	17	11	28
店員	8	6	14
子守	3	33	36
職人見習	10	3	13
土工	4	1	5
漁夫	3	—	3
鋏婦	—	1	1
接客婦	—	5	5
女中	—	16	16
(娯楽場旅館) (飲食店等)			
家庭女中	—	21	21
芸妓見習	—	2	2
施設収容	—	1	1
不明	—	6	6
(家出)			
計	75	112	187

なお、職人見習の女子は洋裁見習である。

(3) 契約内容

(イ) 契約期間

右のうち契約期間の判明しているものゝ状況を示せば次のとおりで、大部分は契約期間を定めていない。これは一応労働基準法の趣旨に添つたようにもみえるが、実情としてはどうにでも変り易い条件であり、貧困口べらしの故に就業した年少者にとつては、他動的要因によつて左右されるであろうことは容易に推察される。

第十一表 契約期間

2	ケ	月	1
6	ケ	月	2
1		年	7
2		"	2
3		"	8
4		"	1
5	年	以	3
期	間	を	108
農	閑	期	1
嫁	に	行	6
(る	1	く	
不	ま	立	9
		で)	
		詳	
	計		148

いまた、女の子であれば、「嫁に行くまで」、男の子なら「一人立ちするまで」という契約をしているのが、男女合わせて六件あり、全体の四%を占めているところからみても、法の周知徹底は未だしの感が強い。

(ロ) 賃金

賃金は第十二表に示すとおり、極めて複雑多岐なものになつているので、ともかく一表にできるだけ、判明したものをあげ、年少者のおかれてゐる地位の判定にも役立てようとした。もちろん、この中には、例えば、月収の最高五、〇〇〇円というのは、トラク助手として就業しているものゝ収入であり、これなどは、正規の就職であることが判明したものゝ一例である。然し、前時代的な年収、期間満了時、盆などの支払い形態及び養育を兼ねたもの等を合わせると七割近くが、これらに該当する。

第十二表 賃金額及び支払形態状況

支払形態 賃金の内訳	賃 金 の み		養育を かねて	実物給 与のみ	計
	固定給	歩合制			
日 収 120 円	1	—			
" " 160	1	—			
" " 200	2	—			
月 収 500	5	1			
" " 700	2	—			
" " 1,000	7	1			
" " 1,500	13	3			
" " 2,000	5	2			
" " 2,300	3	—			
" " 2,500	2	—			
" " 3,000	—	1			
" " 4,000	2	—			
" " 4,500	1	—			
" " 4,700	2	—			
" " 5,000	1	—			
年 収 3,000	2	—			
" " 10,000	1	—			
" " 15,000	3	—			
" " 18,000	1	—			
" " 7,000	1	—			
" " 25,000	1	—			
毎 月 小 遣 程 度	29	—			
期間(6ヶ月) 15,000	1	—			
了 盆 800	1	—			
" (衣類も) 1,200	1	—			
" 3,000	1	—			
計	89	8	36	29	162

実物給与又は養育を兼ねたもののうち、小遣程度大凡二、三百円程を支給しているものがあるので、これは、両者に跨つてだぶつた形になつていたので、下段の計は、この表では、大した意味はない。月収の低額なものは、住込労働であることはいうまでもないが、五百円、七百元程度のもは、これも小遣程度に多少色合をつけているといつたものであろう。

なんといつても複雑あいまいな給与形態としては、養育からめ

た実物給与で、就職とも養育とも判定の下せない表現のものが多く、いかにも「口べらし」のために、引取られていふという色彩が濃厚に現われているものである。実物給与のものと及び養育にからむ事例をあげれば、

(イ) 十四歳のK少年は、中学一年のときから家計の苦しいのを助けるため、といつても自分の口べらしもかねて、

近所の農家に雇われ、被服、食事を与えられ、別に親元へ、年に米一石五斗を支給する約束で働いている。従つて、学校へは、行つていない。

(d) 十四歳のM少女は、養育の形で引取られた家で、子守雑巾掛け、店の使い走り等をして手伝ひ、食事、被服、学校教育費を支弁され、義務教育修了後は、農業に従事、期間満了後は、一揃の着物を作つてもらふという約束であつた。

(e) 養育の名目で、祖父の実家へ引取られた十五歳のN少年は、子守、風呂わかし等をして家事を手伝ひ、米、味噌の不足のときはいつも親元から取りにくるといった程度。

(f) 十五歳のT少年は、一年の契約で農家に雇われ、まずどうか食事と着物を与えて貰ふという程度である。

備考

右(f)の調査報告書には、親元を離れた形態については、就職とも養育とも明記せず、「その他」の様に該当するように記入してあるが、調査者としても判定できなかったものであらう。

又、本人に対する実物給与の中には、親元へ毎月米二升宛とか、馬鈴薯とかを給与するもの及び求めに応じてときどき主食物を雇用先から贈与しているものがある。

更に、ここで雇用先における年少者調査で判明した実物給与の内容を具体的に示すと、次のようなものである。

(1) 盆、暮に、

。衣服、反物その他日常のもの（地下足袋、手拭等）の支給……………七件

。着物と帯と足袋と下駄。下駄位。スカートと浴衣、トッパ。ブラウスと下駄。下着類とシャツ、ズボン。希望の品を申出ることになつてゐるもの等……………一四件

(四) 盆にだけ、

スカート。帯と浴衣。下着。……………八件

(ハ) 作業衣支給……………四件

(ニ) 不定期に現物支給……………一四件

洋服生地。下着。反物衣類等

(ホ) 学用品を必要に応じて……………一件

右の実物給与をうけているものは皆、喰べさして貰つて、他に、五〇円から三〇〇円までの小遣いをもらつてゐるものが殆んどあるが、一円の小遣いも、衣服も支給されたことがないというものもある。

(ハ) 家庭への送金

これらの年少者の中には、給料全額を主人にあすけ貯金しているものが、三名あるが、雇主と親元との関係が特に密で、雇主から直接親元に送金している場合が可成りみうけられる。

例えば

昭和二十七年、二十八年と二回に分けて、親元へ一〇、〇〇〇円、昭和二十七年に四、〇〇〇円、翌年は一五、〇〇〇円と、雇主から送金しているもの及び、始めの契約で雇主から全額親元へ送金しているもの、ときに雇主から、

保護者である叔父に送金しているもの等があり、又、両親が、直接来ては、給料の全額をもつていく場合や、家から、足りないから送つて欲しいと云つてきたとき送金するものなどがある。従つて、これらは、年少者の労働を手に形に前借りになる虞れがないとはいえない。

年少者自身から親元へ送金しているもの及び今までに送金したことのあるものの状況は次のようなものである。

。日収二〇〇円の収入全額	一
。一、〇〇〇円	二
。毎月一、〇〇〇円	一
。五百円宛、数回	一
。月収のうちから毎月一、五〇〇円	一
。ときどき送る	二
。まとめては二、〇〇〇円—三、〇〇〇円宛	一
。お盆に少し	一
。小遣（月五〇円）がたまつたとき	一
。毎月、弟妹に学用品、衣類を	一
。帰郷したとき母に小遣いをおく	一

この他に、年収三、〇〇〇円を親元へ送つていものがあるが、これは、雇主からか、直接本人からかは、不明で

ある。

(4) 前借金について

前借金として受取つてゐることが判明したものは、二五件に過ぎないが、その他に、採用のとき着物を買つて与えたもの一件、支度料として、一、五〇〇円親元に渡したものの一件、旅費名儀で、一、五〇〇円出しているものが六件あつた。従つてこれらを合すると三一件のものが年少者の労働と結びつけた不当な金銭の授受を内容としているといつてよく対象者一四八名の二一%を占めている。

第十三表 前 借 金

2,000円	4件	支度料7,000 その後借5,000円
3,000	1	
4,000	1	
5,000	2	
6,000	1	
9,000	1	
10,000	4	
12,000	1	
15,000	1	
17~8,000	1	
18,000	1	このうち支度料 として3,000円
20,000	1	
21,000	1	
33,000	1	
不 明	4	
計	25件	

前借金の最高額三三、〇〇〇円を受けとつてゐる事例は、日雇家業の六人家族で、両親の日雇による稼高は、月四、三五〇円にしかならない。従つて、弟妹の教育費扶助を合わせて二、一八七円の生活扶助を受けているが、生活が苦しく十四歳の二女A子が、親元から遠く離れた関東のS県の一商店に、三年契約で女中兼子守として働らきに出たものである。

就職の際、支度料兼汽車賃として三、〇〇〇円受取り、一年ぎめの賃金一〇、〇〇〇円三年間分三〇、〇〇〇円を後から親に前貸していることが、雇用先調査で判明したものである。

二一、〇〇〇円親元へ前貸したのは芸妓置屋で、本人H子（一七歳）が不良化したため親元では、教育の意味で好きな芸道に入らすため、養育名儀でやつたつもりであるが、雇用先からは親元への前貸金として前記金額を支給しており、本人の稼高の取り分の五分をこの借金の穴埋めにされている。

次いで二〇、〇〇〇円を前借した事例の年少者は、父が犯罪を犯し、母親に逃げられ、一家離散した家の子供で、小学校を修えたかどうかの十二歳になるH子である。

H子は、宮城県の我家を離れ、埼玉県の農家に家事手伝いとして住込んだについては、母親が五年位はおいて欲しいと頼み込んでいる。その後、父親がH子を連れて行き、その際、この金を雇主の手から受取っているのである。H子の実兄（一七歳）は、既に昭和二十四年から同じこの農家に住込んでおり、七年間の約束で、当初年ぎめの一〇、〇〇〇円について、前借のあつたことが判明した。

両親共に普通ではないが、自ら自分の子達を、上から次々と前借労働に出しているのである。にも拘らず、数年来この方、取締機関にも発見されず、たまたま、本調査で浮び上つたというのは、受入先の農家が、雇入に対して親切でもあり、農家であつたということが、大きな理由と考えられると同時に、目立ち易い特飲業者とは性質が違うが、こうした農家には、なおこの様な事例が多くかくされているのではないかと思われる。

一五、〇〇〇円の前借をした事例も、家は零細農家で、殆んど父の日雇で生計を維持している状態である、従つて、未だ義務教育も完全に修了していない五女S子を転学と称して、東京の農家へ手伝いとして出し、一年契約で、前記の金額を雇主から直接親が受取っているのである。

(5) 仲介人及び仲介手数料について

前借金を受け取つてゐるものは、むしろ親が直接屋主に結び付いてゐる場合が多いからみても第三者たる仲介人の介在は、割合に少く、又、仲介人にも、取立て、いふべき悪質な、いわゆる仲介業者は極く稀であつた。

しかも、第十四表によると、仲介人の男女の割合は、女子が男子の半数以下になつており、従来の資料調査の結果が、男、女共に相伯仲しており、数も事件の被害年少者の三分の二に達する程の多数とは、甚しく様相を異にしている。

常習の疑いあるものは二件で、二十歳代の男と四十歳代の男二名の共同によつて仲介したもの及び朝鮮人の男とのみしか判明してゐないものが一件宛あつた。

仲介手数料についても、あまり問題になるものではなく、次のような状況である。

第十四表 仲介人の性別年令別

性 別	男	女	性不詳	計
年令別				
20歳未満	2	1	—	3
20 ～ 29	4	4	—	8
30 ～ 39	5	1	—	6
40 ～ 49	4	3	—	7
50 ～ 59	3	—	—	3
60 以上	2	3	—	5
不 詳	12	3	14	29
計	32	15	14	61

なし

不明

旅費の支払(屋主より)

現物謝礼

旅費弁当代

二六

二九

一

二

一

一、〇〇〇円

一、〇〇〇円

仲介手数料二、〇〇〇円を受取つた仲介人は、T子(十六歳)をあつせんする際、世帯主である祖母に一、〇〇〇円をにぎらせ、本人に五〇〇円を持たせ、愛知県の某織物業にあつせんし、雇主からは、前記手数料の他に旅費をこめて計八、〇〇〇円を受取つてゐる。

仲介人は、山形県最上郡釜淵の某といふ、祖母も親戚もそのものゝ氏名は知らない。たゞ、近所の農家で知つてゐる家に入入りしてゐて、その農家の紹介で、T子の家へ来て、祖母を説得したわけである。従つて、その他の事情からみても、常習のものと目されるに十分なものである。

又、一、〇〇〇円仲介手数料をとつた仲介人は、常習者で、昨年も被害者M子の部落にきて出稼人の募集をしてゐた顔見知りの松井という男である。M子の話によれば、在籍生徒を含め三〇名を周旋したといつてゐる。

(6) 仲介人と年少者との關係

前述した、仲介人の手数料についてあげた常習仲介人二名の外は、殆んど大部分が、近所や知己、親戚などで、当該年少者の家庭の窮乏を救うため、又は本人のために就職先をあつせんしたものであり、いはゞ縁故紹介である。

このうち教師が一名あるが、これも好意に基くものと思うが、義務教育未修了の児童を、労働基準法が最低年令以下の者に対し禁止している、工業的部門であるミシン工場にあつせんしたもので、あつせん者が、学校の先生であ

るところに問題がある。

4. 拘束の有無

年少者が、雇用先において、どんな取扱いをうけているか、即ち、労働条件以外の分野で、年少者の生活が自由であるか又は拘束を受けているかをみるために、一応、面会、外出、通信の三つの面から年少者に、これを質し、これを明らかにしようとして行つたものであるが、その状況は次のとおりである。

第十五表
仲介人と年少者との関係

人己主人人戚弟人師明	17
の知用	15
の知主の	1
父用郷	6
叔親雇同教不	1
	6
	2
	2
	2
	1
	10
計	61

面会、外出、通信ともに自由であると答えているものは、九二名で、通信のみが自由でないと答えているものが二名ある。

面会その他自由であると答えているなかでも、実際には、文字の読み書きが出来ないから、手紙は書いたこともないし、又「会いに来る人なんかいない」と、淋しげに答えている者又、外出は自由だとしても、「実際には行くところなどないから外出したことはない」と云つてゐる者、通信は、一応自由だが、「どうも雇主は目を通してゐるらしい」と卒直に告げているのは三名いる。

「通信のみは自由でない」と答えているものの一つは、義務教育期間中にある秋田県出身のT子（十五歳）で、昭和二十七年二月に千葉の農家に雇われて農業手伝に従事しているのであるが、書状は、雇主に見せてから出し、本人に来た書状は、雇主が開封して読んでから渡されるが、渡されないこともあつたという。

手紙は親元から、昭和二七年に二回、昭和二八年に三回きたが、その他に、直接渡されなかつたもので後で知つたものが二本きていると語つてゐるが、なおT子が親元へ「もう一年か二年いなくちやならない」と書いたら「さもこつちで使つてゐるようと思うからそんなこと書かないほうがよい」と言われ書き直したこともあり、こうして訂正されたことは三回位あると答えてゐる。

他の一つは、叔母のもとに来てゐる年少者の場合で、叔母として姪の監督から封書はみられるというのである。

5. 帰郷の有無

年少者が雇用先に来てから帰郷したことがあるかどうかについては、

有りと答えてゐるもの

四九

無しと答えたもの

五九

で、帰つたことのあるものは、旧正月、盆、暮、だとか、家人の死亡したときに帰つてゐるもので、なかには、近所に住込んでゐる場合は、使ひのときなど、家が近いからときどきよれるといつてゐるものが四名あり、更にそのうちの二名は、家は近いが帰りたくないといつてゐる。

帰つたこと無しの五九名のなかには、

。まだ来たばかりだから

六

。帰りがかつたが帰さなかつた

一

。旅費がないし、主人も許さないから

一

。父死亡の電報がきたが帰らなかつた

。叔母が、旅費のないのと忙しいのとで帰してくれない

と訴えているものがある。

6. 帰郷希望の有無

帰郷したいと思うか、どうかの希望の有無については、希望しているものが、一九名で、希望しないものはその約三倍にあたる五六名で、その他一〇名となつてゐる。

希望しているという者の理由は、

。一度帰つて母の顔がみたい。

。お正月には家へ帰りたい。

。いつまでも愛知で働らいていても仕方がないので、ゆくゆくは、親元へ帰つて働らきたい。

。盆、暮には帰りたい。

。約束の一年がたつたら他国へゆきたい。

。国元に帰つて親兄弟と一緒に暮したい。

。国元には帰りたいが、家は貧しいから帰らないで、どこかで働らきたい。ここにはいたくない。

。母が病身だから家の近所で働らきたい。

。三年の年季が明けたら……それまでがまんしている。

。ともかく家へ帰りたい。

以上のようなことを訴えているが、たゞ「ともかく家へ帰りたい」というのが約四割を占めている、ともあれ、親元を離れ、或いは義務教育を終るか終らないかに、他郷に雇われて働らく、いたいけない年少者の切なる思いが溢れている。こうしてともかく、いまは淋しい思いをしているにしてもこの希望をもっている子供達の心の底には、懐しい親、兄弟やそして我家そのものに対するノスタルヂアが残されているだけでも、心のよりどころがあるという意味では恵まれているといつていいのではなからうか、というのは、むしろ後述する「帰郷の希望がない」と答えている子供達よりは、という意味からである。ところで希望無しとする大多数の年少者のその理由は、どんなことか、ここでも生の答こたえをそのまま紹介することとする。

。家庭が不和だから

。家はびん乏で、食べるのも十分でないから。

。自分の家にいるよりはよい。

。余り帰りたくない。

。金がかかるから、もつと貯金をしてから帰りたい。

。国へ帰つても山ばかりで、遊ぶところもなく楽しみもない、でも家が嫌というわけではない。

。家へ帰つても楽しくない……家族の顔はみたい。

。このまゝ続けて働らいていたい。

。お嫁に行くまでいたい。

。東京かどこか派手なところで働きたいが、帰りたくはない。

。数年間はあきらめている。

。家が面白くないから。

。ほんとうの父ちゃんでないから……こちらでは、何でも買ってくれていい。

。別の店に勤めても家へは帰りたくない。

。着物を作つて貰えないから帰りたくない。

。家が貧しくて皆が困るばかりだから。

。もう少しいろいろ覚えてから帰りたい。

。母の身持ちが悪いから、親子の縁を切りたい。……父ちゃんがきたときは嬉しい。

。家へ帰れば百姓しなきやならないし、それが、いやだから。

これらの中で一番多く、しかも全体の半数を占めているのは、「余り帰りたくない」というのである。

その他の理由のなかにも、「帰りたくない」気持ちが働いている大きな要素は、家が貧しいことに原因しており、

これらは、言葉の端々から吸み取れることであろう。

「その他」には、特に、意思表示しなかつたもの及び勤め先が、近隣のため特になんかということはないと答えているものが含まれている。

7. 業務上つらいこと

働いていて、一番つらいと思うことは何かをきいてみると、次のように、いろいろなことがあげられている。勢い、それは自分の担当している業務そのものとの関連でみなければ、年少者達の訴えが、切実に反映しないうらみがあると思ひ、特に、この発言内容には、できるだけ職業を記入してみた。

。冬ひびが切れている手を水の中に入れるのでつらい（子守兼家事手伝）

。子供の泣き止まないとき（子守）

。朝掃除をさせられるとき、冬などはとてもつらい（家事手伝）

。一人で畠などなるのは、つらい（農業手伝）

。来たときは、叱られたり、失敗したりしたときなど、つらかつたが、今は別にない。

。店も炊事の方もするのでつかれる。お金の計算をまちがえると、ひどく叱られる。（店員兼女中）

。営業時間が、まちまちなので睡眠が足りない。（飲食店女中）

。九時頃店を閉めてから後始末などで、寝るのは十一時すぎとなり、朝の仕度などもさせられるので睡眠時間が足りない。（料理店女中）

。子守と台所と、農業といろいろしているのでつかれる。

。病人の看護に、何度も起きなければならない。（農家の女中兼子守 一五歳）

。あまり使われるのと、叱られるので、すべてがつらい（農家女中 一五歳）

○睡眠を思うようにとりたい（錢湯女中、特飲店女中）

○客引きのとき、お客がすぐにこないとき。（売春婦 一七歳）

○朝早いこと、夜遅いこと、いやらしいこと。（特飲店女中）

○客からいやらしいことを強いられる。（特飲店女中）

○病氣をしたとき、家へ帰りたいと思つた。（女工）

○仕事に馴れないこと。（女工）

○馴れないところで働らくのがつらい。（＂）

○店の者が、物がなくなると盗つたのではないかと疑われること……大抵置き忘れたもので後で出てくる。（具

服店女中）

○別につらいことはないが、赤坊が大きくなると帰えされるのではないかと心配だ。（子守）

○親のことで、学校のことを思うとつらい。（女工）

○一日中、子守をさせられること。

○家へ、二度程逃げ歸つた。（子守）

以上の發言は、女の子の發言であるが、この他に、涙を流して話し得なかつた女工や、雇主の手前をばかつて言わなかつたものもある。

男の子の方で、感じている「つらいこと」は、

○雨の日、雪の日の配達と水仕事。（魚屋店員）

○遊ぶ時間がない。（トラック助手）

○始めは、骨が折れたが今はそうでもない。（土工、左官、農業手伝等）

○田植などは始めてなので、つらかった。

○馴れないため、船酔いすること。（漁夫見習）

で、自ら、女の子と男の子との感じ方の違いがよく出ている。

8. 将来の希望

年少者の将来の希望については、これも亦まちまちであるため、女子と男子に分けて、その希望を紹介することにする。

女子の部

。適当な時期にやめ、結婚して家庭に入りたい。

。立派な一人前の芸者になる。（芸妓見習 三）

。年期が明けたら、家へ帰り、田や畑を耕す。それからゆつくり考える。（子守）

。一人前になるまで、このまゝで働きたい。（子守兼家事手伝）

。現在の処で働いて、家庭への送金と自分の貯金ができるようになりたい。（子守）

。年期が明けたら百姓に嫁入りしたい。（農業手伝）

。自分、ここにいたい。(七)

。家の近所に使つてくれるところがあれば帰りたい、親元で働きたい。(三)

。親と兄弟のことを思うばかり。自分が働らくことによつて、親、兄弟が生活していけると思えば、我慢する。

。早くこんな商売から足を洗いたい。家が貧しく、長女だから、親の手助けのために働らいている。(売春婦)

。田舎へ帰りたいとも思うが、どこかの女中になつて働きたい。(特飲店女中)

。考えたことがない。今迄つらいことばかりだから。(酒屋女中兼子守 一五歳)

。農業をやりたい(呉服店女中、農子守)

。父の所へ歸つて働きたい。(女工)

。もつと収入のあるところで働きたい。(肉店々員)

。女工になつて収入を得たい。(農子守)

。メリヤス工場、縫製工場等に入つて、よい女工になりたい。(ミシン見習)

。タイピストになりたい。(会社員宅女中)

。学校卒業後、雇主方で、お嫁入仕度及び和洋裁を修得したい。(女中)

。別にきめていない、考えていない。

以上のなかでは、最後の「別にきめていない」が圧倒的に多い。

男子の部

。いまのまゝ百姓になる、勉強は好きでない。

。埼玉県に、このまゝいたい。

。勤先をみつけて、サラリーマンになりたい。

。立派な百姓になり、自立したい。(七)

。学校に行きたい。

。学校を出て、町へ出て勤めながら、学校の先生になりたい。(農業手伝)

。一人前のそば屋になりたい。(そば屋見習)

。魚屋になりたい。(魚屋店員)

。自動車の運転手になりたい。(自動車助手)

。親元へ帰つて百姓をしたい。

。二、三年農業手伝をやつて後、手に職をおぼえ、職人になりたい。

。将来、東京で暮したい。(土工)

。菓子職人になりたい。(菓子職見習)

。よい商人になりたい。(配給所店員)

。こんなにやく屋になろうと思う。(こんなにやく店々員)

。左官職をおぼえ独立したい。

。修理工場主になりたい。(修理工)

。このまゝ、働らいて製材工になりたい。

。一人前の漁師になりたい。

。自動車の免許状をとりたい。(トラック助手)

。大工になりたい。

。考えていない。

男の子の場合も、最後の「考えていない」が圧倒的に多くなっているが、年少の故の判断力が未熟とばかりは云えないで、むしろ大部分は、苦しい生活にばかり馴れてきているため「諦め」に通ずるものがあるように思える。然し、やはり女の子より、男の子の方が、より現実的で大方は、現在従事している仕事を通して自立してゆこうという意欲と、具体性がみられるのは、ここにも、男女の本質的な差の現れとでもいうものが見られないであろうか。

三、雇用先調査

1. 雇用先における年少者の年齢別、男女別雇用数及びその雇用経路

親元調査に於て不当な雇用関係にあると認められたもの、その疑いのある者、又は親元の不在その他の為、親元地に於て充分調査し得なかつたものの六二件について雇用先調査を行つたが、不当な雇用関係にあつたものの具体的実例は後にゆずるとして、これ等雇用先において判明した年少者の一般的状況についてのべれば次のとおりであ

第十六表 (雇用先調査)年齢別、男女別雇用者数及年少者の雇用経路

業種別 雇用者数及雇用経路	雇 用 者 数						年少者の雇用経路						
	合 計	満18歳以上		満18歳未満				職安 定 業所	縁 故	直接 募集	仲 介 人	そ の 他	備 考
		男	女	男		女							
				満15 歳以 上	満15 歳未 満	満15 歳以 上	満15 歳未 満						
海産物店	3	2	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	親元調査の対象となつた年少者2名就業
荒物雑貨店	2	—	—	1	—	1	—	—	—	1	1	—	
魚店	2	—	—	1	—	—	1	—	1	—	—	1	
〃	5	3	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	
酒店	3	1	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	
軽飲食店	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	
飲食店	11	4	6	—	—	1	—	—	1	—	—	—	
洋品店	3	1	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	
靴店	3	1	—	2	—	—	—	—	2	—	—	—	
米穀配給所	4	1	1	1	1	—	—	—	2	—	—	—	
ミシン縫製店	3	1	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	親元調査の対象となつた年少者2名就業
お湯屋	5	1	3	—	—	1	—	—	1	—	—	—	
麵類製造業	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	
洗濯業	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	
建築業	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	
左官請負業	6	4	—	2	—	—	—	—	2	—	—	—	
会社員	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	
自動車修理工場	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	
ミシン附属品工場	5	—	4	—	—	1	—	—	1	—	—	—	
織物業	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	
〃	24	3	13	—	—	7	1	—	8	—	—	—	
〃	11	2	8	—	—	1	—	—	—	—	1	—	
〃	31	5	19	—	—	7	—	7	—	—	—	—	
〃	42	7	26	2	—	7	—	—	1	—	8	—	
織物業兼農業	3	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
〃	9	—	5	1	—	3	—	—	4	—	—	—	
ガラ紡製糸業	25	2	9	3	—	11	—	5	—	—	9	—	
〃	4	1	2	—	—	1	—	—	—	—	1	—	
農業	2	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	
〃	2	—	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	

雇用者数及 雇用経路 業種別	雇 用 者 数							年少者の雇用経路						
	合 計	満15歳以上		満18歳未満				職安 定業所	緑 故	直接 募集	仲介 人	その 他	備 考	
		男	女	男		女								
				満15 歳以上	満15 歳未満	満15 歳以上	満15 歳未満							
農 業	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—		
"	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—		
"	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1		
"	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—		
"	2	—	—	1	—	—	1	—	1	—	1	—		
"	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—		
"	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—		
"	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—		
"	2	1	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—		
"	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—		
農業兼八百屋	2	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—		
農業兼海苔採取	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—		
漁 業	6	5	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1		
"	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1		
回 漕 店	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—		
旅 館	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—		
料 理 店(※)	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—		
"	7	—	6	—	—	1	—	—	—	—	1	—		
芸 妓 置 屋	3	—	2	—	—	1	—	—	—	1	—	—		
"	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—		
"	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—		
"	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—		
ハ ウ ス 業	2	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—		
特 飲 店	13	—	12	—	—	1	—	—	—	—	—	1		
"	2	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—		
カ フ エ ー	3	—	—	—	—	3	—	—	—	3	—	—		
キャバレー(※)	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—		
合 計	276	48	126	28	5	64	5	13	40	8	31	10		

備考

- 延59雇用先
- (※)印のキャバレーと料理店は満18歳以上の者の数不明のため年少者数のみ記入。
- その他は本人直接応募及び親元よりの直接依頼等によるものである。

る。

なお、六二件のうち三件は雇用関係でなかつたもの、或は雇用先の所在地が転居で不明であつたためを除き、更に二件は年少者が同一雇用先に就業、重複するので同様除外し、実数は五七件となる。

この調査で把握された雇用先における労働者の総数は二七六名であるが、二、三の織物工場を除いては一般に雇用者の数は少く、殆んどが一五人未満であり、五人未満というのも相当みられる。殊に業種として最も雇用先の数の多く上つた農業についてみると、大部分が雇用の年少者（主として満一五歳以上の男子）を家族以外の労働力として使つており、各種の商店、製造業、料理店、特飲店等も同様に零細な企業や小規模な経営を営んでいるのであつて、こゝに働く年少者の雇用条件もおのづから家族労働的であり、劣悪なものとなつてくる。

年齢的には満一八歳以上のものが一七四名、満一八歳未満のものは一〇二名であつたが、満一八歳未満の九〇％は満一五歳以上の者であつた。これを性別、職種別にみると、満一五歳以上満一八歳未満の女子は満一八歳以上の女子に次いで多く雇われておりこれ等の女子年少者は主として織物工場の女工として働いているもので、次いで商店、特飲店、料理店、芸妓置屋に多い。なかでも芸妓置屋、特飲店、カフェー、料理店のように児童の福祉に反し、又そのおそれのあると思われる業態に年少者が働いている実態は問題である。その他、農家の子守兼家事手伝、作女として就業している。

満一五歳以上満一八歳未満の男子も荒物雜貨店、魚店、靴店等の住込店員や、左官、建築業、洗濯業、漁業のように技術や腕を身につける職業についており、更に前述のように農家の作男として働きに出ている。満一五歳未満

のものは男女各五名あつたが男では魚店小僧、米屋店員、麵類製造業工員、作男、漁夫として働き、女は魚店店員、織物女工、農家の子守等で、特飲店に働くものも一名あつたがこれ等は何れも義務教育未終了のまゝ、就職に養育にと出されているものであつて、その上製造工業や、特飲店等年少者の禁止業務についていることは満一五歳以上の者以上に問題である。次いで年少者はどの様な雇用経路でこれらの業種についたかをみると、最も多いのが縁故關係によるもの四〇名で、続いて仲介人によるもの三一名であり、合せて六九・六%が知人縁故關係をたより、仲介者の口きゝで就業している状況である。これは地方農山漁村等に於ける就職の手づるの主要なものではあるが、一方に於て親元の貧困や無知につけこんだ悪質な仲介人の介在するところとなるのではなからうか。職業安定所を通じて就職したものは一三名（一二・七%）で、その他本人が直接雇用先に応募したもの、親元より依頼したものの、雇用先が直接募集したものである。

2. 出身県、受入県別年少者数

以上述べた雇用先に働く年少者は何県から出ているのであるか。第十七表によれば東北六県よりの出身者が圧倒的に多いのはこの調査からいつて勿論のことではあるが、一〇二名中八八・二%の九〇名を占めている。このうち親元調査を行つたもの五九名を差引くと三一名の年少者が現在、親元調査を行つた年少者と同一雇用先に働いている訳で特定出身県からの受入傾向といつたのがみられる。県別に、東北六県よりの主な流れをみると、出身者の最も多いのは山形で二八名あり、次いで福島の一三名、宮城の一七名の順である。これを受入の面からみると、県内の受入では宮城、福島が多く、県外へ出たものでは岩手から愛知や静岡へ、宮城から埼玉、千葉へ行つたもの、秋

第十七表

(雇用先調査) 出身県、受入県別年少者数

受入県 出身県		北海道	青森	岩手	宮城	山形	福島	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	静岡	岐阜	愛知	合計
青森	森手	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	3
岩手	宮城	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2	5	—	6	14
宮城	山形	—	—	—	6	1	1	1	3	3	1	—	—	—	—	17
秋田	福島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5
山形	栃木	—	—	—	—	—	—	—	1	2	3	4	—	3	13	28
福島	埼玉	—	—	—	—	—	7	—	—	1	8	4	—	—	3	23
小計	合計	4	1	2	7	1	8	1	4	6	13	10	5	3	25	90
新潟	新潟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
静岡	静岡	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
岐阜	岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
愛知	愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
宮崎	宮崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
鹿児島	鹿児島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
合計	合計	4	1	2	7	1	8	1	5	6	14	10	7	3	33	102

備考 ○東北6県の出身者90名。
□は県内受入を示す。

田から愛知、山形から愛知、神奈川、東京へ、更に福島から東京、神奈川、愛知へという就職状況がみられ、なかで

も愛知は二五名の東北出身者があり、次いで東京の一三名、神奈川の一〇名の順であつた。

3. 年少者の労働条件

今回の調査で雇用先又は親元に於て判明した年少者の労働時間、休憩、休日等の労働条件を職種別に概観すれば次の状況である。

(1) 農家の作男、作女

① 労働時間

最も多いのが第十八表(1)の①にみられるように「朝から寝るまで雇主の家の者と同じに働く」というもので、大休朝、日の出る五時、六時頃から日没後八時、九時頃迄畠仕事に屋内作業にと長時間何かと働いているのが実状のようである。更にこれが農繁期ともなると午前五時〜午後十時迄というものや、甚しいのは朝二時起きして夜十時頃迄働くこともあると答えているものもある。反面、民生委員をする者の家庭で養育され乍ら、学びつゝ一日六時間程度働くものや、就学後一時間位働くと答えた幸福なものもあつた。

② 休憩

一般にこの長い労働時間に比べ休憩時間は少く、(1)の②表にみられるように「特にない」「疲れたら休む程度」と答えているものが多く、一日一時間半程度とか、食事後十分位と九時、三時のお茶時に休む以外はゆつくりしているときがないという状況である。

第十八表 年少者の労働条件

(1) 農家の作男、作女

① 労働時間

労働時間	人数	備考
朝から寝るまで雇主の家族の者と同じに働く	18	○ 農繁期は午前5時頃～午後10時頃となる
午前5時～午後7時迄	1	○ 忙しい時は午前2時頃～午後10時頃となることもある。
“ ～午後9時迄	4	
午前6時～午後8時迄	2	
午前8時～午後9時迄	1	
1日6時間(学び乍ら働く)	1	
就学後1時間(“)	1	
不 明	2	
計	30	

② 休憩

休憩	人数	備考
特になし(疲れたら休む程度)	28	○ 食事の後各10分位と9時、3時のお茶時に休むがゆつくりしている時はない。
1日1.5時間程度	1	
不 明	1	
計	30	

③ 休日

休日	人数	備考
月1回程度祭日に休む	5	
盆、正月、祭	4	
1月に2日	2	
“ 1日	1	
農閑期に家に帰る	1	
“ は1日15日の2日間、農繁期はなし	1	
“ は毎週1日、農繁期はなし	2	
自 由	1	
なし(殆んど皆無)	10	
1週1日(学校の休日)	2	
正月7日間	1	
計	30	

③ 休日
こうして来る日も来る日も毎日働き続けている一般の農民にとつて休みの日は又とない楽しみであるが、③表にみるように「休日が始んどない」と答えたり、あつても盆、正月、祭の日、地方の物日等に休んでいるようであつ

(2) 子守兼家事手伝及一般家庭女中

① 労働時間

業務	労働時間	人数	備考
子 守 兼 家 事 手 伝	午前5時～午後9時迄	2	午前6時～午後9時までのうち1名一農繁期は午前5時～午後10時まで
	午前5.5時～午後7時迄	1	
	午前6時～午後5時迄	1	
	〃 ～午後9時迄	5	
	午前6.5時～午後10時迄	1	
	午前7時～午後7時迄	3	
	午前8時～午後6時迄	3	
	〃 ～午後7時迄	1	
	〃 ～午後9時迄	1	
	雇主の家の者と同じ 特に定めない	1 3	
	小 計	22	
家 庭 女 中	午前5.5時～午後9時迄	2	
	午前6時～ 〃	3	
	〃 ～午後10時迄	3	
	拘束9時間（始業、終業不明）	1	
	小 計	9	
合 計		31	

② 休 憩

業務	休 憩	人数
子 守 兼 家 事 手 伝	特にない（子供を相手に遊ぶ）	17
	昼食後約2時間位	1
	1日1時間位	1
	不 定	2
	不 明	1
	小 計	22
家 庭 女 中	仕事のないとき、3時～4時	1
	不 定	8
	小 計	9
合 計		31

① 労働時間

(2) 子守兼家事手伝及一般家庭の女中

てそれすらも農繁期にはないというのである。したがって時には勤め先をみつめてサラリーマンになりたいという夢をもつことがあつても、早く立派な百姓になつて自立するのだとか、年期が明けたら家へ帰つて嫁に行かれると自らを励まして働いているのである。

る。

家庭の女中は子守よりやゝおそく夜九時、十時に仕事が終りようやく自由な時間となるといつたのが普通のようなのである。

② 休 憩

家事労働、子守等この種の仕事に休憩といつた明確なものはないのであつて、殆んどが「特にない」という実状である。子守は子供を相手に遊ぶ仕事それ自体が休みであるともいえ、女中では「不定期に仕事の閑をみて一息つく」といつた様子である。なかには子守で雇主の子供について幼稚園へ行き、午前中から午後二時迄昼食も食べずに待たされているといつたものや、年少者感想欄にもみられるように、子守に、家事労働に、島仕事にと何重もの

③ 休 日

業務	休 日	人数
子守兼家事手伝	1週に1日	2
	盆、正月その他月2回位(祭日)	2
	1月3回半日づつ(昼から)	1
	1年に1日	1
	めつたに休む事がない 定めがない(閑な時をみて休む)	5
	不 明	9
	小 計	22
家庭女中	1月に2日位	2
	希望により	2
	不 定	1
	な し	4
	小 計	9
合 計		31

家事労働に従事するものの労働時間は日によつても異なり、又判然と何時から何時迄ともきめられないが、判明したおおよその労働時間は次のようである。子守はその職種からみても、又年齢的にいつても朝は六時頃から働くが、夜の仕事終めは一般に早いようで大体七時〜九時頃というのが多い。然し農家で働くものは農繁期ともなれば、朝は五時から夜は十時頃迄家族の者と同じく忙しくたち働いてい

労働を背負い、手にひびやしもやけを作つて働いているのがある。

③ 休日

休日も特にこれという定めがなく、適宜「閑な時に休む」といつたもので、「めつたに休む事がない」とも答えている。然し雇用先のなかには子守に定期的に一週一日の休日を与えているのや、盆、正月及月二日位物日ものひに休ませるというもの、遊びたいさかりの子供であるから一月三回、昼から遊びに出してやつているというのがある。

(3) 工員

① 労働時間

労働時間	人数
三交替制による	1
午前6時～午後8時迄	1
午前7時～午後7.5時迄	1
〃 ～午後5時迄	3
午前7.5時～ 〃	1
〃 ～午後7時迄	2
午前8時～午後5.5時迄	2
〃 ～午後6時迄	2
〃 ～午後8時迄	1
計	14

備考 ○午前8時～午後8時迄（午前5時～午前8時迄）家事労働
○三交替制
①午前4時～午後2時
②午前4.5時～午前8時
午後12.5時～午後4.5時
③午前8.5時～午後6時

② 休憩

休憩時間	人数
1日1時間	9
1日1.5時間	3
1日0.5時間	1
特になし	1
計	14

③ 休日

休日	人数
1週1日（電休日）	11
1月に3日	2
1月に2日～4日	1
計	14

この調査中、年少者の就業職種の間では比較的近代的な労働条件の下で働いており、三交替制により週休をと

り、一日一時間～一時間半の休憩をとるといつた恵まれた状態のものもあつたが一方、中小企業の工場に於ては朝の七時から午後の七時半迄というもの、八時の就業時間前に、五時から家事労働に従事させられるといつた住込の女工もみられた。

② 休憩 及 ③ 休日

概して前述の如く、他の職種に比べともかく休憩時間も比較的とつており、休日も週一日の電休日に休むといつた者が多い。

(4) 旅館、飲食店等女中

① 労働時間

労働時間	人数
午前6時～午後7時迄	1
" ～午後11時迄	1
午前7時～午後12時迄	1
午前8時～午後7時迄	1
午前9時～午後12時迄	2
午前10時～午後9時迄	1
実働10時間位	1
特に定まつていない	1
家族と同じ様に働く	1
計	10

② 休 憩

休 憩	人数
雇主の家族と同じ	1
適 宜	1
定まつていない	8
計	10

③ 休 日

休 日	人数
1月に2日位	1
" 1日	2
1週に1日	2
なし(休みらしい休みはない)	4
家 族 同 様	1
計	10

この業態は次にあげる芸妓置屋や、特飲店等に共にその終業時間はおそく不規則であるが、このことはこゝに働く年少者にも影響し、殆んどが成人と何等変ることなく、深夜まで働かされている実状のようである。(4)の①表によれば朝は六時からというのもあるが、一般には午前八時、九時、十時というようにやゝおそく始まる。然し夜間は長時間営業し、年少者であり乍ら毎晩十一時、十二時迄働くというのがあり、したがって睡眠の不足を訴える声が多い。

② 休憩 及 ③ 休日

こゝでも休み時間という定まつたものはなく一日働いているのであるが、休日は週一日或は月に一、二日もらつていようである。然し休みらしい休みをもらつていないと答えたのも約半数あつて子供ならずともこれでは体にこたえ、まして伸びざかりの年少者にとつては大きな問題である。

(5) 芸妓及女給見習等

① 労働時間

こゝで働くものは夜がおそいのは当りまえのことゝされているようで、午後十二時はおろか一時までといったものもみられる。そしてそれにもかゝわらずいゆる見習期間中は朝の早いのもみうけられ午前六時、七時頃から働かされているものもある。一人前に認められたものの一日は、大休、午前十時頃起床し、十二時迄掃除その他をやり、十二時に朝食、十二時から午後の五時頃迄自由な時間となつて買物等の外出をなし、五時に昼食をとり、営業はこの時刻頃から始り、十二時頃ようやく客を送り出した後夕食を食べ午前一時頃床につくといったのが普通である、

(5) 芸妓及女給見習等

① 労働時間

労働時間	人数
午前6時～午後12時迄	3
午前7時～ "	1
午前9時～ "	1
午前10時～ "	1
午後5時～ "	2
" ～午前1時迄	1
計	9

② 休憩

休憩	人数	備考
客のない時自由	4	(昼から夕方5時頃迄自由)
休憩なし	2	
定めなし	3	
計	9	

③ 休日

休日	人数
本人の希望により自由	2
盆、正月に本人の希望により	1
1月に1日	2
不定	4
計	9

(5)の①表にみられる午後五時からというのはこういった形のものである。

② 休憩 ③ 休日

休憩等というのは勿論なく、「定められていない」とか「客のない時」、営業時間外の昼から夕方五時頃までが自由な時間であつて、休日の状況も盆、正月に本人の希望により与えられるとか、一月に一日等で、その他は不定である。又休日は本人の自由に任されているので、その日一日映画をみたりお客と遊びに行くというのものもあるが、なかには本人の休日にかかわらず店は営業をしているので、客をとるのは接客婦の自由とされその日の収入は全額本人の収入となるといつた例もみられた。

(6) その他

その他店員、職人見習等住込で働いているものは、その業態によつて労働時間はいろいろであるが二、三の例を除いては大体が八時、九時以後自由な時間となつている。休憩は店員では客のないとき、仕事の合間が息をつくときであり、職人も昼食後少しの時間がいわば休み時間とい

つたところである。休日には月に二三回もらうようである。

十二歳で家庭貧困のため魚屋の小僧となつて住込んだ或年少者の一日をみれば、朝七時に起床するとともに、一人の店員は主人について直ちに魚河岸に行き、他の残つた一人が掃除をするが、間もなく河岸の主人から電話があつてその日の値だんを知らせて来る。これを板にかき、近くの御用聞きに出、荷が九時頃帰つてきたところで揃つて食事をする。その後、再び御得意めくりをして夕方までに配達をする。昼食は二時一三時頃であり、注文の品々

(6) (a) 店員及職人見習

① 労働時間

業務	労働時間	人数	備考
店員	午前6時～午後8時迄	2	酒店、魚店、野菜店 洋品店、銭湯等
	午前6.5時～午後9時迄	2	
	午前7時～午後8時迄	1	
	〃～午後9時迄	1	
	午前8.5時～〃	1	
	午前9時～午後12時迄	1	
	小計	8	
職人見習	午前6時～午後6時迄	1	そばや、靴屋、大工、 左官、ミシン見習等
	〃～午後9時迄	1	
	午前7時～午後8時迄	1	
	午前8時～午後5時迄	3	
	〃～午後6時迄	1	
	午前9時～午後5時迄	1	
	午前9.5時～午後10.5時迄	1	
	午前10時～午後10時迄	1	
	不明	1	
	小計	11	
	合計	19	

② 休憩

業務	休憩	人数
店員	特になし(仕事の合間客のない時)	7
	掃除後開店迄(午前10.5時～午後2時まで 湯屋)	1
	小計	8
職人見習	不定	4
	昼食時間の間	3
	1日1時間位	2
	〃1.5時間位	1
	ゆつくり出来ない	1
	小計	11
	合計	19

を届け後片付け後夕食をとるのが九時頃となる。風呂に入つてすぐ床に入るといつた様子で、店々により多少のちがいはあるが、労働の実態はほぼ似たものであろう。

③ 休 日

業務	休 日	人数	備 考
店 員	1月に1日～2日	4	○忙しいときはくれない ○月2日 地方の祭日など
	1月に3日	1	
	2月に1日位	1	
	3月に5日位	1	
	盆、暮に2日位づつ	1	
	小 計	8	
職 人 見 習	1月に1日	1	
	1月に2日	7	
	1月に3日位	2	
	不定なるも月5日位	1	
	小 計	11	
合 計		19	

(6) (b) 漁夫、土工

労働条件	漁 夫	人数	土 工	人数
①労働時間	出漁時は1昼夜通し 不 定	1 2	午前8時～午後5.5時迄	3
	計	3	計	3
②休 憩	帰 港 日 一 日 不 定	1 2	1日1時間～1.5時間位 仕事のきりのよいところ で30～40分	2 1
	計	3	計	3
③休 日	天候不順の日 不 定	1 2	1週に1日位 1月に2日位	2 1
	計	3	計	3
備 考	○休日には網修理をする ○雨の日は休む為働ける日は 休みなしで働く			

休日は交替制に休むことに定められているが店は開いてをり、朝から遊びに出る程の小遣もなく、主人や同僚が働いている手前遊びづらい気持も手伝つて手を出し、折角の休日にも午後からちよつとどこかへ出る程度で終つてゐる。

その他漁夫、土工といったのもあるが、漁夫では出漁時に一昼夜通して働き、翌日の帰港日の一日が休日にあてられるといった労働の状況もみられ、漁夫も土工も天候に左右される職業であるため、稼動出来る日は休日もなく相当な無理が続けられているようである。

4. 宿舍の場所及居室の状況

年少者の寝起きしているところは何処にあり、又どんな状況であるかについて第十九表でみてみると回答のあつた一一九名の約五〇%（五九名）が雇主と同一棟に住んでおり、僅かに一二名が雇主と別棟で、不明は四八名であつた。更にその居室の状況は、一二名（一八・五%）が雇主の家族と同室し、七二名（六〇・五%）が雇主のみの部屋であり、不明は二五名（二二%）であつた。これ等のうち雇主と同一棟にはあつても、雇主のみの部屋にゐるのが最も多い。

なかには、八畳に一人というのものもあるが、これは単に年少者が毎日寝起きする部屋というのみで当てがわれており、昼間は雇主一家の間となつてゐるようであつて、その点、かえつて小部屋に一人とか、四・五畳、六畳、八畳

第十九表 (a) 宿舍の場所

宿 舎 の 場 所			年少者数
雇主と同一棟（母屋内、店内、居宅内）			59
雇主と 別棟	工	場	2
	寄	宿	2
	別	舎	8
不		明	48
合		計	119

第十九表 (b) 居室の状況

区別	居室の状況	年少者数	備 考
雇主の家族と一緒	1 畳に 2 人	1	○ 平均居住面積 2.0 畳 ○ 1 畳に 2 人一靴店
	4.5 畳に 3 人	2	
	6 畳に 2 人	2	
	" 3 人	4	
	" 5 人	2	
	8 畳に 2 人	2	
	" 3 人	1	
	" 6 人	1	
	10 畳に 3 人	1	
	" 7 人	1	
雇 人	" 10 人	2	○ 平均居住面積 1.8 畳 ○ 板の間のゴザ敷きを含む ○ 6 畳に 12 人一飲食店
	22 畳に 5 人	1	
	一定せず	2	
	小 計	22	
	2 畳に 1 人	4	
	3 畳に 1 人	9	
	" 2 人	3	
	" 3 人	1	
	4 畳に 1 人	1	
	4.5 畳に 1 人	5	
の み	" 2 人	5	
	" 3 人	2	
	6 畳に 1 人	14	
	" 2 人	6	
	" 3 人	5	
	" 4 人	1	
	" 5 人	2	
	" 12 人	1	
	8 畳に 1 人	2	
	" 2 人	2	
不明	" 5 人	1	
	" 7 人	1	
	12 畳に 4 人	1	
	" 5 人	1	
	" 7 人	1	
	15 畳に 6 人	1	
	20 畳に 18 人	2	
	21 畳に 5 人	1	
	小 計	72	
	8 畳に 5 人	1	
	不 明	24	
合 計		119	

に数人入つてゐるものの方が真の意味の雇人の居室として使われている。

また、雇主と別棟に住んではいても居室は家族の者と一緒であるというのや、居室の一定しないもの、或は物置に住まわせられているもの、その他、囲炉裏側板の間の二畳敷ゴザの上に寝ている作男や、台所の片隅で、板の間に二畳の畳をしいて寝起きしてゐる農家の女中もあつたが、一方寄宿舎として全く独立の私生活が保たれているものもある。居住面積の面からみると、雇主の家族と一緒にの者は一人について二・〇畳弱、雇人のみでは一・八畳強の割合であつたが、中には、六畳に一二人という飲食店、居室人員一八人の紡績工場のように、労働基準法を下廻る状態

のものがみられた。

5. 雇用先B票によつて把握されたものの状況

親元調査を行つた年少者を含めた年少者の概要は今迄のべてきたところであるが、更に雇用先に於て、親元調査を行つた以外の年少者中一応調査を行つたものは一六名あつた。これは前述のように雇用先調査を行つたものが必ずしも不当な雇用関係にあるというものでもなく、また調査の結果はつきりとその疑のなくなつた雇用先や、当日不在の年少者等を除いた数である。

第二十表

1. (雇用先B票による) 出身県、受入県別年少者数

受入県 出身県		青森	宮城	埼玉	東京	愛知	計
青森	森手	1	—	—	—	—	1
岩手	手城	—	—	—	—	4	4
宮城	城島	—	1	1	—	—	2
福島	島形	—	—	—	—	2	2
山形	形玉	—	—	—	1	—	1
埼玉	玉阜	—	—	1	—	—	1
岐阜	阜知	—	—	—	—	1	1
愛知	知崎	—	—	—	—	2	2
官	崎	—	—	—	—	2	2
計		1	1	2	1	11	16

2. (雇用先B票による) 年令別、男女別年少者数

男女別 年令別		男	女	計
満13歳	満13歳	1	—	1
満15歳	満15歳	1	—	1
満16歳	満16歳	—	2	2
満17歳	満17歳	4	8	12
計		6	10	16

この一六名の出身県、受入県別、業務内容別、年齢別、男女別の数は第二十表1、2、3のとおりである。前借金、契約期間の面よりみてはつきりとその疑のあつたものは第四部類型I事例(一)にあげたもので、七年間の契約により既に五〇、〇〇〇円の前借を得て働い

3. (雇用先B票による) 年少者の業務内容

性 別	男	女	計
業務内容			
荒物雑貨店々員	1	—	1
魚 店 店 員	1	—	1
飲 食 店 店 員	—	1	1
織 物 工 員	2	9	11
作 男	1	—	1
漁 夫	1	—	1
計	6	10	16

4. (雇用先B票による) 就業年月及契約期間、前借金

契約期間	7 年	不 明	な し	計	前 借 金 額
就業年月					
昭和24年9月	1	—	—	1	1.2年目各10,000円} 3.4" 各15,000円} 計50,000円
" 26年9月	—	—	1	1	
" 27年3月	—	—	1	1	
" 4月	—	—	1	1	
" 28年4月	—	4	—	4	年少者本人は知らず、雇主はない と答えたもの 年少者本人は知らず、雇主はない と答えたもの
" 6月	—	—	1	1	
" 8月	—	1	—	1	
" 9月	—	—	4	4	
" 10月	—	1	—	1	
" 12月	—	1	—	1	
計	1	7	8	16	

5. (雇用先B票による) 就業経路及仲介人による場合の仲介手数料

就業経路 仲介手数料	仲介人	縁故	その他	職業安 定所	計	備 考
なし	6	—	—	—	6	年少者本人は知らず、雇主は ないと答えたもの
1,000円	1	—	—	—	1	
現物謝礼	1	—	—	—	1	内容について年少者は知らず
該当なし	—	5	1	2	8	
計	8	5	1	2	16	
備 考			親の直接 依頼による			

6. (雇用先B票による) 賃金形態、賃金額及実物給与

賃金及実物 給与の狀態		賃			金	実物給与(食事付、不明及記 入なしを除く)			
賃金形 態	固定	歩合	養育	計	備 考	なし	不定期	盆、暮	備 考
支払額									
500円	—	—	1	1	暮ボーナス 4,000円 ○歩合5分 ○固定+チツ プ=1ヵ月7 ,000円	1	—	—	飲食店
2,500円	1	—	—	1		—	—	—	
3,000円	1	—	—	1		—	—	—	
1,500円	1	1	—	2		—	—	—	
3,500円	2	—	—	2		—	2	—	
2,400円	2	—	—	2		—	—	—	
4,500円	7	—	—	7	—	—	7		
合 計		14	1	1	16	1	2	7	
備 考							洋服地	反物 1反	

ていた。その他は年少者本人は関知せず雇主はないと答えたもので、契約期間も特に定めのないもの又は、不明のものであつた。就業経路はやはり仲介人によるものが多く、仲介手数料を支払つたものは前記前借金のあるもの一名、一、〇〇〇円のみであり、現物謝礼を親元でしているもの一名があつたが、年少者はその内容について関知してゐない。

賃金形態、賃金額、実物給与の状況は表6.のとおりである。

第三部
類型
別
事
例

昭和二十七年二月十四日の次官會議によつて決定をみた「いわゆる人身売買事件対策要綱」(附録一六三頁参照)には、現代的意味における「いわゆる人身売買」の意味を明らかにしているが、これは、内閣における中央青少年問題協議会が、この問題を採りあげること決定した以後における先決問題として、協議会でこれを協議決定したものである。

即ち、これにいう「いわゆる人身売買(不当雇用慣行)」とは

「児童をしてその①福祉に反するような勞務、または②不当な人身の拘束を伴う勞務を提供させ、その対価として③金銭、財物その他を給付する、ことを内容とする契約または、これを④あつせんする行為」

と、解されている。そして①と③、①及び②と③とが各々結びつくもの等を内容とする契約に④の行為が加つた場合が、最も典型的な事例と考えられているのである。

今回の実態調査は、序説においても述べているように、全く表面化していない事例を把握することに努めたため、たまたま、この典型的な事例に該当するものは極く僅かに止つたが、むしろ、これら以前の問題として重要な示唆を与える事例が主体となつているとも云えるし、更に、①と③乃至は、②と③との結びつき以前に多く争んでいる問題を我々に提供し、これが解明に役立ち得たものといつても差支えないであらう。

それだけに、調査された実態は、その一つ一つにその特殊性と、個々のな色彩が強く、一律に分析集計をなすことは必ずしも当を得たものとは思われない。

従つて、各中学校から寄せられた回答を基にして、東北六県の婦人少年室が、これらの疑いある年少者について

振出しに行つた親元調査に戻り、これらを一括して次のような段階に分類し、ここでは、各々の類型に従つて、できるだけ多くの事例をあげ、これらの実態に触れてみることにする。

I	不当雇用慣行に該当するもの	一四
II	一応合法的な形をとつて、実態は不当雇用の場に措かれているもの	四一
III	学校教育法第十六条、第三十九条に違反し、更に、関係法規に部分的に違反するもの	八七
IV	その他（養育を兼ねているもの等を含む）	九六
計		二三八

I 不当雇用慣行に該当するもの

事例一

氏名	U.1
年齢	15
性別	女
業務内容	芸妓見習
前借金	一万円
契約期間	八年
仲介人	直接募集
動機	姉の以前の勤先の主人のすすめによる
出身地 受入地	宮城県内
備考	中学二年中退 （二年間停級）

U子は六人兄弟の四番目で、長兄（二六歳）は行方不明、長姉はもとU子の雇用先である芸妓置屋（当時は待合であつたが昭和二六年一二月から置屋に転業）に雇われていたものであるが、父親が連日借金にくるので、行方を

くらましているが、親元調査では、結婚により東京に在住している模様であるが居所は不明だということになっている。

次姉も県内I市の特飲店に勤めていて、以前児童福祉法違反で送検されたことがある。

弟は現在県内の養護施設に収容中であり、現在実家に父と共に暮らしている妹は小学校六年生であるが、これも長欠している状態である。母は昭和二五年に死亡している。

父は元大工をしていたが、いま病弱のため働らかず、生活扶助費一、二四五円の収入を受け、二女からの送金(二千円位)により生活している。U子は、父の病後は学校も欠席勝ちなことから、遂に学校嫌いとなり、隠れ休みをするようになって、中学一年のとき原級に止められ、働らきに出るような気持ちが動いたものである。

U子が、右の芸妓置屋に行くようになったのは、長姉が雇われて以来十余年に亘る親元との交際で、その主人のすゝめもあり、本人もそうした気持が動いていたことも手伝つて、昭和二八年六月から雇主宅に行くようになった。ところで、そこは、幸い、親元とは同じ市内にある関係上、時折家へ帰つて、父の洗濯物や家事手伝いをしていた。そんなことで、親元では、雇用先を信頼し、契約期間や賃金についても何等きめず仕着せということで雇主に任せており、勿論前借金などはとつていないということになっている。

雇用先の調べでも大凡そ右と同様なことをいつており、普段着、けいこ着などを貸与し先輩の譲り物を給与する程度で、月小遣いとして五百円位渡してやつていい、もともと生家があまり貧しいので、食べるだけでもという親の考えと、芸者にすれば教育をしない女の子でも纏まつた金が入るといふ親の考えかららしく、面接した雇

主代理(雇主は病弱のため現実には実権を握つて採配している女)は、「この子はここに居るからこそ乞食もしないでいられる」といつており、座敷へはまだ出ておらず、目下芸をけいこさしているところだと云うことであつたが、芸名「こま子」と称して他へ出ていることが、判明した。

ところで、本調査は一応終了したこととし、その後、所轄警察署の協力のもとに調査した結果は、全く親元並びに雇用先の陳述と異る、意外な事実が発覚したのである。

それは、U子が昨年四月この芸妓置屋に雇われたとき、次のような前借金を借り、しかも、昭和三五年までの長期契約を結んでいることで、左記(一)のような証書を入れたことを本人は全く知らないのである。

なお、父親は左記(二)のとりの借金をさえ重ねていた。

U子は、昨年十一月頃から、売春を強要され、置屋で客をとつていたが、あまり客をとらされることが辛く、本年一月八日置屋を飛出し、以前一寸手伝つたことのある、市内の某マーケット内にあるバーに身を寄せた。

置屋では、左記(三)の如き請求書を書いて、その町の大親分と恐れられている一六親分を介し、バーに対して、U子の身柄と、前貸金を始め一月八日までの貸金及び費用を請求した。バーでは之に応じないので一月二十日にU子を強制的に連れ戻したが、U子は「明日の三時までには必らず帰つてくる」と歎願しその日はバーに戻つた。

U子とバーのマダムは同日(一月二十日)午後五時半頃、附近の巡査派出所に訴え出た。

これは、表沙汰にしていまバーで請求されている前借金等その他を棒引きにしたいという考えからであつた。

U子は、その頃身体に變調があり、病院の診断を受けた結果、妊娠四ヶ月であることが明らかとなつたので、民

生委員の手を経て、二月二十日同病院で妊娠中絶をし、U子は、目下バーで静養中である。

芸妓置屋では、「金は全額父親に貸したので父親に請求すべきだが、生活難と生活能力のない父親では返済能力がないため」といつており、そのためバーに対し肩代りとして請求しているものと思われるが、同業に近いこの両者間のいざこざが感じられるといっている。

父親は「長女のと看以来長いことこの置屋のおかげで生活してきたので大麥御恩をうけているのに今度U子が約束を果さなかつたので置屋に申訳ない。その替りにみよ子（四女、小学六年の長欠兒）を置屋にやる」といつており、娘を次々に生活の犠牲にしていることを何等悪いとも思つて居らず、現在受けている生活扶助料を増額して貰いたい、と云いながら煙草（光）をくゆらしているというのである。

一方、今後のU子に対する善後措置としては、身体の恢復を待つて養護施設に収容することも考えられるが、本人は「どんな所へも行かない。若しやられても、このバーに逃げて帰る」と語つてゐる。

地元の民生委員は「父親は、もともと働く意志がなく、娘四人の三人迄がこの始末で、今父親と同居している娘も同じ運命になるのではないかと心配である。この救済方法としては父親から子供を離すことだ」と、

又、学校側では、「U子は、満十六歳になり、学齡満期になつたので、この三月三十一日で学籍から除籍する」といつてゐる。

右の様な事情が判明した結果、所轄警察署では児童福祉法並びに労働基準法違反の疑いとして書類送検したが、この他法務局人權擁護部、労働基準監督署にも連絡してそれぞれ調査を実施したと報告してきており、本調査は、

各方面に大きな波乱をまき起し、宮城県青少年問題協議会で具体的対策を審議する運びになったといっている。

註 本文中左記(一)左記(二)左記(三)は次のとおり。

(一)

借 用 書

一金 老万円也

右金額は支度金として借用しました。

但し、私が、昭和三五年までに於て他に転出の場合は右金額並に諸経費を全額支払います。

昭和二十八年五月一日

連帯保証人

○

○

U

子

印

父

○

○

○

○

印

△

△

マ

サ

様(置屋主人名)

(本人分)

㊦ おひろめ代 16,150円

内訳 { 手拭染代
芸妓幹部祝品
化粧かつら代
出先煙草代
車代
見番祝品代

以上合計 45,650円

外に舞月謝3,000円

帯代2,000円也

(現金で父親に渡した分)

貸 金 調

㊦

昭和28年5月1日		10,000円
" 5. 10		3,000
7.		2,000
7.		1,000
8. 10		800
" 16		500
8. 20		500
" 26		1,000
"		200
"		1,000
"		200
9. 2		1,000
" 7		500
" 9		300
"		500
" 13		500
" 19		500
" 26		700
" 28		500
10. 15		300
" 19		500
" 30		500
11. 24		1,000
" 29		500
12. 1		500
" 8		500
" 27		1,000
計		29,500

請 求 書

一、金四万五千六百五拾円也

外に舞^{おどり} 月謝三千円

帯代二千円

昭和二十九年一月十二日

(父 氏 名)

○ ○ ○ ○ ○
U 子 殿 殿

△

△

マ

サ ⑩

事例二

H.M	氏名
12	年齢
女	性別
農家の家 事手伝	業務内容
二万円	前借金
五年位	契約期間
なし	仲介人
先に仲介人によ り兄があつせん ので両親に契約 された	動 機
官 城 ← 堀 玉	出身地 受入地
学校は長欠の 状態	備 考

H子の家は両親と共に家族六人となつてゐるが、親元調査の結果、長男は、たまたまH子の雇主方に作男として以前から働いてゐること、父(五二歳)は日雇などをして生活してきていたが、昭和二十七年四月「電線ドロ」が発覚、同年七月、一年二ヶ月の懲役の判決を受け服役した。母は素行が悪く、夫以外の男数名とも関係した噂があり、昭和二八年八月夫が出所して直ぐ、山形市へ行くと称して、家を出たまゝ帰らず、ために家族は既に元の住所には

住んでいず、離散の状態である。当該地方事務所では、昭和二十四年八月から、生活保護法を適用し、応分の保護（生活扶助九三九円、教育扶助二九五円、計一、二三四円）を加えてきたが、前記の事実により、昭和二十八年九月一日から保護を停止した。調査を担当した当該地区の民生委員（又は地方事務所職）（員かは不明）は、昭和二十八年五月以降H子の家庭を引継いだが後、月に二回宛訪問したけれども、その都度不在であり、又、呼び出しにも応じないため、担当期間四ヶ月のうち、只の一度も面接したことがないといっている。要保護家庭のうち、この家庭は「要注意ケース」即ちA級として細心の注意が払われてきたが、結局、母が家出した後皆の行方も分らぬまゝ、生活保護も停止され、親元での調査は終つた。従つて、埼玉県に作男として働いている兄の家を追かけ調査した結果本人にも会うことができ、又兄についても亦、不当雇用慣行の被害者であることが判明したのである。

H子が雇主宅に來た動機は、既に作男として働いている兄が、父親に実家で生活するより川口にいた方がよいからH子もここで働くようにしてはとすゝめたことや、父親にしても長男がよく世話して貰つているのを知つていたので、長女のH子を説得して、昭和二十八年九月から雇入先の農家へ住替えさせたものである。

初めは、母親からも雇主に五年位は置いてくれと頼んでおり、父親がH子をつれて行つたとき雇主から二万円の前借金を受取つた。雇主側からすれば、母親が頼み込んできたとき車代として千円渡してあり、H子についてだけで、既に二一、〇〇〇円を親に渡している。

兄は現在十七歳であるが、既に昭和二十四年九月に、（十二歳のとき）、父親が馬車引運送中負傷し、（右足首切断）その治療費を捻出するため、父親の知人の仲介によつて現在の雇用先に六年間の契約で作男として住み込んだ。こ

のときは、雇主から、仲介人に、千円、一年分の賃金、一万円を親元へ先渡ししている。いまでは、就業してから四年六ヶ月になるが、最初は、仲介人の手を通して渡された前借金は、二年目からは父親に直接雇主から為替で送金していて、四年間を通じて既に父親は五万円を受取っている。

こんなことで、H子についても、前借二万円を手形に、今後何年続くかは分らないが少くとも約束の五年間は、兄と同様親のために、しばらく生活を送ることとなるだろう。

たまたま、雇主夫婦が親切で、月に小遣いは百円支給され喰べるものも、着るものも不自由なく、主人の子供は三人いるが、いずれも幼児で、母親の手にかゝり、H子は殆んど子守に暮らすということもなく、雇主の妻の補助的な仕事だけで、何もつらいことはないと言っている程、自由な気持で兄と一緒に淋しい気持も抱かず日を送っているのは、せめてもの幸せというものである。

こうした事例は、全く親の子供に対する愛情がなく、親自身の人間的な欠陥及び親の私有物的児童観から、子供を喰い物にするようなものである。民生委員は、生活保護法の適用あるこの家庭には特に接触する機会があつた筈なので、一步進んでこのH子を父親から離し、養護施設に収容するか里親に預けて、せめて義務教育を受けさせ自立の道を開いてやるのが適當である。たゞ／＼雇用先がよかつたので問題はいまないにしても、この状態にあつては、いつ父親の自由な考えで好しくない道へ向けられないとも限らず、又酷使されてはいないにしても、中学校の課程を終えることなくすんでしまうことであらう。

A.M	氏名
14	年齢
女	性別
商店の女 中兼子守	業務内容
三〇〇〇 支度料 三、〇〇〇 円	前借金
三年	契約期間
姉の知人	仲介人
生活苦のため	動機
宮城 埼玉	出身地 受入地
中学一年中退 養育名義	備考

A子の家族は両親ともに現在六人であるが、父は日雇で、月三、七五〇円位の収入しかなく、母親も共に、出られる日は日雇として働らき六〇〇円程の収入を得ている。然し、もちろん、これでは六人の暮しは立たないので生活扶助費一、九七二円、教育扶助二一五円計二、一八七円の援助を受けている。A子の姉一人と兄二人は、いずれも前借金付で、働らきに出され年期を終えて帰つたものもある。父母は、健在だが、A子は中学一年で中退し昭和二十七年一月から働らきに出ているが、在学中も、学校はよく休んで弟妹の子守をさせられていた。

A子は生計が苦しく、両親の苦勞をみかね、また日頃三度の食事でもできなかったので家を出て働らく気になり、姉が働らいていた先の主人の妹の家へ、姉の知人を通して雇われることになつたものである。親が受取つた前借金三万円は、年期一年についての賃金一萬円の三年分としてで、A子連れつていつたとき母親が受取つたものである。

A子は雇主から、毎月菓子代として三百円位貰つており、お祭りとか暮などには、着物、帯、下着、ズボン、下駄、足袋などの実物給与をうけ一応、本人の生活は安定しており、月々の菓子代の中から貯金して雑誌（少女ブック）を買つてみたり、たまには映画もみて楽しんでゐる。然し、生活苦のため、たゞ年期が明けたら…明けるまでは…と、父母にも会いたい、野良へ出て働らきたい、友だちとも話をしたい―ことをがまんしている。冬には、ひ

どのきれた手を水に入れるつらさでもまんして、毎日主人の子供の幼稚園通いの送り迎えや雑働らきに、日を送つてゐる。

調査担当者が、A子に会つたとき、A子の両手は凍傷で真赤にはれあがつてゐるにも拘らず、元気で働らいてゐたという。学校へ行きたいかと尋ねると、およびもつかぬといつた顔で目をみはつてゐたそうで、遊ぶことも、着ることも考えないで、仕着せに貰つた着物や、洋服などは、着ないで、仕舞つておき、三年の年期も後一年と、辛棒して家へ帰るまでは、自分の身体のことなど考えてもいないらしく、何をきいてもつらいとは云わなかつた、といつてゐる。

事例四

K.T	氏名
15	年齢
女	性別
農家女中	業務内容
父の借金 一七〇〇〇 八〇〇〇 〇八〇〇 〇円	前借金
三年	契約期間
	仲介人
父の貸借関係のため	動機
秋田県内	出身地 受入地
	備考

K子の家族は父母とも四人であるが、父は日雇で月五千円—六千円程度の収入を得、同じく母も日雇で千円—二千円の稼ぎをしているが、父は生来の酒好きで、賭事を好み、それによつて出来た借金の穴埋めに、昭和二八年五月から二女のK子を働らきに出したものである。K子の姉は、やはり生計を助けるために、仲介人の口に乗り一昨年静岡に出稼ぎにいつたが、その後全く音信不通である。

K子は、毎日子守、炊事、農耕などにこき使われ、疲労もはげしく、見るに堪えない、汚いなりをしているといろ。従来一円の小遣いも、衣服の支給もうけず、夜は、台所の片隅のいろりの脇に二畳程のござをしいてあるところで寝ている。特別の拘束はないが、あまり使われるのと、叱られるため、全てがつらいと泣いている。

児童福祉司に、帰宅させるよう極力あつせんしているということである。

事例五

K.D	氏名
17	年齢
女	性別
特飲店 売春	業務内容
一〇〇、〇〇〇円	前借金
定めなし	契約期間
雇主の弟	仲介人
貧困	動機
山形 ←愛知	出身地 受入地
小学校卒業したのみ	備考

K子の家族は、両親と共に八人家族で兄は新潟県に出て土工をしている。父親は、寒くなると神経痛のため全然働けず、事実上十六歳の弟が生計の中心となつて、鍋、釜、鉄瓶等の行商により生計を維持している。母親と共にこの行商を助け二人の月収は合わせて一二、〇〇〇円程度である。母が行商に行くときはK子の妹が、昭和二八年八月生れの妹をおぶつてついて歩いている。こんな状態で生活は苦しく、勢い、K子は家計を助けるため昭和二七年五月に千葉県松戸市の某店(特飲店と思料されるも明記せず)の女中に住みこんだ。昭和二八年一〇月家を買取るために必要な金(一万円)の送金方を親元からK子に手紙を出したところ、半月しても返事がないので「父危篤」の電報を打ち、続いて「父死す」の電報を出したところ松戸からは「当家におらず、帰つていないか」という雇主か

らの返電に接し、驚いた父親は、松戸の警察にK子の捜さく願を出し、同年、十月下旬現在の雇主宅愛知県豊橋の唯一の遊廓になつてゐる某特飲店にゐることが判明した。そして、豊橋からは、十一月六日に書留為替で一万円の送金があり、なお、松戸の方の借金一万円も返済した旨現雇主からの手紙で知つたのである。親元では、この金については、「家で借りたわけではないし、K子が自分の着物を作るのに借りたんだろう」と父親は語つてゐる。初めK子が松戸に住みこんだのは本人から直接頼んだらしい。と父親は語つており、豊橋に移つたのはたま／＼雇用主の弟が松戸に来ていて連行したらしく確かなことは把めていない。

K子は月に大体平均して一万円の収入であるが、先に控除される額は、食事代、衛生費、厚生費、雑費等合わせて、二万円であり、親元へは、時に応じて、五千円―六千円を雇主の手を通して送金している。収入の歩合は、雇用主六分、本人が四分の割合になつてゐる。

K子は、毎日夕方五時頃より入浴して、化粧をなし、朝迄は客をとつてゐるが、(殆んどの客は、午後十二時過ぎで帰る)それからは夕方迄自由で、ときには雇主に断つて映画や買物に出かけるが、休日は定つておらず随時とることになつてゐる。前述したように、昭和二八年一〇月一四日父死亡の電報がきたが帰らなかつたのは、家庭には、七人の兄弟があつて、貧困を目のあたり見るに忍びなかつたからだと本人は云つており、それが偽電であつたことはいずれ判つたとしても、こうした羽目に追込まれ乍らも、唯、自分がこうしていれば、親や兄弟が生活してゆくことができることを思えば、我慢して働きたい、とも云い、ひたすら、親、兄弟の身を案じ乍ら、目の前で親元のつらさを見るより遠く離れて養つた方がよいといった半ば諦観的な氣持で働らいてゐる。

本人は、昭和一〇年二月二四日生となつてゐるので、本人に質してみると、あいまいな言葉を吐き、小学校卒業当時の年をきいても語らず、年齢詐称の疑いがある。まして、現在一七といへば、家を出たのは、昭和二七年だから一五歳からであり、松戸の方にも衣料代一万円の借金があつたことを思えば、自らその業務内容も想像に難くはないといえよう。

事例六

氏名	T.N
年齢	14
性別	女
業務内容	織物工業
前 借 金	この名目ではな い が 祖母に、 本人に、 五〇〇〇円
契約期間	別に定 めなし
仲 介 人	近隣農家の知 人手数料 二、〇〇〇円 その他 六、〇〇〇円
動 機	貧 困
出身地 受入地	山 形 愛 知
備 考	中学校在籍中 長時間労働

T子の実父は幼少の頃死亡、二度目の継父も母が昭和二〇年死亡して後、三年目に死亡し、現在の家族は祖母を中心に、姉一人弟一人、妹二人の五人暮らしである。娘夫婦に死なれた祖母は孫だけを残され、僅かに生活の柱になつてゐる、不毛な田五反位の耕作と生活扶助費の月三、五〇〇円に、その五人の暮しを委ねてゐる。

従つて、T子が義務教育も修了しないまゝに、昭和二八年七月から、働らきに出なければならなかつた様子がよくわかるのである。

仲介人は、近隣の農家でT子の家を知つてゐる某の紹介を得て、祖母を説得し、祖母に千円の金をソツと握らせ、本人には五百円を持たして連れていつたという。然し、雇用先調査によれば、雇主宅ではその仲介人に、手数料と

して、二、〇〇〇円その他旅費名儀で合計八、〇〇〇円の金を渡している。そして雇主の妻の話によると、山形から子供を連れてきて貰うたびに、一人について八、〇〇〇円はかゝるといつており、雇人十人のうち七人までは、仲介人の手にかゝつており、うち年少者は五名いる。

ともかく、仲介人が、祖母に話しをもつていつたときの言い分では、家への仕送り三、〇〇〇円、本人に一、〇〇〇円計四、〇〇〇円の収入だということであつたが、実際には、本人より一〇〇円宛三カ月送つてきたに過ぎない。雇用先調査では、一カ月の賃金は、最初二、〇〇〇円で後は四、〇〇〇円を直接本人に支払つており、食費代としては、大体、一、五〇〇円位控除されているようであるが、不明で、成人の雇用者に当つても黙して語らず判明しない。

親元では、仲介人がどの誰とも不明であつたが、T子は、仲介人Sの娘と二人で、山形からきたことが雇用先では判明した。そして、雇用主と仲介者との間では通信度がひんばんであるらしいこともわかつた。

T子の話によると、最初きたとき貰つたお金のうちから親元へは三百円送金したのみでその後は送っていないといふので祖母の話とは一致しているが、一番つらいことは、「仕事に馴れないこと」とのみいつて後は涙を流して話しもし得ない有様だつたという。それでも我家は貧しく、帰る気はないが、ここに長くいる気はないと云つてゐる。

なお、T子は昨年末雇用先を逃亡して、連れ戻された形跡があると報じてゐる。

事例七

M. O	氏名
16	年齢
女	性別
業カ 接客フェー 売春	業務内容
三、〇〇〇円	前借金
不明	契約期間
住郡内 の者居	仲介人
生活 のため 家出	動機
山形県内	出身地 受入地
	備考

M子の家族は、祖母、父母、第四人、妹一人の九人の家族で、父は農業兼日雇で生計を樹て、年収五万円位というから月割にすれば四千円程度である。四千円で九人の糊口を濡らすことはいかに苦しいかは想像に余りある。

長女のM子が、生活苦を理由に家出するのも当然といわなければならないであろう。

M子は、初め（昭和二八年七月頃）同町内のT子（一五歳）と一緒に家出し、若松市の某飲食店に入り、その後郡山辺りの男の世話で、九月に現在の雇用先に転出した模様である。

契約内容は、接客婦（淫行）として働くことを条件として、対価は七分（雇主）三分の歩合により前借金を相殺することであつた。前借金は、雇主から直接、親元へ送金したものである。

労働時間は、午後五時から朝の八時までで後は休んでいてよいことになつてゐるのは、大体この業種の特殊性からであるが、年少でこうした業務内容がどんなことかも知らず僅かの前借金で、しばられ、本人としても最初の打撃は大きかつたにしても、結局この道に入つてしまえばそのまゝズルズルと引きずられやがては一人前の売春婦におさまることがおちであらう。

本人は家へ帰りたい希望があつたが、帰されないでいたが昭和二八年十一月一三日児童福祉法により一時保護の

上身柄を保護者に引渡したということが雇用先調査で明らかになつたが、親元の調査は、十月中旬であつたため行違ひになつてその後の事は判明しないが調査者の感想では、家へ帰しても結局悪の道へ走るだけだといつてゐる。

以上で、この類型による事例は打切るが、本調査で把握された事例のうちには親元調査で、前借も父親が書面をもつて一万円位は娘T子（十六歳）の屋主（ガラ紡績業）からしていることが想像されるのに、母亡き後の家庭では、父が仲介人と約束して、ことを運んだため家に居るものは誰も事情を知つておらず、父親も嘘ばかり話してゐて要領を得なかつたのであるが、たまたま本人から父親宛の葉書を手したので、その全文から諒解すれば右の想像が裏付けられるのでこゝに紹介することとする。

表

山形県最上郡豊田村

佐藤某様

郵便はがき



畔柳工場

佐藤T子

10. 1 雨

拜啓 その後お褒りありませんか。私も元気で働いております、仕事も上手になり、お金も大へんとれるのです、一ヶ月二千円づついれております。あと四千円でできるのです、十一月でおはります。小使は残業の金です、私もうれしく思っています、安心して下さいね。

今から寒くなつてきました、いねかりは十三日のはじめです。山形からきておる水田の人が山形へかえるそうです、ナガグツと工場できるセイターたのんで下さい、水田からきておるみよという人ですからね、私もおみやげたのむから十月十日にいく。

Ⅱ 一応、合法的な形をとつて、実態は、不当雇用の場に措かれているもの。

事例一

T.T	氏名
14	年齢
女	性別
子供 守事	業務内容
	前借金
なし	契約期間
親戚 主の	仲介人
貧困	動機
宮城県内	出身地 受入地
未修学	備考

T子の家族は、両親、姉一人、妹二人の五人で、姉は竹細工で月三、〇〇〇円の収入を得、これが生計の中心になつてゐる。父は日雇で月一、五〇〇円位の収入しかなく、元來、両親共に怠惰な性分で、常に遊び廻つて子供達を酷使する風があり、親戚にも見離されてゐる。T子はこうした家庭の苦しさから自ら進んで昭和二八年一月から働らきに出たという。

T子は、もともと学校は好きな方であるが、親達が学用品や書籍代を出してくれないので欠席勝ちとなり、遂に学校がいやになつたものである。特別契約期間は定めず賃金は、実物給与で、全くの口べらし的就業であるが、困つたときには親が雇用先へ行つて金を借りに行き、今まで一、〇〇〇円宛二回計二千円の借になつてゐる。

児童委員の話によると、学校からの注意援助方もあつたので、再三登校させるよう注意したが、自分達は働らかず子供を働らかしてばかりゐるので、これに注意すると、金又は現物を借りにこられるので、注意しなくなつた。たま／＼雇用先で子守を探しているということを聞いて、親子で口添えを頼みに來たので、児童福祉の面も考えず口添えしたと述懐、直ちに、T子を帰宅せしめて就学するよう努力すると確約した。

又、一方雇用先でも、他の子守が見つかるまで借りてゐるので、直ぐ帰宅させて学校へ行くよう努力すると云つてゐるが、右のような親では、折角のこうした関係者の努力と援助をどこまで誠意をもつて受取るか、そして又T子自身いつも不安定な場におかれ、いつ不当雇用関係に入らせられるかは保障できない。

S. K	氏名
15	年齢
女	性別
機織業 女工	業務内容
なし	前借金
はつきり定め ていざ三年位 納得している らしい	契約期間
知人	仲介人
貧困	動機
山形 ← 岐阜	出身地 受入地
中学一年中退	備考

S 子の家族は、継父、母、妹四人の六人暮らしであるが、父は農業で、田四反畑一反の耕作に従事しているが、こは山間の収穫もあまり望めない地区であるという。従つて、ときには、日雇もし母もたまには出かける。

生活が貧しいため、本人も中学一年中退のまゝ昭和二七年二月頃より働らきに出ているが、今、中学一年在籍の妹も長期欠席している状況である。

S 子は、賃金としては多くなく五〇〇円位でも盆、暮には反物が貰えるということを期待して出かけたわけであるが、最近、本人は、盲腸炎を起し一万円位かゝつた、それについて自分は相当長い間あと、給料も貰えないと語つていたといふ、健康保険には加入していないようである。雇用先には、S 子の姉 K 子も働らいており、従業員は男女合わせて十六人の小企業である、賃金は日給月給で月四、七〇〇円そのうちから食費代として二、〇〇〇円ひかれ、たまには作業衣足袋などの実物給与もあるといつてゐる、又本人の希望によつては格安反物類を給料から差引きで支給している。S 子の出身町は、山形県内でも昨年いわゆる人身売買事件として送庁されたことで有名な地区で、雇用先の工場では、元の持主が山形県人だつたということからか山形から周旋人某女を通して連れてきており、その仲介者は使用している織布工の祖母だと云われ、謝礼金も、旅費と弁当代だけだと云つてゐる。

労働時間は、朝七時三〇分から午後六時三〇分までで、うち、休憩が一時間となつてゐるが、大体十時間から十一時間労働のようである。

もともと、貧しい家からの娘で、盆暮の反物をため、貯金通帳でももつて村へ帰れゝばとそんな単純な喜びから、まずい食事にも、長時間労働にも何の不平不満なく、嫁入り支度を稼ぎ出すつもりで働らき続けている純情な少女達だといえようか。

郷里の親達からは、雇主の方で貯金してゐて欲しいと願つてきてゐるとも云い、実物給与を概算すると月六千五百円位にはなるとも云つてゐるが雇主側の言い分を一方に信じてよいかどうかは確信がないこと、及び本人は質問しても多くを語らず不明な点がないではないと調査者はいつてゐる。

事例三

H.O	氏名
14	年齢
女	性別
兼勝手女中 接客	業務内容
家で必要 なとき買 いにゆく	前借金
定めなし	契約期間
母の知人	仲介人
貧困	動機
山形 宮城	出身地 受入地
中学一年在籍	備考

H子の家族は、いま四人暮しでゐるが、本人以外に兄及び姉三人も他県へ出て働らいてゐる。

父は、日雇で五、〇〇〇円の月収であるが、十二月になると、保健所に雇われて野犬狩りをして（日給二百円）、他所に働らきにいつてゐる娘達からの送金で、やゝ楽になつたと、満足そうに語り、H子が中学一年在籍のままで

あるにも拘らず、全く、中学を終えさせようとする誠意はない。

契約内容は、期間も定めず又、額をきめていないが、家が必要なときに家から貰いにゆくという約束で、昭和二八年八月H子が就業して以来三ヶ月にもならない時期に、既に、三回父親が貰いにゆき、一回宛二千元——三千元位もらつてきたといつてゐる。娘の働らきぶりを見て出すのだからということ仕事の内容については、家人の話では不鮮明で、父は女中でしょうといつてゐる、ところが、雇用先の調査によれば、雇用先は、仙台でも赤線地帯の目抜きといわれる場所の特飲店で、管理者T女は、いわゆる「やり手婆」に等しく、調査員が訪問すると、ころつき風の男が居て、何しに來たと云われ、このT女のとりなしで、やつと招じ入れられたという。

H子の月給は月一、五〇〇円で、朝は九時から夜は十二時まで、休日はないという。

本人に會つた感じでは、まだ、子供っぽいので、座敷へ出るという約束ではなかつたのに、たまに客の前に出され、三回程客からいやらしいことを強いられたと語り、将来については何等意見をもつていない。父親が、父親だけに、H子の措かれてゐる環境からも今後が危ぶまれる。

事例四

K.M	氏名
15	年齢
女	性別
子旅 守館	業務内容
なし	前借金
定めなし	契約期間
接親が直 依頼	仲介人
父の貸借関 係による	動機
山秋 形田	出身地
	備考

K子の家族は四人であるが、父は死亡し母が、いわゆる惣菜屋をして月に五千円—六千円の収入をあげている。妹二人は母の情夫の子供で、K子には一応、継父にあたり、これの友人先にK子を子守として住み込ませた。

K子は雇用先（旅館）の子守として昭和二十七年夏始め頃から約一年間いたが、急に親元から、弟が盲腸炎の手術をしたから帰れということで夏頃帰した由である。

雇用主の話によると、K子の継父伊藤某が詐欺罪に問われ困つていたとき、雇用主も継父も元国鉄職員で知合の間柄から、若干の金を出して援助したというのである。それに対して継子K子もその代りとして、子守としてども使つてくれと云つて連れて来たものだという。

そんなことで、無理においてゆかれた子供であるが、衣は何一つなく、着せてやるのにも相当支出がかゝつたし、その上本人は夜尿症があり、能力的にも低い方であつたが、本人があまり喜んでいたのでおいていたということである。

事例五

H. I	氏名
16	年齢
女	性別
兼バチンコ屋 ジ業女中	業務内容
なし	前借金
なし	契約期間
近隣の 知人	仲介人
貧困	動機
東福 京島	出身地 受入地
	備考

H子の家族は、六人で姉一人外に出て働いている。父は死亡しており兄が生計の維持者で林業により月一二、

〇〇〇円の収入を得ている。

雇用先の主人は朝鮮人で、再三調査員が訪問してやつと主人に会えたが、店内は第三国人のグループで固められており、与太者風の男数名と売春婦らしき女数名がおり、雰囲気は極めてけん悪であつたといつてゐる。主人は如才なくいんぎんでのらりくらりと要領を得ない話をし、本人がいるのかいないのかを確めるにも一苦勞してゐる。立川労働基準監督署の協力も得たが遂に本人にも会えず調査不能となつたが、悪質な人身売買的要素が濃厚に感じられたというのが調査担当者の感想である。

事例六

氏名	T. H
年齢	14
性別	女
業務内容	ホテル 雑働らき
前借金	旅費として受取つた額が不詳
契約期間	なし
仲介人	姉が自分の雇用先に連行
動機	貧困
出身地	山形 ← 神奈川
備考	中学三年に在学中

H子は七人兄弟の三番目で、妹三人、第一人、兄は十五歳で農業見習に行つたばかりである。父は病氣のため働かず、母親が自由労働者となつて月四、五千円の収入を得て現在六人の家族を養つてゐる。父親は精神的にも欠陥があるらしい。H子の姉は三年前からT市の料理屋に働き、毎月必らず仕送りを続け、四、五、〇〇〇円送つてきた月もあつたという。この一家はこの姉によつて支えられてきたもようである。それでも貧困の苦しさはどうにもならず、H子は「姉の勤先で養育してもらいながら学校に通うことになつた」という理由で転校を学校の先生に申

入れた。

その申出によつて、学校では、その手続きを完了してしまつた。H子を受持つた先生や級友たちは、連れていつた姉のけばけらしい服装と無教養な仕ぐさに驚き、不安と危惧の念を感じ初めたのであつた。

姉の雇用先は、売春を伴うホテルであるにも拘らず、肉身の姉自身の手で連れていかれたのであり、身支度や旅費もすべて姉の支出で、労働といつても掃除や使い走りの程度で苛酷とは云えず、学校にも本人の希望でいつでも手続はすると話は極めて順当なものであつた。

一方、雇用先の調査によれば、雇主の話では、本人の父はのんかくれで、子供を学校にもやらないため、姉が案じて自分（ホテルの主人）に話してH子を郷里から連れてきたので、すぐ近くの親類の家におき、姉が費用を出して学校に通わせていたというのである。本人は喜んで通学していたが、姉が勤先を変えることになり、妹を連れてゆくことができないため、妹は七月三一日父親に連れられ帰郷したという。

姉は元芸妓をしていたが、このホテルでは座敷女中をしていたとのことで、H子は売春をさせられるようなことはなかつたようだというのである。然し、本人帰郷の日が七月三一日であれば、親元調査をしたのが一二月二二日なので、調査したときは既にH子は当然在宅している筈であるから符合せず、再調査の必要がある。

Ⅲ 学校教育法第十六条、第三十九条に違反し、更に関係法規に部分的に違反するもの

Y. H	氏名
12	年齢
男	性別
農業手伝	業務内容
父の愛情な きため	動機
なし	契約期間
明在籍学年不	修学状況
北海道山形	出身地

Y少年の実家は、いま父親一人暮しであるが、姉三人、兄二人はそれぞれ、嫁に行つた長姉を除き、女中、船乗、出稼ぎに出ている。母親は、昭和一七年頃Y少年が二歳の頃死亡しており畑作二反によつて父に育てられてきたものであるが、父親は常日頃から子供を叱りつけ食事なども与えないことさえあつたという。

従つてこの愛情の薄い父親をもつたことがY少年の悲劇であらう。父親は、昨年五月北海道居住の従兄にY少年を連行し、無理においてきたもので何の取りきめもなく汽車賃として二、〇〇〇円借りて歸つてきたといふのである。Y少年は昭和一五年一二月生れだからその頃まだ満一二歳でありもちろん就学義務はあるし、小学校も完全に修えているかどうかさえ確実ではない。

北海道の受入先北見市在住の従兄という家庭を調査した結果、次のようなことが判明したものである。

従兄の家族は、本人、妻、子供六人、長男の嫁、計九人である。下の子供三人は、まだ学校に通つてゐるが、他は、家業（畑二町）の手伝いをしており、従つて、ここ十数年労働者を雇用したことなく、又、現在もその必要は認められないのである。

Y少年の父とは従兄弟関係にあるが、長く音信もなく、昨年四月突然手紙をよこし、子供を預つてくれと云つて

きた。従兄は働きてが不足しているわけでもないのに、雇用したいとは思わなかつたが、親戚のことではあり、むげに断りかねて、二、三回手紙で種々、受入条件等について問合わせをしているうちに、突然五月中旬親子が来北し、無理にY少年をおいて帰つたというのである。

ところが、Y少年は、まだ義務教育を受けなければならない年齢であり、労働能力も殆んどない状況であつたので、どうしたものかと困つていたところへ、六月初旬、北見児童相談所から調査にきて、その処置について相談した結算、十月になつて、帯広児童相談所に収容してもらうことができたという。

北見児童相談所が調査したのは、親元の住居地から、当該親子は、生活保護法の対象となるような困窮者であつたので、日頃注意していたところ、五月中旬突然いなくなり、而も、帰村したときは、父親だけでY少年は、北見に預けて来たということであり、児童福祉法、労働基準法、学校教育法等に違反したのではないかとの疑があるので調査して欲しいという旨の依頼を受けたのである。

ところが、従兄宅では、右事情から、面倒をみてやる積極的な意思をもつてゐるとは認定出来なかつたため、関係方面と打合わせた結果、前記のとおり、帯広児童相談所の福祉施設に収容することになつたのである。

事例二

A.T	氏名
13	年齢
女	性別
織布業 子守	業務内容
貧困	動機
二年	契約期間
該中学 一年	修学状況
愛←秋 知 田	出身地

A子の家族は、父母共に九人で、父は、農業を営んでいるが、田畑は少く、月収として六千円程度である。従つて、多子家族故生活は苦しく、A子の希望もあつて働らきに出したものである。

昭和二七年一月に愛知県のK家にゆき、昭和二八年五月から現在の家に移り、子守をしているが、全く口べらしによるもので契約期間は二年ということだが、賃金は全々受取つていないように親元ではいつているが、雇用先調査では、月二、五〇〇円で（食費として二、〇〇〇円引かれている）直接本人に渡しており、その他実物給与をしていることになっている。手取りの五百円位は小遣いとして使うことで、親元には、響いていないことと、親元にすれば一人の喰扶持が減つたことで一応安心し、遠く離れている娘のことまでは考える余裕もないというのが実情であらう。

本人に会つてきいてみると、「びん乏な家のことを言えば、現在の方が、すつと良いから帰りたいとは思わないし、このまゝ働らいていて、家への送金や、自分の貯金ができるようになりたい」ということしか考えていず、就学の希望も全くない。

事例三

K. S	氏名
14	年齢
男	性別
農業手伝	業務内容
家計を助けるため	動機
なし	契約期間
中学一年退	修学状況
宮城県内	出身地
他に実物給与 米一石五斗	備考

K少年の父母共に四人で、姉二人、兄一人と本人が外へ出て働らいている。

父は、もともと日雇であつたが、大酒呑みで、昨年、酔払つて、ひぎがしらの骨を挫き、歩行困難となつたため、今では家で留守番をし、母が日雇で働らき、月四千円位の収入をあげている。従つて、K少年の兄である長男も既に農家に住込み、一年一八、〇〇〇円の賃金は、親元で前借している状況である。

K少年は、中学一年のとき、学校より、毎日でなくてもよいから通学させるようにと通知があつたので、ときどき通学していたが、日数不足のため落第になり、ために学校へ行くのを嫌うようになり、今では、「行きたくない」といつている。

家庭が以上のように貧しいため、本人自ら近所の知つてゐる農家へ頼み込んだもので、昭和二六年六月から農業手伝いに従事しており、実物給与として親元へは、年に一石五斗の米を貰う約束で、自分の被服その他の支給を受けている。

事例四

K. S	氏名
14	年齢
男	性別
魚屋小僧	業務内容
貧困	動機
はつきり なした定め	契約期間
中学一年 退年	修学状況
山形 東	出身地
月収 二、〇〇 円五	備考

K少年の家族は、父母共に七人暮であるが、兄は秋田の日蓮宗のお寺に奉公している。

父は、もともと布教師であるが、信徒も減り、寺も荒れ果てゝ生活が苦しくなつて今では、土工をして、月五千円―六千円で七人が暮している状態である。従つて、扶助料七三四円受けているが、これは弟妹達の教育扶助であらう。

K少年は、既に昭和二六年九月から東京の魚屋に、母親の従姉の紹介で働らきに出ているが、かねがね、学校は欠席続きであつたし、不良化して村の人を困らしていたもので受持教師も、民生委員もてこすつていたという。父母共に子供に対する愛情も薄く、あまり義務教育についての関心もないようだが、村人の信用もない。

月収は手取二、五〇〇円で、前は、ときどき家へ、まとめて、二―三、〇〇〇円位送金したというが、今ではあまりしていないようである、K少年の生活は、毎朝は七時に起床、交替で主人について魚河岸に行き帰つてから店の準備等手伝い、それから、御用聞、配達と御得意先を廻ることである。雨の日や雪の日の配達や、冬の水仕事はつらいと云つてゐるが、将来は魚屋になりたいと答えているだけに一応今の生活には満足して働らいているようである。

事例五

M.K	氏名
16	年齢
女	性別
農婦	業務内容
一〇〇、〇〇〇円	前借金
半年	契約期間
顔見知り の常習者 として 〇〇〇〇円 手数料	仲介人
集団出稼 の一人 として	動機
秋田 ― 北海道	出身地 受入地
	備考

M子の父は死亡し、家族は母親一人で魚の行商をして月七、〇〇〇円の収入をあげており、長男戦死に伴う年金弔慰金も支給されている。母は先頃まで生活扶助をうけ、家計が苦しいと近隣にもこぼしていたというが、現実には、小金のため、高利をとつて貸付けていたとのことである。従つて、遺族年金その他支給を機会に、現在は扶助を打ちきられ、魚行商のみで生活をしている。

M子が住んでいる地区は、従来季節労働者が集団的に出るところで仲介人の勧誘で気軽にM子も出稼集団の一人として出たものである。

M子は、昭和二八年三月、農婦として半年の契約で、祭、盆は小遣い程度で帰るときは一五、〇〇〇円の約束であつたが、調査者がM子の家を訪ねたときは、たまたま、本人が在宅していた。M子の話によると、仲介人松井は、昨年も同部落に出稼人を募集しに来ていたため顔見知りの者で、昨年は十五、六人を周旋、昭和二八年には三〇人あまり集団的に周旋したことが本調査によつて判明したものである。なお、これは地区署、教育委員会では、春以来度々家庭訪問し、事件の把握に努めたが把握できなかったもので、直ちに、取調べを開始している。

IV その他（養育されつゝ労働を提供するもの等を含む）

事例一

T.H	氏名
14	年齢
男	性別
農業手伝	業務内容
家出	動機
未修了	修学状況
山形県内	出身地
父の愛情欠除	備考

T少年の母は、父と離別しているわけではないが別居し、派出婦として酒田で働らいており、父親も愛情薄く、従つて、本人は両親に対してあまり愛情を感じていない。長兄も昭和二六年五月に村を出奔し、保護施設に入つていた由であるが、現在は行方不明である。

父は、今まで農業をしており、昭和二年三月入植した開拓地よりの収入で非常に生活は苦しかった。まもなく、飲屋に転業したいと準備中という。

T少年は、そんなことで、十分食物も与えられなかつたので、昭和二八年六月使いの途中家出をし、酒田の母を訪ねたが、母に帰れと云われ、その夜は公園に一泊して、翌朝早く、公共職業安定所に就職口を求めに行つた。そのときは、中学卒と答えていたので、安定所の某係長が同情し、早速、弟の農業手伝いとして置くことにした。本人も居ついて満足しているうちに、中学未修了ということが判り、何とかして中学を了えさせたいと心配している。今になつて、母親が引取りに來ているが、よく話合の上本人の将来に適つた処置をとりたいとその係長及び安定所長に依頼したと調査担当者はいつている。

このT少年は、頭の良い子であつたので、安定所に就職を依頼したことが、よかつたと思うし又、それがよい結果を齎らすことにもなることであらう。

事例二

A.S	氏名
13	年齢
男	性別
子守	業務内容
父の貧困 怠惰	動機
中学校一 年該当	修学状況
山形県内	出身地 受入地
養育	備考

A少年の母は、昭和二年一〇月に死亡し、兄三人姉一人共に他所に出ており、家には父親一人の暮しである。父は日雇をして一、五〇〇円——二、〇〇〇円の収入を得、他に生活扶助一、〇〇五円、教育費扶助二一五円を受けている。教育費扶助は、A少年のためのものであろう。

父親は、性来、怠惰で、教育についての関心も持っていない。A少年は、学用品も思うようにならないところから、学校を長欠し、家でぶらぶらしているうちに、子守などを頼まれるようになって、昭和二八年春から、叔母が後妻に行つた先へ往つたり来たりしていたが、今では叔母の家に落付いて、子守など手伝い乍ら暮している。従つて、就職という形より喰べさすだけの養育をされている色合いが濃い。

叔母の家では、同年齢の子供が学校に通い、自分は子守をして淋しそうな顔をしているのは見るに耐えなかつたと調査員はいつているが、この家でも学校に通わずだけの余裕はないといふ、学校へ出せというなら家に帰すといつてゐるという。

以上の類型別事例によつて、具体的ケースの実態に触れてみると、第一の不当雇用関係にあると思われる最悪の

状態におかれている者は、年少者のうちでも、やはり弱者とされる女子に集中している傾向がみられるであろう。

更に、第二、第三、第四のすべてを通して云えることは、家庭の並々ならぬ貧困度と、何等かの欠陥があることであり、要保護家庭の性格が、おのづから明らかになつてゐることは否めない。

そうして、家庭的にも社会的にも、これら年少者を取巻く広い環境の中で、当該年少者が、現在、おかれている地位が、今後彼等の将来を規正することになる。

義務教育すら満足に修えていない知的水準で、やがて成人してゆく当該年少者が、又自分達のなめた苦悩を、やがて自分の子供達に遺してゆくであろう、どうにもならない悪循環を考えずにはいられないことと、不当雇用慣行の問題も、その事件となる以前の過程に問題が孕んでいることを改めて痛感せざるを得ないのである。

第四部

一、調査過程における措置について

当該調査の対象となつた年少者のなかには直ちに具体的な措置を要するものを始めとして、現状維持のまゝ労働条件その他について改善を要するものまで、いろいろこれが処置を必要とするものが浮び上つて来ている。このことがまた本調査実施の趣旨でもあり、現在、調査を行つた婦人少年室を中心として、各関係機関の協力を得つつ真に児童の福祉に即した措置がとられつゝある。したがつてこゝには本省への調査報告の時までにとられた処置、いわば処置中間報告といつた形で報告されたものについてのべれば次のようなものである。

(一) 事件の真相の把握、並に継続調査中

九件（三月十五日現在）

未報告のものでも、本調査が糸口となつて関係機関相協力し、より詳細に取調べているというのも相当あると思われるが判明している例は次のようなものである。

1. 十五歳 女 飲食店女中

姉と共に父親の友人の斡旋により飲み屋に就職した。始め婦人少年室の調査に対し、親元ではその就業先を秘していたが警察の協力により勤め先が判明したものである。姉妹を飲み屋の手伝いや出稼ぎに出し若干、家庭へ金を入れさせている模様。

2. 十四歳 女 紡績女工

前借一、五〇〇円にて就職。これを斡旋した仲介人二人のうち一人は出稼ぎにて不在。他の一人は詳細不明のため、仲介人の詳細把握方を学校教師その他に依頼中。

3. 十六歳 女 農婦（出稼）

前借一〇、〇〇〇円、半年契約にて就業。本人の口より約三十名の青少年が集団周旋されたことが判明。常習仲介人の疑いがあり、冬期の契約期に先がけ警察、中学、地方事務所等と連絡、事件の真相を取調べている。

4. 十五歳 女 子守

家庭貧困のため養育を兼ね伯父方の子守にあづけられたところ、養育先を家出し仲介人の手を経て北海道に出稼ぎに行つた様子。警察の協力を得て仲介人、児童の勤先につき取調べ中。

5. 十五歳 女 紡績女工

調査時における雇主の供述に曖昧な点あり、病氣治療費一八、〇〇〇円が前借となり健康保険は未加入である。

契約内容及仲介人（二十余名集団斡旋）等についても再調査の要あり。

6. 十五歳 女 紡績女工

5.と同じ雇用先。契約期間（三年位の約束）、前借金、就業後の前借（病氣治療費一〇、〇〇〇円）、仲介人等につき再調査、監督を依頼した。

7. 十五歳 女 売春婦の疑い

家出後特飲店就業。雇用先にて本人との面接不能。親元も再度の調査のたびに不在のため今後の調査を継続。

8. 十六歳 女 遊技場兼マッサージ業女中

仲介人の斡旋により就業。仲介人は現在出張にて不在、本人も友人宅に行き不在のため雇用先における調査不能。再三の調査にかゝわらず雇主の態度曖昧。労働基準監督署とも連絡の上調査継続。

9. 十五歳 女 売春婦の疑

売春婦の友人の勧誘により親の了解のもとに基地売春婦として働きに出る。警察に依頼し児童の雇用先を調査中。なお第四部類型Ⅰの事例一にあげた年少者は当該調査が端緒となつて、警察と協力の結果、最近その詳細が判明したもので契約期間八年、親元での前借金額二九、五〇〇円、他におひろめ代一六、一五〇円、おどり月謝代三、〇〇〇円、帯代二、〇〇〇円の借金があり警察では児童福祉法並労働基準法違反の疑として当該事件を書類送検した。児童に対する今後の処置については青少年問題協議会で関係機関と協議の上具体的対策を審議する運びとなつてゐる。

(二) 児童の保護指導

十六件

現在この処理をとり又、とりつゝあるのも多いと思われるが次のような事例がある。

(a) 労働契約の是正

一件

十四歳 男 作男

親元の一〇、〇〇〇円の借金の形に債権者^{かた}方の農夫として就業したもの。前借金と賃金の相殺を禁止せしめ現状維持の処置をとるも今後の履行状況を見守りつゝある。

(b) 親元への帰郷

一件

十六歳 女 売春婦

家出後仲介人の斡旋により三、〇〇〇円の前借を得て就業したもの。児童福祉法により身柄を保護し親元へ復帰

せしむ。

(c) 家出後の就業先把握中

二件

1. 十七歳 女 遊技場店員から家出

雇用先を飛び出し売春婦となつてゐる模様。転落をおそれ児童の家族、保護司、屋主、警察等協力して本人を保護すべくその行方を探索中。

2. 十五歳 女 不明(繁華街に就業の模様)

不良の友人の勧誘により親元を家出す。警察に於て児童の就業先を取調べ中。

(d) 施設収容

一件

十二歳 男 作男

親元貧困のため父親が無理に遠縁の農家に託けたもの。親元は養育不適當であり、雇用先は今後雇用の意志なきため保護施設に収容。

(e) 保護観察

一件

十六歳 女 飲食店女中

家庭貧困の爲働きに出る必要あり雇用先の了解を得て飲食店女中として就業。保護観察中。

(f) 児童の福祉に即した処置方依頼中のもの

一件

十四歳 男 農業作男

貧困と親の愛情の欠除から家出し、中卒と偽り職業安定所に求職、安定所側では非常に同情して一時養育かたが

た農業手伝のあつせんを行つたが、のち不就学の事実が判明した。最近になつて親元から引取りを要求しているが家庭の状況を考慮の上安定所当局とも協議し学校側とも連絡し、母親を加え三者協議の上本人に最もよい方法を講ずるよう要請した。

(g) 児童の生活指導

一件

十八歳 男 工員

二年前より正規に就職した事実が明かとなり問題はなくなつたが、親元を離れ不良等との交際もあり、雇用先の要請によつて生活指導を行う。

(h) 不就学、長期欠席者の就学奨励並に学校当局との連絡 八件

当該調査が長欠生徒をその主たる対象としてゐるため、この処置を必要とするものが多く、児童委員、雇用主、学校当局、市町村役場、警察とも連絡協議の上、現状維持のまゝ、或は帰宅の上通学する勧告、処置がとられつゝある、なかには十四歳で中学一年中退の児童を受持教師が女工に斡旋したというのもあるので婦人少年室に於て実状を問合せてゐるのがある。

(i) その他

この問題については新聞、報道機関においても全面的な協力と関心がよせられ、当該調査地区を始め各地で度々この種、啓蒙記事や、調査の結果うかび上つた事実について掲載し反響を与えている。例えば次のようなのである。

事例（記事抜萃）

扶助料から税金

無情 違法の町役場

—国から送られる生活扶助料から町役場が税金の天引を行つていることが〇〇県下で問題になつてゐる。—

この貧困家庭では主人他一人の病人があり現在次男（一三歳）が漁船の下働きで得る月一、五〇〇円と妻が近所の手伝いをしてもらつてくるたくあん一本、野菜一つかみが唯一の収入、それに国から受ける月一、七〇〇円の生活扶助料だけで家も海岸の掘立小屋に親子六人が寝ている。ところが同家に固定資産税の滞納があるといふので町役場ではこの扶助料を廿七年十二月から毎月二〇〇円ずつ天引きして渡していたのが、婦人少年室でさる一月はじめ長欠児童の身上調査を行つた際にはじめてわかり、このほど青少年問題協議会の席上、同室長からこの事実が報告された。（以下省略）

二、不幸な年少者を囲む環境の問題

— 中学校長期欠席者を基礎として —

まえがき

本調査において、親元調査を担当した東北六県の一婦人少年室より、この調査によつて初めて究明された「親元の実態」をその地方的背景のもとに、しかも自分の足と目と耳を通して実感した体験を生かしてまとめた興味ある報告書を寄せてきた。本調査の分析集計を補う意味で、特にここに掲載し、一つの観方を示唆するものとして、本調査の参考資料にすることとした。

◇調査対象と目的（省畧）

◇調査結果

一、年少者の親元の状況

（一）親元の職業について

イ、農業について

ロ、日雇業について

ハ、無職について

二、家族について

（一）両親の有無

（二）兄弟の数

（三）現在同居していない者

(四) 落伍家族

三、年少者を囲む背景

(一) 仲介人について

(二) 働らく事についての考え方

イ、口べらしという事

ロ、大人に渡される賃金

ハ、一人前でないという意義

◇ 結 び

◇ 調査結果

一、年少者の親元の状況

(一) 親元の職業について

第一表に記す様に筋肉労働的日雇や、農業が最も多く職人等が、それに次いで数えられよう。

(イ) 農業について

不幸な年少者を言い現わす言葉に「貧農の子女」ということをきく。ここでもその様に貧農の生活をあげること

第一表

親元（保護者）の職業について

職 業	中学校 長欠中	十八歳未 満卒業者	計	生活保護を受 けているもの	生活不如意でないも の、即ち安定してい ると思われるもの
農 業	11	—	11	3(医療1 を含む)	1
農 業 と 日 雇	1	1	2	—	—
日 雇	19	1	20	11(教育3.医療 1.軍人恩給 2を含む)	—
大 工	3	2	5	—	1
屋 根 葺	1	1	2	1(教育1を含む)	—
無 職	4	1	5	—	—
その他 行商、女中、興行師 布教師、鍼灸師	5	—	5	—	—
計	44	6	50	15	2
備 考				支給総額の 最高 4,049円 最低 365円	

第二表

農業家庭家族数並に耕地について

氏 名	田	畑	計	家族数	備 考
M.H	反 —	反 3.7	反 3.7	人 6	開拓部落
T.M	—	3.0	3.0	4	"
S.N	—	10.0	10.0	3	"
T.K	5.0	—	5.0	6	山間地帯
T.I	6.0	—	6.0	11	"
S.K	3.0	—	3.0	5	
K.K	4.0	—	4.0	6	
Y.M	4.0	—	4.0	5	
T.Y	—	2.0	2.0	2	開墾地
H.H	2.0	2.0	4.0	5	
計	24.0	20.7	44.7	10戸	1戸平均田2.3 反畑2反併せて 平均4.3反
一人平均	0.48	0.4	0.88	—	
備 考	他に生活不如意でなく、不当雇用に当てはまるもの1. (田4.5反畑4反8人家族)				

ができるが、それは、全体の二割二分の割合に当る。

いま、その個々の耕地についてみると第二表のようになる。

田についてみると、三反―六反で、五人乃至十一人の家族が食べて生きてゆこうとする。

然も、これらの多くは収穫の多くない瘦田や山間の田甫が多いのである。

。今年の全国的の冷害凶作も平野地にはその影響はあまり強くなく、穂波が揺れて、やはり稔りの秋であるが、こうした田甫をいくつか越えて最上川の河原をのぞむ、ぬかる畔の石ころ道をあぶない足取りで歩いてゆくと、河原の近い田甫でKさんのおばあさんが、腰を曲げて通うようにして稲刈をしているのに逢う。先程、みて通りすぎてきた田甫とは、素人の眼にもはつきりわかる程の作柄で、一部には、穂の稔らない青立ちのところもある。コクラ服の男の子が、無神経な顔で、袋を腰に下げて刈取った田甫のあとから、いなごを取って歩き廻っている。

父母の亡いこの孫の姿をボロ／＼に切れた仕事着の姿で、おばあさんが愛撫の眼を向ける。

孫達が、成長して田甫で働らせるまではと、この田を耕しつゞけるこのおばあさんは今年数えて六四歳だという。

年よりも一層老いた齒の抜けた口元、曲つた腰、はだけた胸元からは、あばら骨がのぞいてみえる。生きることの苦難は、おばあさんの体軀を骨の髄までいためつけているようにみえ、見る眼もいたいたい。

「働らいて米とると役場から金もらえなくなるぞ、とみんなに言われるけど、なんぼでも働らかねば雪降つてくると、おまんま、かんねもの」と日頃から生活扶助料のことを苦にしていたものか、老いにやつれた顔が、人なつこい笑いにほぐれる。孫の年令と自分の老いて行く年令とを数え合わせては、腰を伸ばしながら田甫を通うようにして働らきつづける、遠くA県まで、働らきに出したK子から、本当に世話してくれた人が云つたような送金が来るのを待つて、くる日もくる日も胸の中で一人であえあぐねている気の毒なおばあさんである。

又、畑地耕作者の場合を見ると、開拓居住者が多い。部落の山道を越えて、はるか荒地の中に点々とバラツク

の小屋が見える。

無雑作に板を打ちつけただけの壁もなく、低い床には、畳もなく、すり切れたござ敷に、鍋と椀が唯一の家財道具としておかれている。電燈もなく、飲料水にさえも恵まれず、流水を使う原始的な不自由な生活を耐え忍んでいる状況のところもある。

このような開拓部落の難渋さの故に、次々と脱落してゆくものも幾世帯かは、あつたという。

或る開拓地では、雪に埋れた飢えの生活に耐えきれず、乞食のようになつて、二里三里と山を下つて町に物乞いに行つた苦しい経験を語つてゐる。

又、若い夫婦二人で、世間の冷たさと、はげしい労働との長い闘いの後に、一町の畑を切り開いて漸く曙光を見出したと、この人達は、元氣な表情で微笑していたが、然し、そこでも、たつた一人の弟は、中学一年の途中から、部落の人の世話とかで、県外に住込みとなつて働らきに出かけて行つてゐた。

(ロ) 日雇業について

このように、身に沁みた貧農の苦しみであるが、これと共に更に一層、下積みとなつて脆く、くづれかかつてゐる生活には、日雇の職業がある。

広々とした農村の中に住んでいながら、耕す土地もなく、とり入れる一束の稲もなく、他所の農家の日雇となつて働らく人達、凶作の影響を間接に、しかも最も強く受けるこの人達、実は、この層の人が最も多く、四割をも占めているのである。

村の農繁期の季節労働のすぎたあとの農閑期には、無理に頼んでは低い賃金でも我慢して働らかねばならない。

然し、それさえも叶わずに、自由労働者となり、河川工事の雑役になり或は遠く土工として出稼ぎに行く、村の中で働らいて得る賃金は、大方余り多くはない。

しかも、現金の額に魅力を感じて村を離れて働らきに出かけると、現実には、二重生活の負担を負い、家で仕送りを持つ妻子の間に立つて、お金の乏しさに苦しまされる。

仕事の無い日は無収入に加え、マイナスとなつて喰い込んでゆく。

妻子を離れての別居生活の味気なさは、心も荒れがちで、酒場について身を引かされるし、不合理な生活が家への仕送りをおくれ勝ちにし、半年、一年と過ぎるうちに、いつか置かれた環境に馴らされて、身も心も荒れてゆく。之は屋根葺、大工、行商とこうした職種の人達も所詮は、日雇のそれと大同小異の実情である。

六人の子供を抱えた母親が、北海道に出稼ぎに行つたまゝ、帰らない夫の後を追つてゆき、次から次へと働らき場所を探ねて帯広まで辿りつき、漸く会えはしたものの、その日々の生活の不如意さに借金さえ残しそうな夫を連れ戻して帰村したという。酒におぼれ勝ちな夫を非難し乍らも、一四歳の子供を、年一万五千円の約束で、遠く働らきに出した苦勞を泣き泣き話す母親、この年金もすでにみんな前借りの形になつて次々と積つてしまつていた。

又、五十歳をいくつか越えたばかりというのに、白髪まじりの父親は、長男さえ戦死しなかつたならば——と何度かそのことを繰返し、かこち乍ら、日雇生活の佗しさを語つていた。二男も、三男も、作男として他県に働らきにやつているものの、自分だけのことが漸くで、家の手助けどころではなく、父親の収入では、空腹を凌ぐことができなかつたK子は、小学校六年も半ばで、町の子守に、自分からも希んで住込みで行つたという。こうして、そのまま学校にも行かず、今年で、一四歳になつたが、知的能力は低く、それでも背丈の伸びたK子は、三つになつ

た子供と一緒に、ぼんやり遊んでいた。もう学校のこととは諦め切つてゐるが、古雑誌の漫画や、かな文字の拾い読み位しかできないので、生家に葉書も書けない様子である。食べさせて貰うだけだつた生活から、今は月に八百円もらえる約束になつたというのに、この金も、必らず親がきて、先へ先へと前借りをしてうという。

わずかな子供の賃金をさえ当にしなければ暮してゆけない子沢山の日雇の生活は、老いと共にますます佗しく、冬近い季節の心寒さが身に応えよう、「十五歳にさえなれば、もつと割のよい所に働らきにやるのだが……」と、訪ねて心配される義務教育のこととは別に、老いた父親の思ひは、ぎり／＼の線にまできてしまつてゐる。

こうして、文字通り、明日の日の糧の保証もないことのある日雇業は、町や村での貧しい中でも一層の下積みとなつて、見逃せない現実を形作つてゐる。そして、こうした中には、失業対策事業地域にさえ遠くて通われず、あふれては騒いでゐる自由労働者の身分を羨んでゐるという実状さえ聞かせられた。

その故に、生活保護を受ける家庭は多く、この場合も五五％という高率を示してゐる。

(ハ) 無職について

働らくべき父乃至母が働かずに無職である場合の内容をみると、次のとおりである。

女子や若者が、とかく低賃金の中に甘んじなければならぬ労働を続けているのに加えて、病弱な父や母や、夫を抱えての実情は一層みじめである。

寝たまゝ身の処置さえ不自由な病人が、一間きりの中に、昼間の留守を予り乍ら、我身をかこつてゐるもの、綿の出た切れた布団一枚で、火の気のない部屋に空腹に耐えつゞけてゐるもの、遠く働らきにやつた娘の仕事がきつくて夜寝るのも随分遅いようだというのが、もぐさく／＼と案じてゐる病身の母親、婦人の経済的独立は、ここで

第三表
無職の内容に就て

無職者	母（病弱）	父（病弱）	父（腎臓病）	母	父（病臥）
	長男日雇として月収約三千円	母失業対策事業労働者として働く	二男炭鉱夫となり月収七千円位	内縁の夫ありという	二男日雇人夫

も、至難な姿をみせている。夫と、或いは、それに代る人と結びつくことによつて生計の困難から逃れることができるというのであろうか。

二、家族について

(一)
両親の有無

第四表
両親の有無

計	両親共なし	父なし	母なし	両親あるもの	長欠者中 中学 満十八歳未 満の卒業者	計	備考
四四	二	五	九	二八	三	三一	継父(継母)も 含む
六		一	二			一一	
五〇	二	六					

過去のきびしい世相の中で、父を職場で失つた者も、決して少ないものではないし、戦災によつて、父や母に別れた子供も多いのである。

しかも、こうした中で、不幸なこの年少者達が予想より多く両親と共に生活していることに安堵した思いであつたが又、反面考えさせられる。

両親の揃つてゐるものは、四割六分、継父母をも含めるならば六割二分となる。次に母のないものが、二・二割、父の無い者一・二割、孤児〇・四割である。

半数を越える両親をもつ年少者達が、父母の膝下に温まることができないで、義務教育も終えないうちに、他人の中に交つて、気兼ねと労働に暮すのであるなら、むしろ、片親のない者、孤児の場合よりも一人味気ないものにさえ思えるのではなからうか。

父母があり乍ら、年少のうちから離れなければならない世相のきびしさと、親の情愛の不足と、そして又、次に子供の数も考えさせられる。

(二) 兄弟の数

第五表 兄弟の数

平均	五、九二
2人	一
3人	一
4人	七
5人	一一
6人	一一
7人	一二
8人	五
9人	二
計	五〇

亡くなつた子供の数を除いても、その平均は、六人弱、最も多いのは九人である。そして、こうした家庭の常として、異常出産も、乳幼児死亡も一般よりは多いようであるし、中には遺伝性性病のため、親達に優生手術を行つたものも含まれている。

生まれるどの子供も健康な社会人として育成されるためには、考えさせられることである。

(三) 現在同居していない者

現在、家にいないものは、次の表からも推測される。

第六表 現在同居していない者

[illegible]

兄や妹が家を離れて、いわゆる「ロベらし」を兼ねて働らいているに不拘、義務教育未修了の本人も亦、親元を離れて働らかなければならない現実であり、一人ならず、三人、四人と年少の頃から遠く働らきに出されて行く。稼ぎ得た乏しい金銭も、家に送金して、弟妹や、親を慰め、又力になろうとしながらも、なかなか、一人前の職業人としての立場にまではなり得ず、卑屈に落伍していく者を見出すにつけ、現在、スタートしたこの年少者の将来の陰影を見せられたような不安を感じるのである。

第七表は、生活の主体者以外の働らいている家族の数であるが、一世帯から五人も六人も働らいて親の負担を軽くしようとし、又親の元を離れて社会に出ているのが実情である。

五〇世帯中、世帯主以外の働らく者の数は、一四六人、一戸平均、二・九人である。

即ち、この家族総数（第八表参照）三八二名中、世帯主を含めれば、一九六人（生活補助者だけで一四六人）働らいているので、丁度、家族数の半数に当つてゐる。

このようにして、早くから他人の中に働らき、職業人としての苦勞を味わいながら、家計に少しでも賃金を出しているものがどの位あるであらうか。

親も子も、生活の余裕と明るさを念願している

第七表

家族内で働いている者の数
(他所に住込んで働いている者も含む。但し世帯主は一応除く)

家族内で働いている者の数	該当50戸中働ける者の数を示す	家族内での働いている者の実数
1	9	9
2	14	28
3	11	33
4	6	24
5	8	40
6	2	12
7	—	—
計	50戸	146人 平均2.92人

のであるがそうはゆかず、一四六人中の四八人（三二％）が家計の補助となつてゐるのであるが、これも焼石に水の状態である。まして、親自身から雇主に、無理に、本人の賃金を貰つてくることから想像して余りあるものである。

第八表 家族構成人員
(他所住込者も含めて)

家族数別	該当戸数	実家族数
3	2	6
4	0	0
5	3	15
6	6	36
7	10	70
8	13	104
9	11	99
10	3	30
11	2	22
12	0	0
計	50戸	382名 平均家族数 7.64人

。或る店の雑働らきになつてゐる一四歳の年少者を訪ねたとき「お母さんが腹膜炎で床についたと言つて、お父さんが店に寄つてゆきました」と優しい腫で話していたが、店の若い女主人も「この児がいるのを縁に度々借金を頼みにきます。然し、聞いてみると、家庭にも同情されるし、つい、渡してあげるのですが、その度に、この児がそれを推察して肩身の狭まそうな思ひをしてゐるのでいぢらしくなります」ということを聞いた。

何人、口べらしをするために子供達をよそに出しても、中々楽にはならない生活を、社会の実相の中から推察することができるとしても、このように、社会に入つても、一人立ちの職業人とはなれない基盤を、又、次の子へと繰り返してゐる現実是否めない。

(四) 落伍家族

そして、このことの現われの一つとして、落伍家族の問題が、あげられる。

左表の数は、水商売とか、行方不明とかの内容そのものを、ここで採り上げようとするのではなくてそれらの人

第九表
落 伍 家 族

計	兄	姉	母	父	変質性 冷酷	水商売	不身持	低脳	行方不明	計	備考
二	一	一	一	二							五〇世帯中より の四割に当る。
八	一	五	三	一							
四	一	一	三	一							
二	一	一	二	一							
五	四	一	一	一							
二一	四	七	八	二							

々が、家族から、社会からも正当に相手にされないで、措かれた場から落伍して了つたことを強調したいのである。

しかも、こうした落伍の沼に足を踏み入れるに至つた根源は、むしろ遠いところに遡つて存在しているのである。二世代に渡つての教育の機会に不遇であつたことが、先づ第一に考えられなければならないのではあるまいか。

三、年少者を囲む背景

(一) 仲介人について

この調査を通して判明した仲介人は、同部落の人、同村の人等少くも本県内の者であつてここに住む人達であつた。

他県より入り込んだ、いわゆる周旋人ではない。労働力を求める雇主と、そのことをそれとなく依頼され或いは、察知した人が考えを向けている方向が、つまり、これら年少者の家族なのである。

そして、この人々の頭の中には、心配してやり、世話をしてやつたという恩儀への意識はあつたとしても、このことが年少者の幸福を害うものであるという考えは毛頭ない。

雇主の場合も同様な考え方が頭の中にひそんでいる。このことの極端な例として、

同部落の中で、又は、近隣の部落との間等で行われている事実について観察するとき、長い封建的遺制の殻の強さを改めて痛感させられたが、そのことが、比較的常識として本人も、世話人も雇主も、何の問題をもかもさない普通なこととして考えている場合が多いのである。

極貧の子供の長期欠席もこのようにして何の関心をも呼び得ずに過ぎてゆく。そして、学校嫌いという形となり、半年、一年と経過するうちには「忘れられたる子等」にならうとする。それが、人の記憶に呼び返されるときが、「子守」「……見習」として候補にあがるときなのであろう。

「あそこのはもういくつだべー一三、四にでもなつたべか」こうして社会人としての何等の基礎も与えられないまゝに簡単に取引され、この子供等の新しい苦勞が生れる。

貧しい、不幸な家庭から若干でも自分のために利用しようとはかる意識をもっている人々が、これら子供たちの身近にあることを見逃してゆくことは、従来の因習に対する妥協であり、又「児童憲章」の名のもとに払拭されなければならぬものである。

児童の人権を守り、最低の基礎教育への理解と協力を、大人の意識の中に強く呼び起すことが仲介人の根絶を又可能にするものであらう。

(二) 働らく事についての考え方

(イ) ロべらしということ

いわゆる「ロべらし」という言葉がある。子供を食べさせてだけ貰えば、子供を手離して任せてもよいとする約束である。

この考え方が相当広い通念となつて、食べさせてさえもらえば―食べさせてやるから―ということだけで、年少者の全生活のすべてが左右され勝ちになる。

「パンのために働らく」といつた言葉の中には人間の最低の文化生活の保障も一応は含めて解釈されるが、「ロべらし」のもつ意味の中には、このような面は含まれていないようである。

年少者の「働らく」ということへの正しい意欲と希望」が、こうして既にその芽を摘んでしまうことになるのではなからうか。

(ロ) 大人に渡される賃金

こうした境遇におかれてゐる年少者に会つてみると、皆、予想外に素直な表情をしている児が多い。そして一樣に「二―三年親孝行します」ときまつたように応えるのが常である。

「それから先は？」ときくと「それから自分で一人でやつてゆきます」と言う。之は特に男の年少者の場合に多

いのであるが。

この「親孝行」とは何であるか、はじめのうちは、よく理解できなかったが、それは、その年少者に約束された賃金を、家にそっくり渡すということであつて、大抵の場合「あなたの賃金はいくらですか」と問うても「知りません」と答える。これは、大人対大人の契約によつて、盆、暮にいくら或いは、年ぎめでいくら渡すと契約され、そして、それが大人から大人へ渡される。年少者は、黙々と従順に「親孝行」しているのである。

たとえば、このような問題を労働法で読んだことがなくとも、人間的な理解がもう少しこのような年少者の上に向けられこの人達の現在の労働や、将来への問題が正しく伸ばされていくべきではなからうか。

(ハ) 一人前でないという意識

小さいときから親元を離れて他人の中に働かせられているこれら年少者は、勤労意欲の生れる以前に、働らくことの興味をそがれ、しかも自分は、義務教育すら終えていないという劣等感を持つてゐる。

働らいている年少者を訪ねて「学校の話」をすると、どの子も、きまつて下を向いて黙り込んで仕舞う。学校の先生と会うとかかれて逃げてゆく。少年時代の最も美しい学校時代の思い出がこの子達にはない。そればかりか、暗い陰影となつて追いかけてさえる。

十七歳になつた中学校未修了の少年が、「今年は、定時制高校に通いたいと考えています」とはつきりと云つたその言葉は、大人の胸を痛いほどしめつける。義務教育を未修了のままでは、どうにも学ぶ道がないと知つたときこの少年は、どんなに失望することか。そして、どんなに卑屈な暗い翳となつて長い間この年少者を悲しませる

ことか。この劣等感を子供達の一人にでも感じさせてはならない。

結 び

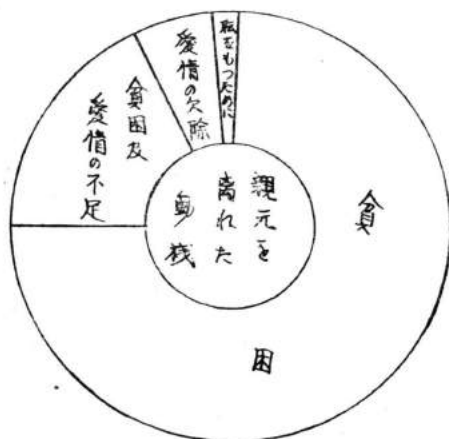
以上、年少者を囲む家庭、その環境の概略について記してきた。同じ人の子として生れ乍ら不幸なめぐり合いの中に措かれたこの子供達は、不幸なれば不幸なほど、周囲の大人の協力と援助を必要としているのである。

青少年の犯罪や不良化防止などのスローガンが生れいする前のこの義務教育の完遂こそどれほどか、年少者を明るく素直な社会人に育成することができようであらう。

「人」の育成は、教育の力によつてのみ達し得られる。ということを繰返し、いつも新しく思いつづけるのである。

参考図

年少者が親元を離れた動機



三、東北地方における地方的特殊雇用慣行について

一、借子制度と名子制度

(一) 借子制度について

青森県津軽地方の借子は、青森県特有の存在で、今から約一八〇年前の安永年間に、仮子（現在の借子）と称する名称が生れた。

津軽の開拓が行詰つた頃、一方、地方の發生によつて「水呑百姓」といわれた貧農の家から、仮子が出初め、地主に雇われた労働力を提供した。

当時、賃金としては、現物給与を受けた者、又は長い年月雇われた上でそのまゝ分家するという習慣があつた。借子の賃金は当初も現在も著しい差はないように思われ、現在の賃金としても悪いとは云えないが、賃金労働者と農業労働者との中間を行つてゐるようである。

文献によると、安永四年、今から一八〇年前には、仮子一カ年の給金が、八〇匁で、当時米が一俵十五匁だつたから米五俵乃至六俵に相当した。

天明八年には、仮子一カ年の給金は、一八〇匁となり、当時の米は一俵一七匁であつたので、米十俵から十一俵の給与に相当したものである。

享和三年には、仮子一カ年の給金は、二八〇匁から三五〇匁になり、当時の米が二一匁であつたから、米十三俵

から十四俵に相当した給付を受けていたことになる。

現在は、別表の調査結果のとおりで、農家では最近借子を雇入れることは割が悪いといっているが、借子を雇わなければリンゴ栽培と田畑の耕作ができない現状で、苦しい状態を続けている。

衣食付一年間の契約賃金は、年金によつて異なるが、三万円と四万円を前金又は、二期払いに支払っているのに対して、農家の収益はあまりない現状だといっている。

それにしても、借子に対する賃金の不払ということは皆無である。

借子には、「かどあげ」（農家のリンゴや米を盗み出して金に替えること）という一つの悪い伝統があり、この別途収入をもつて小遣いに当てゝいるのがこれが相当大きく響くのだとも云われている。

借子は、一年契約となつてゐるが、大体は翌年も継続的に同じ家に雇われるのが習慣となつてゐる。

借子のワツパカ（一日の仕事）は長時間であり労働強化であることは否めない。

借子の調査について

労働省婦人少年局青森職員室

昭和二六年二月一日より二月五日までの期日、県内福祉事務所（福祉事務所長より管内各町村長に調査依頼、その現地報告）及び労働基準監督署に依頼と共に一定地区職員室直接調査等に依る。

第一表 男女年齢別と郡別

男女年齢別 郡別	十五歳未満		十五歳以上 十八歳未満		十八歳以上		合 計
	男	女	男	女	男	女	
東津輕郡	1	1	5	1	27	2	33
北津輕郡	1	1	2	4	25	25	50
西津輕郡	1	1	1	1	7	2	10
弘前市	1	1	1	3	1	1	4
南津輕郡	5	1	1	7	2	8	13
中津輕郡	1	1	3	4	10	4	18
合 計	6	6	12	16	55	36	107

第二表 契約期間内の賃金

契約期間	十五歳未満		十五歳以上十八歳未満		十八歳以上	
	男	女	男	女	男	女
八ヵ月	1	1	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円
一〇ヵ月	1	1	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円
一二ヵ月	1	1	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円	自10,000円 至10,000円

備考 右金額は契約期間中の賃金（食事付）であるから為念

○作業内容

男子は田畑耕作、林檎栽培、女子は家事（炊事）雑役、一五歳未満の児童は（一二歳、一三歳、一四歳等）通学後子守、使歩き、手伝等。

○労働時間

実働時間は一三時間～一四時間、一五歳以上からは一人前として労働に従事している。五月末六月頃からは夜明前（四時前後）に起床、馬草刈に出掛け一時間半位働き朝食、食後直に田畑に出て耕作、昼食迄に中休み三〇分する。昼食一時間休み、午后三時半に三〇分位の休憩、日没と共に帰宅、馬の世話と明日の準備をして夕食、後自由時間。一五歳未満の児童は通学後、子守、使歩き手伝等実働七時間程度。冬期間は薬工品の製作に従事、此の間九時間～一〇時間労働。

○休日

盆、年の暮、正月、町村祭その他いろいろの行事等年間を通算して二五日から三〇日のところが多い。又郡別によつて多少異り四〇日から五〇日のところもある。一五歳未満の児童は年間通算して五〇日～六〇日の休日が与えられている。

○借子の家庭状況

貧農の次男・三男が主に借子として雇われて家庭の経済を荷つてゐる。他人に雇われて田畑耕作見習体得と云うのも稀に見受けられた。貧困六五％、作業見習一二％、他の目的で収入得る為二三％。

○借子の経路

他人の紹介六〇%、縁故関係三七%、自分で捜す三〇%。

○借子を止めた後の状況

実家にて農業に従事、独立して家庭を持つ（借子で貯えた金を資本にして）分家、婿養子、失業状態となる。

(二) 名子制度について

青森県には前述の借子制度の他に、南部地方の「名子」というのがある。

これは福島県の「質券奉公」（借金のかたに労働力を提供するもの）に一寸似たところがある。

名子というのは家族全体がその主家（本家と称する）に隸属した、「家来かまど」と称し、親子代々本家の農業に従事して働らき、拘束された最低生活に甘んじている状態で、しかも、本家に名子家族の二家族も同居しているところもあり、丁度、山椒太夫の生活を思わせるものがある。

戦後、農地改革で、田畑は縮小されたが、山林を膨大に所有し、毎年名子によつて、山林から製材を切払い、本家〇・八、名子〇・二の歩合で給与を貰うことにより生活が保障されている。

本家は、名子に、田畑を分譲し、分家の形でおき、四季を通して労働を提供させ、それによつて本家は豊かに暮らしている。

労働条件に不満があつても、主家対名子家族全体なので、大勢の家族の明日の生活を思えば、そのまゝ隸属せざるを得ない状態である。従つて、名子の地位は、現在の労働者中、最低のものであり、封建性そのまゝの形で停頓しているといえる。

これに反し津軽の借子は主家対個人であるため自由行動もとれ名子のような隷属は考えられない。

以上のように、青森県内でも津軽と南部に今なお残存している特殊な労働形態のなかでも一方は近代化の傾向に進歩しており他は昔ながらに停滞しているといえることができる。

こうした面が、あらゆる場合、教育、政治といった面に如実に現われておりしかもこうした問題は青森県の農業が実質的に近代化されなければ解決できないことであり、如何に借子の賃金は良好であるとはいわれても労働強化の現状には、なお十分考慮されるべき問題ではある。

(註) 右は、本調査を機会に青森婦人少年室より提供された資料に基くものである。

二、南京小僧

山形県庄内原野の港、酒田市から海上二〇哩へだつたところ日本海の中に小さな飛島という島がある。

そこには、古くから「南京小僧」と呼ばれる男の子の養子制度があつた。

昔、南京袋にいて島につれてきたので、南京小僧とよばれるともいわれ、また、一説には南京袋でつくつた前掛をさせておくことからその名があるともいわれている。その他、南京米Ⅱ外来米Ⅱ外来小僧Ⅱ南京小僧という説もある。

何故、南京小僧が生れたか、そもその原因は、もともと飛島の漁業の労力不足を補うためで、とくに、北海道沖の鱈漁業にのりくませるためであつた。耕地の少いこの島では徳川時代から、村内で分家させない習慣がありま

た、他の多くの漁村と同じように、海難により、男子労働力が失われる結果を補うために必要だったといわれている。

庄内地方の農村では、子供が親の言うことを聞かないと親は「飛島へやつてしまふぞ」といつて叱つたというが、子供たちの苦境と労働は相当なものであつたらしい。

大休、小学校五、六年くらいまでの子供で貧兒、私生兒、孤兒が大多数を占めている。

昭和一二年には、五七名に達し、戦争中食糧関係から減少したが、昭和二五年には五五名に増加している。

現在では、一八歳未満の者は、里親制度が行われているというが、従来は、数え歳二一歳まで働らいて、着物などをもらつて解放され、多くの者はこのとき村をはなれ、大抵は、北海道か樺太に移住してゆくのが常であつた。

ともかく、鯨釣りの労力不足に備えて無賃の労働者として養われる貰い子、南京小僧たちの生活状況は、想像以上ひどく、南京小僧の姉から飛島の中学校教官にあてられた昭和二四年四月一二日付の手紙によつても明らかである。

南京小僧のこの形態について、川島教授は「原始的な漁業で生活している村における家父長制奴隷のための養子であるといひ、この形が、いわゆる人身売買の一つの形態として今もなお存在しているのである。そしてとくにこれは後進地方の歴史的遺物といわれている。

附

錄

一、いわゆる人身売買対策要綱

一 いわゆる人身売買対策について

(昭二六・二・一四次官會議決定)

いわゆる人身売買なる事実が、今日なお減少せざる傾向に鑑み、政府は、差当り、中央青少年問題協議会の決定せる左記対策を基本とし、関係府省一層緊密な連携を保ち、具体的措置を講ずるものとする。

なお関係法令の整備、生活の安定等根本的対策についても今後十分な検討、研究を続けるものとする。

記

一、青少年を擁する要保護家庭について、適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産内職のあつ旋等によりその生活の安定を図ること。

二、職業安定機能を強化し、青少年に対する職業のあつ旋を積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

三、児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間

団体等あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓發宣伝を図ること。

四、関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

五、いわゆる人身売買として發見された青少年の措置については、その福祉に即し、保護の徹底化に努めること。

一 いわゆる人身売買事件対策要綱

一、趣 旨

個人の尊嚴と民主主義とを基調とする憲法のもと、独立国として新發足しようとしているわが国に、いわゆる人身売買という非人道的事実がいまだに存するということは、まことに恥すべきことであり、その絶滅を図ることは、国家の重大な問題と云わねばならぬ。

古くからこどもの「身売り」と云われ、一部において長い伝統を有し、慣習とまでなつていゝるいわゆる人身売買は、その由つて起る原因が極めて複雑且つ根深いものがあり、簡単に断定することはできないが、断じて放任されておかるべきことでなく、われわれは、次代を背負つて立つ青少年を雇い入れて業をなし、売買の仲介をして利をむさぼり、青少年の人権と福祉とを全く無視した非人間的な行為を心から憎むと同時に憤りさえを覚えるのである。

国民の一部にかかることを生ぜざるを得ない社会的、經濟的条件の存することに目をおおうことなく、根本的にそれらの除去に努めることは、政府および国民の責任であることを痛感する。

従来政府も国民も、これについてそれぞれの分野において協力し続けてきたことを認めるに吝さかでないが、こ

れが絶滅を期するには、政府は云うまでもなく関係者は一段と力をあわせ、国民の理解と協力をえて長期にわたる努力を必要とするのである。現在の状況において、かかることを最小限度にいとめるため、応分の尽力をするとは、青少年の不良化防止、保護指導を目的とする本協議会の使命の一つであると信ずる。

ここに差当り、現状の下において取りうべき対策の基本を定めて関係者による強力な実施を期待するとともに、民間団体の積極的な活動を望むものである。

二、こゝでいわゆる人身売買の意味

(省略)

三、「人身売買」の関係法規

(省略)

四、対策

一の趣旨に従い、差当り関係各省庁は、関係者とともに左の基本方針にそい、地方青少年問題協議会を通じ、国民の理解と協力をえて有効適切かつ強力な方法により、いわゆる人身売買の撲滅に当るものとする。

1、要保護家庭について適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあつせん等によりその生活の安定を図ること。

2、職業安定機能の強化に努力し、職業のあつせんを積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

3、児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等、あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

4、関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

5、発見された身売り児童の措置については、児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

総審青第二十二号

昭和二十七年二月十二日

中央青少年問題協議会委員長 保

利

茂

内閣総理大臣 吉

田

茂 殿

いわゆる人身売買対策に関する意見について

いわゆる人身売買が、今日依然として行われていることは、まことに憂慮すべきことであり、これが絶滅を図ることは、重要な問題であると云わねばなりません。

本協議会は、これが重要性を痛感し、審議の結果別紙「いわゆる人身売買対策要綱」を決定いたしました。

よつて政府におかれましては、右要綱の趣意により、有効適切な施策の樹立実施に努力されるよう中央青少年問題協議会令（昭和二十五年政令第百号）第一条第二項の規定により意見を提出いたします。

総審青第二二三号

昭和二十七年二月十四日

内閣官房長官 保 利 茂

(各関係機関)

殿

いわゆる人身売買について(依頼)

標記について中央青少年問題協議会委員長から意見の具申があり、別紙のとおり二月十四日の次官会議で決定を
しましたので、これが実施に関し貴庁においても御協力方お願いいたします。

一、通知

(1) 厚生省発児第一五号

昭和二十七年二月十九日

厚生事務次官 宮 崎 太 一

各都道府県知事殿

所謂児童の人身売買事件の対策について

標記については、昭和二十四年五月十四日厚生省発児第四五号都道府県知事宛厚生次官法務行政長官、労働次官、
文部次官連名通知「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されたる児童の保護について」によって通知されて

おり、かねてから、御配慮を煩わしているところであるが、最近の社会情勢は、所謂人身売買を益々増加させ、それについて根本的な対策を講ずることは緊急の課題であるので、今回、中央青少年問題協議会において、別紙のとおり、所謂人身売買の定義とその基本的な対策要綱が定められ、二月十四日の次官会議において決定され、その線に沿つて関係各省がそれぞれ具体的対策を講ずることになった。ついでには、貴都道府県におかれても、左記により、益々人身売買の対策に関する活動を促進されるよう御配慮を願いたい。特に本件については、市町村長と緊密な連絡の下に、充分その協力を得るよう配慮せられたい。

なお、関係各省も夫々の関係機関に対して、前記の基本対策要綱に沿つた具体的対策を通知しているから、都道府県青少年問題協議会を利用してこれら諸機関と緊密な連絡を保ち、総合的効果の達成に遺憾なきを期せられたら。

記

第一、定義、本通知で「人身売買」とは、中央青少年問題協議会で決定された如く、次のとおりであること。

「児童をしてその福祉に反するような勞務又は不当な人身の拘束を伴う勞務を提供させ、その対価として財物その他の物を給付することを内容とする契約又はこれを斡旋する行為」

第二、児童福祉思想の昂揚

人身売買の發生を未然に防止するためには、一方では家庭の貧困をなくして生活の安定を図ることが必要であるが、他方では、児童の人権を尊重する思想の啓蒙が必要であるから、人権尊重、児童福祉思想については、特に

昨年五月五日に制定された児童憲章の普及宣伝等を中心として、特に左記の点について啓蒙を図るよう努めること。

一、児童を独立の人格者として扱い、児童の基本的人權を尊重するという思想の啓蒙を図り、従つて、子供を親の所有物の如く勝手に処分するような封建的遺制を根絶するように努めること。

二、児童を心身ともに健全に育成するためには、原則として、両親の家庭のもとで、且つ正しい愛情と知識と技術を以つて、育てなければならないこと等の児童福祉の思想を普及徹底せしめること。

第三、要保護家庭の生活安定

家庭が貧困であるために子を売る例がすくなくないことに鑑み人身売買の發生を未然に防止するためには、家庭の生活の安定を図ることが最も効果的であるから、社会福祉関係機関は、特に左の点に留意し要保護家庭の生活の援護、社会的自立の促進等に遺憾なきを期することが必要であること。

一、児童養育困難者の積極的相談

単に家庭が貧困であるという理由だけでその児童をその家庭から引き離して他へ出すことは、児童の福祉にとつて最善でないから、経済的理由等で児童をどうしても手許で養育することが困難になつた場合には、すみやかに当該地区担当の児童委員、市町村、福祉事務所又は児童相談所に進んで相談するように、予め一般の啓蒙指導に努めておくこと。

二、児童を家庭においたままでの生活保護法の適用等

前項の相談があつたとき、又は必要があると認められるときは、実情を調査し、保護の要件に該当する限り適切な生活保護法の適用その他のあらゆる指導援助をなすこと。その際、できるだけ家庭から児童をひきはなすことなく児童を家庭においたままで、生活保護法の適用等をなすように努めること。

三、保護受託者制度の活用

適当な職業に直ちには就けない児童について、その将来の自立を促進するため、保護受託者制度の活用を図るものとし、当該家庭等から保護受託者の許へ通勤し又は保護受託者の許へ同居して、独立自活に必要な指導を受けさせる等の措置等を考慮すること。

第四、職業安定機能の強化

児童が人身売買的コースを辿る危険に立つことを防止するためには、予め、正規の過程によつて正常の職業に就くことができるようにすることが必要であるから、児童福祉機関は職業安定機関に協力して、児童の職業安定に努めること。

一、職業安定所への通報

家庭の状況その他から判断してすみやかに職業を斡旋しなければ人身売買的コースを辿る虞のある児童については、福祉事務所長又は児童相談所長は公共職業安定所長に対し、職業斡旋を依頼すること。その際児童相談所長は必要な調査をなし、特に家庭の状況、児童の職業斡旋を必要とする理由、児童の希望就職先等を明記した書類（別紙様式）を添付すること。

二、職業安定所の積極的斡旋

前項の通知を受けた公共職業安定所長は、別途労働省通知により、すみやかに相談に応じ、当該児童に即応した迅速な職業紹介を行うことになつてゐること。

第五、監督取締

人身売買のケース又は人身売買に發展する虞のあるケースがすでに發生している場合においては、これを可及的すみやかに發見し、第六の保護指導の具体的措置の迅速な適用を促すことが必要であるから、児童福祉関係機関においては特に次の方法に留意して迅速な發見に努めること。

一、児童委員、社会福祉主事、児童福祉司等の調査活動の促進

児童委員、社会福祉主事又は、児童福祉司は絶えず担当区域内の実情の把握に留意し人身売買的ケースを迅速に發見するように努めること。実情の把握に當つては、児童の受入地においては、一定季節等に労力を求める特定の漁村地区、農村地区、又は特殊飲食店街地区その他従来他人の児童を引きとつて養育雇用する慣行のある地区等について、特に注意を払い、また、児童の出身地においては生活困窮、問題家庭等で、その虞の予想されるものその他従来児童を他人の家庭に手放して養育雇用を依頼する慣行のあつた家庭並びに予想される仲介人の言動等について予め注意を払うように努めること。

二、同居届の励行

市町村長が中心となり、必要あるときに児童委員を協力させて、他人の児童を預り養育又は雇用する者につい

て、児童福祉法第三十条による同居児童の届出を励行させ、人身売買的ケースの発見の端緒に資すること。このために市町村の児童福祉の係は、寄留制度、世帯台帳制度、住民登録制度等の担当係と連絡を密にし、住民登録法による児童の転入届等がなされる場合等には同時に児童福祉法による同居届を提出させるように努めること。

三、学校からの連絡

学校において、その児童、生徒、学生等につき、不就学、長期欠席、問題行為等の事由があつて人身売買がすで行われた疑があり、又は行われる虞があると認められるときはすみやかに、福祉事務所又は児童相談所へ連絡することになつてゐるから、平素から進んで連絡を密にするように努めること。

学校からの連絡を受けた福祉事務所又は児童相談所は、直ちに実情を調査し、必要な措置を講ずること。この場合すでに児童が他の都道府県に売買されたと認めるときは、都道府県知事を経由して、当該児童の現に所在する地の都道府県知事に連絡すること。

右の連絡を受けた都道府県知事は、関係福祉事務所又は児童相談所をして必要な調査をなさしめ、すみやかに第六の具体的措置をとるようにすること。

第六、保護指導の具体的措置

右第五により発見された児童については、一方において、必要に応じ、使用者仲介者等成人の取締について警察、検察庁、労働基準局へ連絡することになるが、他方当該児童については、保護の万全を期すること。特に、児童

が発見された現在地（又は受入地）と児童の親の所在地（又は出身地）とが都道府県の地域をまたがることが多いから、関係都道府県間の緊密な連絡に留意する必要があること。この場合の取扱については、原則として児童の所在地の都道府県知事が具体的な保護の方法を決定すべきものであること。なお警察、検察庁、労働基準局等で人身売買事件として、使用主、仲介人等成人の刑事事件を取り扱うとき、当該事件に関する児童の保護については、福祉事務所又は児童相談所へ連絡することになっているから、右の連絡を受けたときは、その児童の現在の都道府県知事が、その児童の保護についての責任をもち、必要な措置等をとるべきものであること。

一、親元復帰の原則

売買された児童の保護については、親元へ復帰させることが原則であること。この場合において当該ケースが二都道府県の地域にまたがっているときは、児童の現在地の都道府県知事は、児童の出身地の都道府県知事に連絡し親元の家庭の現在の生活状況、児童を親元へ帰すことが適当であるか否か等について調査すること。

児童を親元へ復帰させる場合、児童の身柄を引き取るために、親元の家庭から直接引取に出向くことができないときは、原則として当該親元の所在地の都道府県の責任において、引取の措置を講ずること。

児童が親元に引取られた場合においては、同時に、出身地都道府県知事は、当該児童又はその保護者を社会福祉主事又は児童福祉司に指導させること等により、親元復帰後の児童の保護指導に努めるとともに、当該家庭につき生活保護法の適用その他の生活援護に努めるものとし、必要あるときは、右第四の取扱による職業紹介等の措置による保護受託者への委託措置に努めること。

二、児童福祉施設、里親、保護受託者等の活用

児童を親元へ復帰させることがどうしても困難又は不適当であると認められるときは、児童福祉施設、里親又は保護受託者へ現在の職場等から引き離して、入所又は委託の措置をとること。

この場合、原則として、児童の出身地の都道府県知事が、これらの入所又は委託の措置の責任を負うこと。

三、児童を現在地に置くこと。

児童を現在の職場等でそのままひきつゞいて保護することが他の措置をとるよりも児童の福祉にとつて一層適当であると明らかに認められるときは、社会福祉主事又は児童福祉司の適当な指導監督によりその養育又は雇用を継続させること。この場合、児童の現在地（職場等の所在地）の都道府県知事の責任において行うこと。なおこの方法が許されるのは「人身売買」の定義にも鑑みて極めて少数の場合に限られるべきであつて、例えば、契約期間が長すぎる等の場合に、実情によつて取られ得るものであるに過ぎないこと。

この方法による場合は、特に次の諸点に注意すること。

- (イ) 法第三十条による同居児童の届出がなされていないものについては、すみやかに提出させること。
- (ロ) 労働又は養育の条件、労働契約等が違法又は不適当であるときは、これを合法且つ適当なものに改めさせること。この場合、必要に応じ、労働基準監督署等と連絡をとること。
- (ハ) 義務教育年齢にある児童で不就学又は長期欠席のものについては、必ず就学させるようにすること。
- (ニ) その職場等の使用主等が保護受託者として適格のものであるときは、法による保護受託者として登録させ

これに児童を委託することとすること。

別紙様式

要就職者緊急通報

氏名及び年齢	年 月 日生満 歳
現住所	方
家庭の状況	詳記を要するときは別紙を添付すること。
就職を必要とする理由	詳記を要するときは別紙を添付すること。
本人に適すると思われる職業	

昭和 年 月 日

〇〇〇公共職業安定所長 殿

(2) 労働省収婦第三号

昭和二十七年二月二十日

長 ㊤

各都道府県労働基準局長
同知事殿

いわゆる人身売買対策について（通達）

いわゆる人身売買事件については、従来も労働者保護の立場から各関係機関との協力のもとに、その防止、取締り及び保護措置に当つて来たが、特に、最近関係諸機関の努力にも拘らず、依然として、その跡を絶たないのみか、この種事件の悪化及び増加が各方面の関心を呼び憂慮されているところである。

中央青少年問題協議会においても、その強力な総合対策樹立の必要を痛感し、昨年来努力してきたところであるが、今回別紙「いわゆる人身売買対策について」の通り、去る二月十四日の次官会議で、その決定を各関係官庁は別紙（参考）右協議会の基本方針に基き、それぞれの出先機関に対し、具体的方針を指示することになった。

よつて貴職におかれても左記事項に留意し、これが対策実施については積極的な協力体制のもとに、本問題解決に万遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

一、労働基準監督機関の実施事項

1. 啓蒙宣伝

(イ) 公共職業安定所、婦人少年局地方職員室、検察庁、警察署、市町村役場、学校、社会福祉事務所、児童相

談所、児童委員（民生委員）地方青少年問題協議会、社会福祉協議会、婦人団体、青年団体等と緊密な連絡を保ち、あらゆる機会を通じて、本問題の啓蒙、宣伝を図ると共に、これら各機関、団体等協力して、本問題の解決を強力に推進するよう努めること。

- (ロ) 新聞社、放送局、映画館、駅等に啓蒙宣伝文書の掲載又は、放送を依頼すると共に、学校の協力を得て、社会科等を利用して、生徒児童を通じてこの啓蒙宣伝を推進すること。

2. 監督実施

- (イ) 都道府県労働基準局並に労働基準監督署は、労働基準法第五条、第六条、第十四条―第十七条、第五十六条、第五十八条、第五十九条等の人身拘束的違反につき嚴重に監督を実施すること。

特に悪質な仲介人については、断乎たる態度で徹底的に監督を実施すると共に、管内において、この種事犯の多発する局においては、予め考慮して監督計画を樹立すること。

- (ロ) 監督実施にあたり、警察署、公共職業安定所、市町村、福祉事務所又は児童相談所と十分連絡を保ち、情報の蒐集把握につとめること。

殊に、警察署、職業安定所等については、元周旋を業としていた者、学校については、長欠者等の動向を調査して被疑事実の把握につとめること。

- (ハ) 各都道府県労働基準局、労働基準監督署は、相互に緊密な連絡を保ち、被疑者、参考人等管外に捜査依頼を要するものは、速やかに、所轄労働基準局、監督署に捜査を依頼する一方、監督実施の結果「いわゆる人

身売買」の被害者を発見した場合は、当該労働基準局、監督署において、自ら仲介人を捜査する場合の外速やかに被害者の出身地、所轄労働基準局、監督署に連絡し、仲介人の捜査を依頼する。局、署間の連絡体制を更に強化し本件の取締りにあたること。

(二) 機業地、都会地等の被害者受入地においては、織物工場、特殊飲食店等における長期労働契約、前借金相殺その他人身拘束的違反の監督と是正に厳に留意すること。

3. 事後の措置

監督実施の結果発見された違反については、直ちにこれを是正し、悪質違反については、所轄地方検察庁と連絡の上嚴重に司法処分に付することを要請すると共に、被害者については、児童相談所又は社会福祉事務所に連絡する等被害者の保護措置を講ずること。

二、職業安定機関の実施事項

1. 公共職業安定所を利用して、就職する慣習を啓培するに努力すること。

(イ) いわゆる「人身売買」は、職業に就こうとする者又はその保護者が信頼してあつたを依頼することのできる機関を知らないために、悪質な仲介人に乗ぜられる場合も多いことを考慮して、職業安定機関の業務内容をより一層周知するに努め、職業に就こうとする場合は必ず公共職業安定所を利用する慣習を啓培するに努めること。

(ロ) 右のため職業安定機関は、都道府県青少年問題協議会その他関係あるすべての機関団体と密接な連絡を保

持しあらゆる手段、方法によつて右の努力を傾注すること。

2. 職業指導を徹底すること。

(イ) 公共職業安定所は、学校の卒業年次にある生徒及びその父兄を対象とし、学校の行う職業指導との関連において正しい職業観の啓発に努めると共に、確固たる判断に基いた職業選択を為し得る職業知識を附与することに努めること。

(ロ) 右のため職業安定機関は、新規学校卒業者職業確保業務取扱計画中にこれを策定し、学校との密接な相互協力の下に組織的にこれを実施すること。

3. 就職確保機能を強化すること。

(イ) 公共職業安定所は、その業務機能を強化し、就職を希望する者に対する就職確保措置に万全を期すること。

(ロ) 右のため公共職業安定所は、社会福祉事務所又は児童相談所が、いわゆる「人身売買」の虞れある家庭の構成員又は既にその陷穽におちいつた者であつて、速やかに職業に就かしめなければならないと認める者につき、別紙様式による通報をなさしめるよう当該機関に協力を求めること。

(ハ) 公共職業安定所は、前号の取次を受けた者に対し、社会福祉事務所又は児童相談所と緊密な連絡の下に慎重な職業相談を実施し、速やかに適職に就かせ得るよう努力する外、公共職業補導所に入所することが適当であると認められる者は、その入所をあつ旋し、その就職後の補導に際しても社会福祉事務所、児童相談所等関係機関の協力を得て、これを十分に実施すること。

4. 労働者の募集、供給、紹介行為は職業安定法に照し、違反者を摘発すること。
別紙様式

要 就 職 者 緊 急 通 報

氏 名 及 び 年 齢	昭和 年 月 日生 満 歳
現 住 所	
家 庭 の 環 境	(詳記を要するときは別紙を添付すること)
就職を必要とする理由	(詳記を要するときは別紙を添付すること)
本人に適すると思われる職業	

昭和 年 月 日

長 印

〇〇公共職業安定所長殿

(3) 国社第一二号

昭和二十七年三月一日

いわゆる人身売買について

最近、いわゆる人身売買の問題はきわめて重大な社会問題となり各方面において種々論議をされておりますが、今般中央青少年問題協議会においても、いろいろこの問題について研究した結果「人身売買対策要綱」を決定し、同協議会委員長から同対策の実施について、協力方の申入れがありました。このいわゆる人身売買については、人権保障上その防止につとめる必要がありますので貴委員会においても、しかるべく御協力下さるよう、別記協力実施上の参考事項を添えて、お願いします。

記

1. 目 標

- (1) いわゆる人身売買の意味と実情に関して、広く一般に理解させるようにつとめること。
- (2) いわゆる人身売買に関係ある法令には、いかなるものがあり、その内容がどんなものかを理解させ遵法精神を養うようにつとめること。
- (3) 封建的な道德観念の一掃をはかり、人権尊重の思想の高揚につとめること。
- (4) 学校と家庭との連絡を緊密にし、学校においては常に家庭の実情をは握し義務教育における就学の徹底をはかり長期欠席児童生徒に対する調査と指導を十分に行い、また高等学校生徒に対しても、できるだけ、その調

査と指導につとめること。

なお、社会福祉事務所、児童相談所との連絡を密にし生活保護の道を講ずること。

- (5) いわゆる人身売買に関し、疑のある事例の起つた場合には、すみやかに児童相談所または社会福祉事務所に通報連絡し、適切な措置を講ずること。

また職業安定法の趣旨を児童、生徒及び保護者に正しく理解させ、なお職業選択についての指導を徹底させ、職業安定所との連絡を密にし、できるだけ職業のあつせんにつとめること。

- (6) 勤労青少年に対する職業教育の振興を図ること。

- (7) 使用主に対し、労働基準法の規定をよく理解するよう啓もうし、また勤労青少年に教育の機会を与え、その教育の振興を図ること。

- (8) 純潔教育を普及し性の純潔を尊重する精神と性道德の昂揚を図ること。

2. 実施方法

- (1) 公民館において、定期講座、討論会、講演会、展示会等を開き、人身売買防止の趣旨の徹底を図ること。

- (2) 成人学校、社会学校、青年学級等の教材中に、人身売買に関する事項、家庭教育の正しいあり方に関する事項を採用し、一般の啓もうに資すること。

- (3) 青少年団体等においては、男女交際の正しいあり方について指導し、健全なレクリエーションの普及につとめ、性道德の高揚につとめること。

(4) 婦人団体においては、子女の正しいあり方を指導すること。

(5) PTAにおいては、父母と教師と協力して子女の教育の正しいあり方について研究し、子女の教育の振興を図り性道德の昂揚を図ること。

(4) 人擁第一九七号

昭和二十七年三月八日

民事法務長官事務取扱 村 上 朝 一

地方法務局 長殿

いわゆる人身売買について

いわゆる人身売買の問題は、重要な社会問題の一として最近特に各方面において論議され、人身売買防止のための対策が考究されているところであるが、今般別添のとおり、中央青少年問題協議会委員長の具申に基き、二月十四日の次官会議において対策が決定され、これが実施に関し内閣官房長官より協力方の依頼があつた。

この問題は、人権擁護上極めて重要であり従来各位に於てもこれが防止救済に努力されてきたところであるが、今回各関係機関が緊密に協力して全国に亘り総合的に本問題をとりあげることになつたものであるから貴局において左記事項留意の上十分な効果をあげるよう御配慮願いたい。

記

一、管内人權擁護委員と協力し、人身売買を防止しその絶滅を期するための人權思想の普及徹底に特に努力するよう配慮すること。

二、本問題についての関係機関は、都道府県青少年問題協議会、教育委員会、社会福祉事務所、児童相談所、労働基準監督署、公共職業安定所、警察、検察庁、市町村長等であり、それぞれ本問題実施についての具体策を考慮している筈であるから、事件の処理その他必要に応じて緊密な連絡協力をはかること。

三、各局で本年四月一日以後受理する人身売買事件のうち、調査を行つたものについてはその都度別紙調査表に該当事項記入の上人權擁護局宛送付すること。（十八歳以上の者についての人身売買事件についても記入すること）

(5) 法務府
検務局 検務第五二七六号

昭和二十七年二月十九日

刑政長官 草 鹿 淺 之 介

検事 長
検事 正

御 中

児童に対する人身売買事件の取扱について

いわゆる人身売買の問題については、人権保障の観点から最近各方面において喧しく論議されているところであり、檢察の面よりみても緩がせにし得ないことは勿論であるが、今回次官會議において別添(二)の如き決定があり、児童に対する人身売買事件については關係各省庁において右決定に基く「いわゆる人身売買事件対策要綱」の線に沿つてそれぞれ具体的対策を講ずることとなつた。ついでは今後この種人身売買に關連する刑事事件(以下人身売買事件という。)については、左記事項に留意の上、処理上遺憾のないよう期せられたい。

一、事件の範圍

世上人身売買といわれるものの意義は必ずしも明白ではないが、児童に対する人身売買事件とは、差し当りその罪名の如何を問はず「児童をしてその福祉に反するような勞務または不当な人身の拘束を伴う勞務を提供させ、その対価として財物その他を給付することを内容とする契約またはこれをあつせんする行為」を内容とする刑事事件をいうものとする。なお、これと關連ありと認められる犯罪の主なものについては一覽表(別添(一))を添付したから参照されたい。

又右にいう児童については児童福祉法にいう児童(滿十八歳未滿)の意義にとらわれることはなく、広く青少年の意義に解して運用されたい。

二、事件の処理

右一に該当すると認められる事件の処理にあたつては、單に犯罪構成要件の捜査に止らず、事犯の因つて生じた諸原因、その背景又は温床たる諸事情等をも究明して社会的事実としての実体の把握に努めるとともに、この

種事犯に介在して營利をこととする周旋屋その他の悪質犯罪者に対しては、可及的に嚴罰をもつて臨むこと。

三、關係諸機關との連絡

今回の措置の目的とするところは、単に取締を強化すれば足りるというのではなく、關係諸機關相互に緊密に協力してこの種人身売買事件を根絶しようとするにあるのであるから、事犯の取扱にあたつては、特に次の諸点に注意されたい。

(一) 平生より地方青少年問題協議会、労働基準局、公共職業安定所、社会福祉事務所、児童相談所、警察等の現地關係諸機關或いは事犯に關係の深いと思われる高等学校、中学校、当局等と緊密に連絡し、事犯の防止及び情報交換に努めること。

(二) 事件処理後とはもとより、捜査中においても、關係機關の行政措置上改善を要すると認められる事項又は参考となると思われる事項を認知したときは、速かに当該機關に連絡通報すること。

(三) 過去において、司法措置として遺憾がなかつたにも拘らず、被害者をそのまま放任しておいたため、救済の実が挙げられなかつたという事例も耳にしているので、事件処理後といえども、爾後の行政措置に欠けることのないよう児童相談所等の關係諸機關に連絡する等被害青少年の保護に万全を期すること。

四、報 告

右一に該当する事件で特異又は重大なものについては、今後六カ月を限り刑事關係報告規程第六条に基く臨時的報告として報告（受理、処分、裁判結果、上訴及び裁判確定について事件報告第一号、第二号及び第四号様式によ

る）されたく、必要を認めた場合には恒常の報告事項に繰り入れる予定である。

尤も右に該当する事件であつても刑事関係報告規程第二条によつて既に報告事件とされているもの（例えば第五労働の三の１、４、８）については、従前通り同規程により報告されたく、この場合は同報告に「人身売買事件」である旨附記されたい。

なお、特に事件の処分報告に当つては犯罪事実のみならず、犯罪の動機、原因、背後の事情、児童に対する人身売買事件に該当する事由等をも詳記されたい。

別添省略

(6) 刑発防第十号

昭和二十七年三月八日

国家地方警察本部刑事部長

各警察管区本部長
各都府県方面警察隊長
（六大都市警察長） 殿

いわゆる人身売買事件に関する総合対策について

今般別添の通り中央青少年問題協議会が中心となり、いわゆる人身売買事件に関する総合対策を樹立し、これが

実施に関し関係各機関が具体的措置を講ずることとなつた。

警察においても本問題については従来より重大な関心を持ちその取締にあたつてきた処であるが別添内閣官房長官より依頼の次第もあり今後とも関係各機関との協力を密にし、これが実効があがるようその取扱に遺憾のないよう配慮されたい。

自治体警察にも連絡されたい。

(7) 最高裁判所家庭甲第四三号

昭和二十七年三月四日

最高裁判所事務総局家庭局長 宇 田 川 潤 四 郎

家庭裁判所長 殿

いわゆる人身売買について (通達)

標記について、このたび別紙のとおり、内閣官房長官から、当庁事務次長に、その対策の実施につき協力方の依頼がありましたから、家庭裁判所においては、特に左記に留意の上、保護の万全を期するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

なお、左記(一)および(二)により発見された標記事案の処理に当つて、標記事案を発見されたときは、そのつど該事

案の概要を、当局に報告して下さい。

記

(一) 青少年の人権擁護の見地から人身売買に最も深い関係をもつ「成人の刑事事件」の取扱については、特に事案の形式的処理をさけ、背後関係等のは、握に留意し、調査、審判により標記事案が伏在すること、若しくはそのおそれのあることを発見したときは、すみやかに少年法第三十八条の規定により、検察官又は司法警察員に通告するようにとめること。

(二) 未成年者の養子縁組の許可についても、最近人身売買の一方法として、この種申立が利用される傾向があるので、今後ともその取扱については、特に慎重を期すること。

(三) 前各項の処理運営にあつては、必要に応じ、検察庁、警察署はもとより、学校、職業安定所、労働基準監督署、児童福祉機関および地方青少年問題協議会等の関係諸機関と密接なる連絡協調を図るとともに、相互間の情報交換につとめること。

二、いわゆる人身売買の關係法規

一、日本国憲法關係

(個人の尊重)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公

其の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（奴隸的拘束及び苦役からの自由）

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

二、民法關係

（公序良俗）

第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

（未成年の養子）

第七百九十八条 未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直系卑屬を養子とする場合は、この限りでない。

三、労働基準法關係

（強制労働の禁止）

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

（中間搾取の排除）

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(契約期間)

第十四条 労働契約は期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は、一年を超える期間について締結してはならない。

(労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

③ 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては使用者は必要な旅費を負担しなければならない。

(賠償予定の禁止)

第十六条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第十七条 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

(未成年者の労働契約)

第五十八條 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

② 親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向つてこれを解除することができる。

（未成年者の独立賃金の請求）

第五十九條 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

四、職業安定法關係

（有料職業紹介事業）

第三十二條 何人も、有料の職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業を斡旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合はこの限りでない。

② 労働大臣が、前項の許可をなすには、予め許可申請者についてその資産の状況及び徳性を審査するとともに、中央職業安定審議会に諮問しなければならない。

③ 営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

④ 前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによつて、損害を受けた者は、前項の保証金

からその補償を受ける権利を有する。

⑤ 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

⑥ 実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定審議会に諮問のうえ物価庁長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

⑦ 第一項の許可の有効期間は一年とする。

⑧ 第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業を行おうとする者は、第三十三条の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

② 労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定審議会に諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可をなす場合にはこの限りでない。

③ 第一項の許可の有効期間は、二年とする。

④ 第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(直接募集)

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、前条に規定する方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集させようとするときは労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができる地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

（委託募集）

第三十七条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

② 被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報償金を与えようとするときは労働大臣の許可を受けなければならない。

（労働者供給事業の禁止）

第四十四条 何人も、第四十五条に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を使用してはならない。

（不当な手段による職業及び労働者の斡旋）

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

一、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者

五、児童福祉関係

(昭和二十七年九月改正による)
(四号の二、三省略)

(禁止行為)

第三十四条 何人も、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一、不具奇形の児童を公衆の観覧に供する行為
- 二、児童にこじきをさせ又は児童を利用してこじきをする行為
- 三、公衆の娯樂を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四、満十五歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為

五、満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六、児童に淫行をさせる行為

七、前各号に掲げる行為をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされる虞の情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

八、成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として児童の養育を斡旋する行為

九、児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか又は家庭裁判

所、都道府県知事、又は児童相談所長の承認を得たものである場合を除き心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

② 養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、し体不自由児施設又は教護院においては、夫々第四十一条、第四十二条、第四十三条又は第四十四条に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

② 第三十四条第一項第一号から第五号まで、若しくは第七号から第九号までの規定又は同条第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

③ 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

六、刑法関係

(淫行勧誘)

第一八二条 営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

(逮捕監禁)

第二二〇条 ① 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ処ス

② 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ対シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

(脅迫)

第二二二条 ①生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二二法一二四本条改正)

② 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

(強制)

第二二三条 ①生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

② 親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

③ 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

(略取誘拐)

第二二四条 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

(營利誘拐)

第二二五条 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

(国外移送拐取、人身売買)

第二二六条 ①日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

② 日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若クハ被売者ヲ日本国外ニ移送シタル者亦同シ（昭和二三法一二四本条改正）

（拐取幫助、被拐取者收受）

第二二七条 ①前三条ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

② 営利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被売者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス（未遂）

第二二八条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

七、学校教育法関係

（子女使用者の義務）

第十六条 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

（就学の義務）

第三十九条 保護者は子女が小学校の課程を修了した日の翌日以後における最後の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終りまで之を中学校に就学させる義務を負う。

（子女使用者の義務違反の処罰）

第九十条 第十六条の規定に違反した者はこれを三千円以下の罰金に処する。

勅令第九号（昭和二十年勅令第五四二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令）
（に関する件に基づく婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令）

第一条 暴行又は脅迫によらないで婦女を困惑させて売淫をさせた者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二条 婦女に売淫をさせることを内容とする契約をした者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三条 前二条の未遂罪はこれを罰する。

註 右勅令第九号は、昭和二十七年五月六日法律第一三七号「ポツダム宣言受諾に伴い発する法務府関係諸命令の措置に関する法律」として継続存置されることになった。

参考通達（昭和二四、三、三、基発第二六四号）

特殊飲食店等における接客婦について

特殊飲食店等において店舗その他の施設を設け、所謂接客婦等売淫を行うことを業とする女子に、これを使用させるものは、たとえ形式的に店舗その他の賃貸借契約であつても次の各号のすべてに該当する場合を除き、店主と接客婦との間に実質的に使用従属関係が存在するものと認められる。

- (一) 居室又は衣類等の賃貸借の料金が接客婦の稼高に關係なく一定していること。
- (二) 食費の額が接客婦の稼高に關係なく一定していること。

- (三) 名儀の如何を問わす、接客婦の稼高の一部を稼高に応じて店主に支払っていないこと。
- (四) 衣類、寝具、什器等の貸与や新調が強制されないこと。
- (五) 接客婦の外出又は外泊の自由が店主によつて制限されないこと。
- (六) 接客婦の営業が店主によつて賃貸されている店舗内に制限されないこと。
- (七) 接客婦の休業又は廃業の自由が制限されないこと。
- (八) 店主との間に金銭債務のある間、営業を継続することが約束されていないこと。
- (九) 花代等の報酬を接客婦が客より直接その全額を受取ること。
- (十) 営業時間外に店主が接客婦の金を預ることになつていないこと。

三、婦人及び児童の売買禁止に関する

国際条約拔萃（法務府検務局資料より）

(一) 婦人及児童の売買禁止に関する国際条約

一九二一年九月三十日「ジュネーヴ」において作成。

大正十四年九月二十八日批准。

大正十四年十二月十五日准批書寄託。

大正十四年十二月十五日実施。

大正十四年十二月二十一日公布。

第一条 締約国ニシテ未タ千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ条約ノ当事国タラサルニ於テハ右締約国ハ成ルヘク速ニ右協定及条約中ニ定メラレタル方法ニ從ヒ之カ批准書又ハ加入書ヲ送付スルコトヲ約ス

第二条 締約国ハ男女兒童ノ売買ニ從事シ千九百十年五月四日ノ条約第一条ニ規定スルカ如キ罪ヲ犯ス者ヲ搜索シ且之ヲ処罰スル為一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

第三条 締約国ハ千九百十年五月四日ノ条約第一条及第二条ニ定メタル犯罪ノ未遂及法規ノ範圍内ニ於テ該犯罪ノ予備ヲ処罰スルコトヲ確保スル為必要ナル手段ヲ執ルコトヲ約ス

第四条 締約国ハ締約国間ニ犯罪人引渡条約存在セサル場合ニ於テハ千九百十年五月四日ノ条約第一条及第二条ニ定メタル犯罪ニ付起訴セラレ又ハ有罪ト判決セラレタル者ノ引渡又ハ之カ引渡準備ノ為其ノ為シ得ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス

第五条 千九百十年ノ条約ノ最終議定書(ロ)項ノ「満二十歳」ナル語ハ之ヲ「満二十一歳」ニ改ムヘシ

第六条 締約国ハ職業紹介所ノ免許及監督ニ関シ未タ立法上又ハ行政上ノ措置ヲ執ラサル場合ニ於テハ他国ニ職業ヲ求ムル婦人及兒童ノ保護ヲ確保スルニ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ約ス

第七条 締約国ハ移民ノ入国及出国ニ関シテ婦人及兒童ノ売買ヲ防遏スルニ必要ナル行政上及立法上ノ措置ヲ執ルコトヲ約ス特ニ締約国ハ移民船ニ依リ旅行スル婦人及兒童ニ付其ノ出發地及到着地ニ於ケルノミナラス亦其ノ旅行中ニ於ケル保護ニ必要ナル規則ヲ定ムルコト並婦人及兒童ニ該売買ノ危険ヲ警告シ且宿泊及援助ヲ得ヘ

キ場所ヲ指示スル揭示ヲ停車場及港ニ掲クル手配ヲ為スコトヲ約ス

第八条 本条約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有シ且千九百二十二年三月三十一日迄之ニ署名スルコトヲ得

第九条 本条約ハ批准ヲ要ス批准書ハ國際連盟事務總長ニ之ヲ送付スヘク事務總長ハ之カ受領ヲ他ノ連盟国及本条約ニ署名ヲ許サレタル国ニ通知スヘシ批准書ハ事務局ノ記録ニ寄託セラルヘシ

事務總長ハ國際連盟規約第十八条ノ規定ニ從ヒ第一批批准書ノ寄託ト共ニ本条約ヲ登録スヘシ

第十条 連盟国ニシテ千九百二十二年四月一日前ニ本条約ニ署名セサルモノハ之ニ加入スルコトヲ得

連盟理事会カ正式ニ本条約ヲ送付スルコトヲ決定スルコトアルヘキ非連盟国ニ付亦同シ

加入ハ連盟事務總長ニ之ヲ通告スヘク事務總長ハ一切ノ關係国ニ対シ右加入及其ノ通告ノ日ヲ通知スヘシ

第十一条 本条約ハ各当事国ニ付其ノ批准書又ハ加入書ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルヘシ

第十二条 本条約ハ本条約ノ当事国タル連盟国又ハ其ノ他ノ国ニ於テ十二月ノ予告ヲ以テ之ヲ廢棄スルコトヲ得廢棄ハ連盟事務總長ニ宛テタル書面ノ通告ニ依リ之ヲ為スヘシ

事務總長ハ直ニ他ノ一切ノ當時国ニ右通告ノ謄本ヲ送付シ同通告受領ノ日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ事務總長ニ通告アリタル日ヨリ一年ヲ経テ其ノ効力ヲ生シ且通告ヲ為シタル国ニ関シテノミ効力アルモ

ノトス

第十三条 連盟事務總長ハ本条約ニ署名シ之ヲ批准シ之ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄シタル当事国ヲ表示スル特別ノ記

録ヲ保存スヘシ右記録ハ連盟国ヲシテ何時ニテモ之ヲ閲覧スルコトヲ得シムヘク又連盟理事会ノ指示ニ従ヒ成
ルヘク屢之ヲ公表スヘシ

第十四条 本条約ニ署名スル連盟又ハ其ノ他ノ国ハ其ノ署名カ其ノ殖民地、海外屬地、保護国又ハ其ノ主權若ハ
權力ノ下ニアル地域ノ全部又ハ一部包含セサルコトヲ宣言シ得ヘク右宣言ニ於テ除外セラレタル右殖民地、海
外屬地保護国又ハ地域ノ何レノ為ニモ後日各別ニ加入ヲ為スコトヲ得廢棄モ亦右殖民地、海外屬地、保護国又
ハ其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レニ關シテモ各別ニ之ヲ為スコトヲ得ヘク且第十二条ノ規定ハ右廢棄
ニ付適用セラルヘシ

千九百二十一年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際連盟ノ記録ニ寄託保存ス

(二) 成年婦女子売買の禁止のための國際條約

(條約局仮訳)

一九三三年十月十一日ジュネーヴで署名。

一九三四年八月二十四日に効力發生。

第一条 何人であつても、他人の情慾を満足させるために、他国で行われる醜行を目的として成年の婦女を勧誘
し、誘引し又は連れ去つた者は、本人の承諾を得た場合でもこの犯罪の構成要素である諸種の行為が異つた国
で遂行された場合でも処罰しなければならない。

未遂罪及び法の範圍内で前記の犯罪の予備行為もまた、処罰しなければならない。

この条の適用上「国」という語は、当該締約国の植民地及び保護領並びにその宗主権下の地域及び同締約国に統治が委任された地域を含む。

第二条 締約国は、現在その法令が前条に明記した犯罪に対処するに充分でないときは、この犯罪がその軽重に従つて処罰されることを確保するために必要な措置をとることを約束する。

第三条 締約国は、この条約又は婦女及び児童の売買禁止に関する千九百十年及び千九百二十一年の条約に掲げた犯罪で、その構成要素である諸種の行為が異つた国において遂行されたか又は遂行されようとしたものを行つたか又は行おうとした男女に関して、次の情報（又は当該国の法令の下で提出しうる類似の情報）を相互に通報することを約束する。

(a) 有罪の判決の記録及び犯罪者に関して得られる有益な情報、たとえば、戸籍人相書、指紋、写真、警察の記録、犯罪の手口等。

(b) 犯罪者に対して適用された入国拒否又は国外追放の措置に関する明細。

これらの文書及び情報は、千九百四年五月十八日にパリにおいて締結された協定の第一条に従つて指定された官憲が、各事件ごとに関係国の官憲に対し、直接且つ遅滞なく、また、できれば犯罪、有罪の判決、入国拒否又は国外追放が正当に認定されたすべての場合に送付しなければならない。

第四条 この条約又は千九百十年及び千九百二十一年の条約の解釈又は適用に関して締約国間に何らかの紛争が生じ、これが外交手段によつて満足に解決されなかつたときは、この紛争は、国際紛争の解決に関して締約国

間に効力を有する協定に従つて解決しなければならない。

締約国間に有効なこのような協定が存在しないときは、この紛争は、仲裁裁判又は司法的解決に附さなければならない。他の裁判所の選択について合意がない場合において紛争中のすべての締約国が国際司法裁判所規程の当事国であるときは、この紛争は、当事国のいずれか一国の請求によつて国際司法裁判所に附託しなければならない。また紛争中のいずれかの締約国が国際司法裁判所規程の当事国でない場合は、国際紛争の平和的処理のための千九百七年十月十八日ヘーグ条約に従つて設立された仲裁裁判所に付託しなければならない。

第五条 フランス語及び英語の本文を双方共に正文とするこの条約は、今日の日付を有し、且つ千九百三十四年四月一日に至るまで、国際連盟のすべての加盟国及びこの条約を作成した會議に代表された非加盟国又は国際連盟理事会がその目的のためにこの条約の謄本を送付した非加盟国による署名のために開放されるものとする。

第六条 この条約は、批准されるものとする。千九百四十八年一月一日以後は、批准書は国際連合事務総長に送付しなければならない。事務総長は、その受領をすべての国際連合加盟国及び事務総長が条約の謄本を送付した非加盟国に通告しなければならない。

第七条 国際連合加盟国は、この条約に加入することができる。

国際連合経済社会理事会がこの条約を正式に通報することを決定することのある非加盟国についても同様とする。

加入書は、國際連合事務総長に送付しなければならない。

事務総長は、この受領をすべての國際連合加盟国及び事務総長が条約の謄本を送付した非加盟国に通告しなければならない。

第八条 この条約は、國際連盟事務総長が二通の批准書又は加入書を受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

この条約は、その効力発生の日に事務総長が登録する。

その後の批准書又は、加入書は、事務総長が受領した時から六十日の後に効力を生ずる。

第九条 この条約は、國際連合事務総長にあてた通告によつて廃棄することができる。この廃棄は、廃棄通告の受領の一年後に、廃棄を通告した国に關してのみ効力を生ずる。

第十条 事務総長は、國際連合のすべての加盟国及び事務総長が、条約の謄本を送付した非加盟国に対して、第九条に定めた廃棄を通報しなければならない。

この条の第一項に基いてなされた宣言にかかわらず、第一条第三項は、適用される。

(三) 人身売買及び売春により利益を得る行為の禁止に關する条約

(検務局刑事課仮訳)

一九四九年十二月二日に國際連合總會により承認された。

条約本文

前文

売春及び売春の目的で人身を売買する附随的悪性が人間の尊厳及び価値に反し、且つ個人、家族及び社会の福祉を危うくするが故に婦人及び児童の人身売買禁止に關して

一、明治三十七年五月十八日の醜業を行わしむるための婦女の売買取締に關する國際協定（昭和二十三年十二月三日國際連合總會採択の議定書により修正）

二、明治四十三年五月四日の醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に關する國際條約（前記議定書により修正）

三、大正十年九月三十日の婦人及び児童の売買禁止に關する國際條約（昭和二十二年十月二十日國際連合總會採択の議定書により修正）

四、昭和八年十月十一日の成年婦女子売買の禁止のための國際條約（前記議定書により修正）

等の國際手段が現に講ぜられているが故に、

昭和十二年國際連盟において前記諸國際手段の範圍を擴張する條約案が準備されたことがあるが故に、

昭和十二年以來の情勢の進展は、前記諸手段を強化する一條約の締結を可能とし、且つ昭和十二年條約案及びその望ましい改正を具体化することを可能ならしめるが故に、締結當事國は、ここに以下の規定するところに同意する。

第一條 この條約の締約國は、何人であつても、他人の情慾を満足させるために、

1. 人を売春の目的で、その本人の承諾を得た場合でも、勧誘し、誘引し、又は連れ去り

2. 本人の承諾を得た場合でも人の売春により利益を得る行為をなす者を処罰することに同意する。

第二條 この條約の締約國は、更に

1. 売春宿を占有し、管理し又は情を知つてその資金を提供若しくは提供に参加し、

2. 他の者の売春の目的のために、情を知つて、建造物又はその他の場所若しくはそれらの一部を賃貸し又は提供し、

た者を処罰することに同意する。

第三条 国内法の許す範囲において、第一条及び第二条に掲げた罪の未遂行為並びに予備行為もまた処罰しなければならぬ。

第四条 国内法の許す範囲において、第一条及び第二条に掲げた行為に、故意に加功するものもまた処罰しなければならぬ。

国内法の許す範囲において、加功行為を処罰する必要を認めたときは何時でも別箇の罪として取り扱わなければならない。

第五条 国内法によれば、被害者が本条約に掲げた各罪に関する訴訟手続の当事者たり得る場合は、外国人にも本国人と同じ条件の下に同様の権利を付与しなければならない。

第六条 この条約の各締約国は、監督又は届出のために、売春に従事し、又は従事している疑のある者を特別に登録せしめ、又は特別の書類を携帯せしめ、若しくはその他何らかの特殊の必要条件を要求するような現行の法律、規則又は行政規定を無効ならしめ、又は廃止するに必要な措置を講ずることに同意する。

第七条 この条約に掲げた罰について、外国において、かつて有罪の判決をうけた事實は、国内法の許す範囲で

1. 常習犯制度の確立

2. この種犯罪者から市民権の行使権のはく奪等の目的の下に、考慮しなければならない。

第八条 この条約の第一条及び第二条に掲げた罪は、この条約の締約国の何れかの間に締結された、又は、締結されることがあるべき犯罪人引渡条約における犯人の引渡を要する犯罪とみなさなければならない。

現行の条約によつて、条件附引渡を行つていない本条約の締約国は、今後、この条約の第一条又は第二条に掲げた罪を各当該国間における引渡を要する犯罪として承認しなければならない。

犯人引渡は、引渡の要求を受けた国の法律に従つて承諾されなければならない。

第九条 自国民の引渡を法律上、許されない国にあつては、その国民が外国においてこの条約の第一条又は第二条の罪を犯した後自国に帰つた場合、この者を訴追し、その国の裁判所において処罰しなければならない。

この条約締約国における同様事件において外国人の引渡を承諾できない場合は、前項の規定を適用しない。

第十条 第九条の規定は、起訴された者が外国において裁判をうけ、その刑の執行を終り又はその外国の法律によつて刑を免除若しくは軽減されたものであるときは、適用しない。

第十一条 この条約のいかなる規定も、国際法の下における刑事裁判権の限界に関する一般問題に対する締約国の態度を決定するものとして解釈してはならない。

第十二条 この条約は、それが犯罪とされる行為は、各当該国の法律に従つて定義され、訴追され、且つ、罰せ

られるものとする原則に消長をもたらすものではない。

第十三条 この条約の締約国は、この条約に掲げられた罪に関する請求状を国内法及び手続に従い執行する責を負う。

請求状の伝達は左記の場合、有効とする。

1. 司法当局間の直接通信

2. 両国司法省間の直接通信又は請求国の主管当局から被請求国の司法省に対する直接通信

3. 被請求国駐在の請求国外交若しくは領事代表を経由右外交代表等は、直接主管司法当局又は被請求国政府の指定する当局に請求状を送付し、これらの当局から直接請求状の執行に関する文書を受領することとする。

前項第一号及び第三号の場合は、常に請求状の写の一通を請求された国の上級機関に送付しなければならない。特に同意のない限り、請求状は請求国の国語によるものとする。但し、被請求国は、請求国に対し何時でも自国語への翻訳、真正成立の証明を要求することができる。

この条約の各締約国は、他の各締約国に対し、前記のうち、伝達方法として承認するものの一ないし二以上を通告しなければならない。

右通告がされるまでは、請求状の伝達についての、その国の現行手続を有効とする。

請求状の執行に当つて、その経費又は費用に関しては、鑑定人に対する費用を除く外、いかなる種類のものに対しても弁済の要求することは得ない。

本条の規定は、この条約の締約国に対し、各その国内法に反した証拠の形式又は方法を探る義務を負わせるものと解釈してはならない。

第十四条 この条約の締約国は、この条約に掲げた罪に関する捜査の調整及び調査の結果を中央に集中せしめるための機関を設立し、これを維持しなければならない。

第十五条 国内法の許す限り、且つ、前第十四条に掲げた機関としての担当当局が望ましいものとして判断する限りにおいて、右担当当局は、他の諸国の相当機関に対し、

1. この条約に掲げた罪又はかかる罪を犯そうと企図した事件の詳細

2. この条約に掲げた罪に関し行われた捜査訴追、逮捕、有罪判決並にかかる罪により有罪とされた者の入国拒否又は国外追放、かかる者の動向及びその他かかる者についての有用な情報

を提供しなければならない。

前項により提供する情報は、犯人の人相書、指紋、写真、犯行の手口、警察の記録及判決記録簿を含むものとする。

第十六条 この条約の締約国は、売春の防止及び売春、若しくはこの条約に掲げた罪による被害者の更生並びに社会的調整のための措置を講じ、又は公私の教育、保健、社会、経済及び他の関係機関を通じて、かかる措置が講ぜられるよう奨励することに同意する。

第十七条 この条約の締約国は、出入国に関し、この条約に基すく義務条件として要求されるところに従い、売

春目的による男女両性の人身売買につき取調を行う措置を執り、且つ維持しなければならない。

特に各締約国は

1. 出入国者、特に婦人、児童を到着地、出発地、旅行途中の何れにおいても保護するために必要な規則を設け

2. 一般に前項の人身売買の危険を警告するに適当な広報措置を講じ

3. 売春目的の国際人身売買を防止するために鉄道停車場、空港、海港及び旅行途中その他の場所における監視のために適切な措置を講じ

4. 主管機関がかかる人身売買の主犯及び共犯又は被害者と外見上疑われる者の到着につき情報を得られるよう適切な措置を講じ

なければならない。

第十八条 この条約の締約国は外国人である売春婦の身許及び身分を明らかにし、且つ何人がその者をしてその本国から離れしめたかを発見するために、国内法の条件に従い、その者から陳述を聴かなければならない。

この陳述によつて得た情報は、それらの者を終局的に送還するために、本国の当局に通報することとする。

第十九条 この条約の締約国は、国内法の条件に従い、また違反行為に対する訴追その他の処分に妨げとならない限り、且つ可能な限りにおいて、

1. 売春目的の国際人身売買の貧窮被害者に対する送還措置が完了するまでの間、これらの者を一時的に保護、

扶養するために適当な規定を設けなければならない。

2. 第十八条に掲げた者で、自ら送還されることを希望し、それらの者を主管する執行機関から請求され、又は法律に従い退去を命ぜられた者を送還しなければならない。

この送還は、その目的地たる国との間に、送還されるべき者の身許、国籍並びに到着地及び国境に到達する月日等につき同意がなければ執行することができない。この条約の各締約国は、かかる者の自国領土内通過につき便宜を与えることとする。

前項に掲げた者が、自ら送還費用を弁済できず、且つ、他に代つて弁済し得べき配偶者、親戚、保護者等の何れもないときは、最近の国境線、乗船港又は本国向け空港に至るまでの費用を、それらの者の滞在する国において負担し、その後の部分の旅費はそれらの者の属する本国において負担することとする。

第二十條 この条約の締約国は、もし今までにその措置をとつていなければ、求職者、特に婦人、児童が売春の危険にさらされるのを防止するために職業紹介機関を監督するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一條 この条約の締約国は、本条約の目的に関係ある既存の法令を国際連合事務総長に通報すると共に今後、毎年公布せらるべき法令並びにこの条約の適用に関し執つた一切の措置を通報しなければならない。

事務総長は、右により受領した情報を定期的に公刊し、且つ、全国際連合加盟国及び第十三条によりこの条約を公式に通報した非加盟国に送付する。

第二十二條 この条約の解釈につき締約国の間に何らかの紛争が生じ、且つ、これが他の手段で解決されないと

きは、この紛争は当事国の何れか一方の請求によつて、これを国際司法裁判所に付託しなければならない。

第二十三条 この条約は、国際連合加盟国及び経済、社会委員会から招請を發せられたその他の国による署名のために開放されるものとする。

この条約は、批准されるものとし、批准書は国際連合事務総長に寄託しなければならない。

第一項に掲げた、この条約に調印しなかつた国はこの条約に加入することができる。

加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて効力を生ずる。

この条約の目的のために「国」という語は認印国又は加入国の全植民地、信託統治領及びその国が國際的に責任を負うすべての領土をいう。

第二十四条 この条約は、第二番目の批准書又は加入書の寄託があつた日から九十日の後に効力を生ずる。

この条約は、第二番目の批准書寄託があつた後に本条約を批准し、又は本条約に加入する国に対しては、本条約は、それらの国が批准書又は加入書を寄託した日から九十日の後に効力を生ずる。

第二十五条 この条約發効後、五年経過した後は本条約の締約国は、国際連合事務総長にあてた文書通告によつてこの条約の廢棄を宣言することができる。

この廢棄は、国際連合事務総長が廢棄通告を受領した日から一年後に廢棄を通告した国について効力を生ずる。

第二十六条 国際連合事務総長は、全國際連合加盟国及び第二三条に掲げた非加盟国に対し

(イ) 第二三条により受領した調印、批准及び加入

(d) 第二四条による本条約発効の日

(e) 第二五条により受領した廃棄通告

を通報しなければならない。

第二十七条 この条約の各締約国は、各その憲法に従い、立法又はその他この条約の適用を確保するために必要とする措置を講じなければならない。

第二十八条 この条約前文第二条第一号乃至第四号に掲げた国際手段の各条項は、この条約各締約国間の関係において、本条約の規定によつて置き換えられるものとし、且つ、前記各国際手段の各締約国がすべてこの条約の締約国となつたときは、前記各国際手段は終結したものと見なされなければならない。

最終議定書

この条約のいかなる規定も、人身売買及び売春目的のために他の者をさく取する行為の禁止を確保するため、この条約の規定するところにより、より嚴重な条件を科す立法を妨げるものと見なしてはならない。

この条約の第二三条ないし第二六条の規定は、本議定書にも準用する。

四、全国長期欠席生徒数

欠席理由別長期欠席者数 (昭和26年4月～10月)

区 分		小 学 校			中 学 校		
		男	女	計	男	女	計
本人によるもの	1 本人の疾病異常	19,078	18,104	37,182	11,570	12,375	23,945
	2 勉強 ぎ ら い	5,486	2,936	8,422	14,211	7,801	22,012
	3 友人にいじめられる	176	148	324	161	134	295
	4 学用品がない	203	161	364	207	197	404
	5 衣服や履物がない	529	458	987	272	275	547
	6 学 校 が 遠 い	827	772	1,599	700	746	1,446
	7 そ の 他	733	620	1,353	1,440	1,314	2,754
	計	27,032	23,199	50,231	28,561	22,842	51,403
家庭によるもの	8 家庭の無理解	10,491	12,796	23,287	19,582	24,386	43,968
	9 家庭の災害	116	188	304	337	554	891
	10 家族の疾病異常	863	1,846	2,709	1,878	4,211	6,089
	11 教育費が出せない	2,879	3,179	6,058	5,318	7,561	12,879
	12 家計の全部又は一部を負担させなければならぬ	2,183	2,938	5,121	15,147	16,367	31,514
	13 そ の 他	1,861	2,704	4,565	3,790	6,029	9,819
	計	18,393	23,651	42,044	46,052	59,108	105,160
	合 計	45,425	46,850	92,275	74,613	81,950	156,563

注) 文部省調査局調

義務教育における長期欠席児童生徒数及
び長期欠席率 (昭和26年4月～10月)

区 分	在 籍 者 数			欠 席 者 数			欠 席 率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小学校	5,737,184	5,587,153	11,324,337	45,425	46,850	92,275	0.79%	0.84%	0.81%
中学校	2,488,978	2,361,601	4,850,579	74,613	81,950	156,563	3.00	3.47	3.23

注 1) 文部省調査局調

- 2) 長期欠席児童、生徒調査は全国悉皆調査である。同調査は公立の小、中学校について行つた。調査の期間は昭和26年4月から同10月末日間の調査である。長期欠席者とはこの期間に50日以上連続あるいは断続で欠席した者である。

疾病および仕事の内容別長期欠席者数

(昭和26年4月～10月)

区 分 疾病および 仕事の内容別		小 学 校			中 学 校		
		男	女	計	男	女	計
疾 病 異 常		19,078	18,104	37,182	11,570	12,375	23,945
家 業 の 手 伝 が 主 で あ つ た	工 場 へ 勤 務	44	56	100	629	462	1,091
	農 業 業 員	2,631	1,775	4,406	18,013	13,831	31,844
	漁 業 船 勤 務	596	141	737	4,682	974	5,656
	鉱 山 へ 勤 務	24	16	40	100	41	141
	旅館・料理店・飲食	14	21	35	105	242	347
	店・娯楽場へ勤務						
	雑貨店・呉服・洋品	1	8	9	94	70	164
	店へ勤務						
	女中・給仕・小使	—	—	—	—	—	—
	女工・日雇・雑役・						
	大工・清掃作業	521	470	991	2,655	2,174	4,829
	物品の修理加工	97	69	166	817	466	1,283
	廃品その他の配布拾集	221	135	356	398	191	589
	個人的物品販売	96	82	178	751	414	1,165
	靴 遊 藝	25	7	32	47	8	55
家 業 の 手 伝 が 主 で な い	歌 遊 藝	23	43	66	26	49	75
	留守番・子守・看病	5,091	10,996	16,087	6,203	21,394	27,597
	遊 藝 他	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	2,078	1,806	3,884	4,685	5,443	10,128
	計	11,462	15,625	27,087	39,205	45,759	84,964
	工 場 へ 勤 務	97	60	157	3,073	2,095	5,168
	農 業 業 員	694	367	1,061	2,805	1,627	4,432
	漁 業 船 勤 務	172	58	230	1,135	127	1,262
	鉱 山 へ 勤 務	28	19	47	99	36	135
	旅館・料理店・飲食	19	31	50	222	503	725
	店・娯楽場へ勤務						
	雑貨店・呉服・洋品	8	5	13	210	165	375
	店へ勤務						
	女中・給仕・小使	28	172	200	257	2,151	2,408
	女工・日雇・雑役・						
	大工・清掃作業	500	401	901	3,127	3,359	6,486
	物品の修理加工	45	34	79	604	257	861
	廃品その他の配布拾集	227	91	318	399	82	481
	個人的物品販売	62	39	101	417	146	563
	靴 遊 藝	29	14	43	77	8	85
	歌 遊 藝	18	40	58	23	71	94
	留守番・子守・看病	3,057	5,451	8,508	2,380	7,666	10,046
	遊 藝 他	1,958	901	2,859	1,555	532	2,087
	そ の 他	7,943	5,438	13,381	7,455	4,990	12,445
	計	14,885	13,121	28,006	23,838	23,816	47,654
合 計		45,425	46,850	92,275	74,613	81,950	156,563

(注) 文部省調査局調

五、日雇労働者賃金表

稼働日数別労働者構成比並に一日当り勤勞收入（労働省日雇労働者生活実態調査より）

都市名	年度	〇～四日	五～九	一〇～一四	一五～一九	二〇～二四	二五～三〇	一日当り勤勞收入
東京	昭六	一・二	〇・七	一・八	六・八	五・七	二・九	三・九円
大阪	二七	二・七	一・〇	一・〇	四・二	三・四	六・七	二・九円
名古屋	二六	四・〇	四・三	二・五	三・九	三・一	九・二	二・九円
神戸	二七	一・七	四・八	八・一	六・七	五・八	六・九	二・九円
横浜	二六	一・五	一・〇	三・五	三・二	六・〇	二・七	二・九円
京都	二七	一・〇	七・二	二・五	四・八	九・三	三・三	二・七円
別都府市	二六	五・六	三・五	五・八	四・五	三・三	一・三	二・七円
稼働日数階級	二七	二・三	二・三	六・八	三・八	五・七	七・〇	三・〇円
平均	二七	一・七	四・八	五・〇	四・九	二・六	二・五	二・五円
均一日当り勤勞收入	二七	一・二	一・七	二・六	五・八	一・〇	四・六	二・五円

二、都市別一人当り勤労収入

(労働省日雇労働者〇活実態調査より)

都市名	年度	勤労収入総額	備考
東京都	昭和二七	七、五〇三円	〇勤労収入平均
大阪府	〃	六、一〇四	男六、四七八円
名古屋	〃	六、四六三	女四、五四九円
神戸市	〃	四、八九三	女子の割合に 対する割合に 七〇・二%
横浜市	〃	六、一〇六	
京都市	〃	四、五七六	

六、農家経営規模並に農家経済関係資料

1. 経営規模別自作小作別農家数 (北海道を除く)

昭和 22 年 8 月 1 日

—臨時農業センサスによる—

(A) 実 数 (単位戸)

経営規模別 自作小作別	総 数	土地を耕 作しない農 家	3 反未満	3 反以上 5 反未満	5 反以上 1 町未満	1 町以上 1 町 5 反 未満	1 町 5 反 以上 2 町未満	2 町以上
総 数	5,701,651	1,313	1,398,671	1,017,822	1,812,514	909,911	350,624	210,796
土地を耕 作しない農 家	1,313	1,313	—	—	—	—	—	—
自 作	2,068,062	—	531,395	355,255	614,880	335,215	138,640	92,677
自 小 作	1,157,333	—	174,480	193,457	422,928	228,170	86,961	51,337
小 自 作	985,445	—	144,530	168,988	369,705	190,323	71,459	40,440
小 作	1,489,498	—	548,266	300,122	405,001	156,203	53,564	26,342

(B) 自作小作別の総数を 100 とし経営規模別の割合

経営規模別 自作小作別	総数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反以上 5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反 未満	1町5反 以上 2町未満	2町以上
総数	100.0	0.0	24.5	17.9	31.8	16.0	6.2	3.6
土地を耕 作しない 農家	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
自作	100.0	0.0	25.7	17.2	29.7	16.2	6.7	4.5
自作小作	100.0	—	15.1	16.7	36.6	19.7	7.5	4.4
小自作	100.0	—	14.7	17.1	37.5	19.3	7.3	4.1
小作	100.0	—	36.8	20.1	27.2	10.5	3.6	1.8

(C) 経営規模別の総数を 100 とした自作小作別の割合

経営規模別 自作小作別	総数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反以上 5反未満	5反以上 1町未満	1町以上 1町5反 未満	1町5反 以上 2町未満	2町以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
土地を耕 作しない 農家	0.0	100.0	—	—	—	—	—	—
自作	36.3	—	38.0	34.9	33.9	36.8	39.6	43.9
自作小作	20.3	—	12.5	19.0	23.3	25.1	24.7	24.4
小自作	17.3	—	10.3	16.6	20.5	20.9	20.4	19.2
小作	26.1	—	39.2	29.5	22.3	17.2	15.3	12.5

2. 原因別一毛作田の割合

(農林省調査)

原因別	面積(万町歩)	割合(%)
排水不良	63	47.7
積雪長期	44	33.3
労力不足	10	7.6
休閑地	15	11.4
計	132	100.0

(註) ○ 昭和19年現在(含沖縄)

○ 全国における1毛作田約189万町歩

3. 態様別単作水田の分布状況（本州）

（農林省調査）

地 方	態様別 総数	排水不良	積雪長期	休 閑	労力不足	土地改良 工事施工
		町	町	町	町	町
		628,386.4	439,810.0	148,860.4	96,432.7	45,549.3
青 森	森手	6,683.7	58,519.0	—	—	—
		10,364.6	31,686.3	8,174.3	3,155.4	3,647.0
		21,959.4	75,085.2	31.0	185.4	734.8
		23,574.4	66,217.0	887.8	2,990.5	5,795.4
福 岡	城田形	18,676.0	66,189.0	41.2	1,252.6	2,418.7
		28,101.4	20,478.8	16,392.7	14,215.9	4,519.1
		58,792.9	123.7	15,453.9	4,380.3	1,268.3
		8,662.1	809.5	5,248.9	3,191.4	1,680.3
千 葉	馬玉	4,512.6	1,910.2	475.1	262.1	263.0
		37,651.3	—	2,572.2	3,183.6	763.3
		42,250.1	—	44,037.3	5,543.4	1,383.8
		3,024.7	9.2	737.5	516.0	378.4
千 葉	神新	5,816.6	130.0	1,676.2	539.0	612.8
		87,347.0	50,704.3	7,027.3	10,694.2	3,743.7
		12,852.1	4,644.1	1,550.7	1,382.6	766.1
		19,199.6	5,320.7	2,614.1	1,347.5	869.2
石 川	井梨	18,488.5	4,454.1	1,941.6	3,457.2	1,199.2
		1,382.9	1,269.3	562.4	262.8	145.9
		11,214.1	17,025.3	5,638.1	2,934.2	1,288.8
		13,180.0	5,434.4	725.1	1,469.5	886.3
静 岡	岡知	11,627.0	918.0	2,194.0	1,723.0	742.0
		22,177.5	622.6	1,779.4	3,250.2	956.4
		18,152.8	219.2	1,764.8	1,804.9	680.2
		6,288.9	2,196.4	1,123.3	2,259.2	535.3
大 阪	庫良	8,156.5	1,409.7	1,379.7	1,545.7	706.4
		3,481.0	201.7	887.5	1,480.3	218.1
		7,373.8	2,430.2	1,456.8	1,817.3	944.8
		4,330.2	327.2	829.4	767.6	177.9
大 阪	山取	5,250.3	304.9	385.3	473.7	157.8
		4,547.1	3,432.7	1,208.9	767.7	353.0
島 根	山島	15,816.0	3,382.2	2,568.3	4,332.7	554.7
		16,339.8	4,123.8	1,425.8	1,273.4	534.1
		13,103.6	4,641.7	1,884.4	1,914.2	1,022.5
		9,250.4	1,735.3	4,043.4	2,921.9	955.0

備考

- 積雪長期による一毛作田の多い地方——東北、北陸の各県
 - 排水不良による——上記積雪地区の他、茨城、千葉、埼玉、愛知、三重、岡山、島根、広島、岐阜、長野、静岡等
 - この表には含まれないが北海道が積雪寒冷単作地帯であることはいうまでもない。
- （宮出秀雄著 単作地帯農業論より引用）

4. 水田単作地帯の農家経済の特質（昭和23年度農家経済調査）

地帯別	規模別	調査戸数	同面積 (反)	農業収入	必要経費	公租公課	家計費	差 引
水田 単作 地帯	1町未満	6	8.6	93,881	26,291	16,929	104,119	-25,026
	1—1.5町	33	12.5	161,954	36,902	21,318	122,327	-1,057
	1.5—2町	41	17.5	215,671	48,027	34,205	145,702	140
	2—3町	38	25.1	306,784	59,905	49,783	179,320	28,048
二毛 作地 帯	1町未満	56	8.2	150,583	34,874	22,412	115,105	-4,796
	1—1.5町	45	12.1	205,763	45,627	30,313	140,752	5,567
	1.5—2町	26	17.2	237,899	46,375	48,260	153,897	-746
	2—3町	21	24.2	305,969	61,165	65,549	170,699	25,455

（註） 本表は昭和23年度農家経済調査より農林省が水田単作地帯と二毛作地帯の調査農家を任意に抽出して対比したものである。平均に参加した農家経済は二毛作地帯のものの方が若干多い。

（宮出秀雄著 単作地帯農業論より）

5. 経営別収入源別農家数（北海道を除く）

昭和22年8月1日 一臨時農業センサスによる一

経営規模別 収入源別	総数	土地を耕作しない農家	3反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1町5反未満	1町5反以上2町未満	2町以上
総数(戸)	5,701,651	1,313	1,398,671	1,017,822	1,812,514	909,911	350,624	210,796
生産物の8割以上を自家消費するもの(戸)	2,756,433	15	1,074,620	654,825	762,271	200,221	50,229	14,252
“(%)	48.3	1.2	76.9	64.3	42.1	22.0	14.3	6.8

七、調査票様式

I 親元（保護者）状況調査票

調査年月日（昭和 年 月 日）

調査者氏名（ ）

府 県 名（ ）

①親（保護者）の氏名	②性別（男・女） ③年齢（満 歳）	⑥年少者の氏名
	④職業（ ）	
	⑤住所（ ）	（満 歳）

1. 家族構成

1.) 現在同居している者 計（ ）人

○祖父 ○祖母 ○父 ○母 ○兄（ ）人 ○姉（ ）人

○弟（ ）人 ○妹（ ）人 ○その他（ ）人

2.) 同居していない者 計（ ）人

内訳

（ ）

3.) 父母のいない者の場合

○父（死亡 離別 その他（ ））

○母（死亡 離別 その他（ ））

2. 家族の職業と収入

1.) 主なる生計の維持者

続 柄 職 業 収 入 備 考
（ ） （ ） （ ） 円 （ ）

2.) その他家計に入れている者

続 柄 職 業 収 入 備 考
（ ） （ ） （ ） 円 （ ）
（ ） （ ） （ ） 円 （ ）
（ ） （ ） （ ） 円 （ ）

3.) 生活保護法適用の有無

○受けている（扶助料 1ヶ月 計 円）

○受けていない

4.) その他

（ ）

3. 年少者を親元より手離した動機

（ ）

4. 年少者を親元より手離した形態

1.) 就職 2.) 養育 3.) 家出 4.) その他（ ）

5. 備 考

6. 調査者の所見

Ⅱ 年 少 者 調 査 票

調査年月日(昭和 年 月 日)(昭和 年 月 日)

調査員氏名() ()

府 県 名() ()

ふりがな ①年少者の氏名	②性別(男・女)	④親元(保護者)の 住 所	
(満 歳)	③親 (保護者)と の続柄 ()	⑤年少者の住所又は 雇用先の名称所在地	

A. 親元調査

1. 親元を離れた動機

()

2. 親元を離れた形態

1.) 就職 2.) 養育 3.) 家出 4.) その他

3. 就業の状態

1.) 離郷年月日(昭和 年 月 日)

2.) 業務内容 ()

3.) 契約内容 ①期間 (年)

②賃金 賃金形態 実物給与

(円)

③備考

()

4.) 前借金

①受けとつた

イ金額 (円)

ロ受けとつた形態

②受けとらない

5.) 仲介人

○あり

イ、氏名 ()

口、住所 ()

ハ、性別・年齢（男・女 満 歳）

二、職業又は前職（ ）

ホ、仲介人と親元との関係（ ）

へ、仲介人への謝礼（ 円 ）

トその他

・なし

4. 備考

B. 本人調査

1. 雇用先の名称、所在地、業種

名称 ()
 所在地 ()
 業 種 ()
 備 考 ()

2. 就業年月日 (昭和 年 月 日) 合計 (年 カ月)

3. 業務内容

4. 就職斡旋者

○あり

イ、氏名 ()
 ロ、住所 ()
 ハ、性別・年齢 (男・女 満 歳)
 ニ、職業又は前職 ()
 ホ、仲介人と年少者との関係 ()
 ヘ、仲介人への謝礼 (円)
 ト、その他
 ()

○なし

5. 賃金

1.) 現金給与 (手取り)

(1 カ月 円)

()

3.) 賃金形態

()

2.) 控除額

イ、支給前に控除されるもの

名	目	金	額
(	)	(	円)

(	)	(	円)
---	---	---	----

(	)	(	円)
---	---	---	----

ロ、支給後に控除されるもの

名	目	金	額
(	)	(	円)

(	)	(	円)
---	---	---	----

4.) 実物給与

1 カ月 (定期) ()

盆 ()

暮 ()

その他 ()

ハ、備 考

()

6. 家庭への送金

あり (円) ()

。なし

7. 労働時間及び休憩時間

1.) 拘束 (前後 時~前後 時) 2.) 休憩時間

(時間 分)

備 考 ()

8. 休 目

() 日 週に () 日 状況 ()

9. 宿舎の状況

1.) 寄宿舍又は住込労働者数 計(人)内男(人)女(人)

2.) 住居の場所及居室の畳数、人員

イ、場所 ()

ロ、居室の畳数（ 畳）へ、居室の人員計（ 人）

内訳 女子労働者(人) 雇主の家族(人) その他(人)

10. 面会、外出、通信の自由

1.) 面会 ()

2.) 外出 ()

3.) 通信 ()

11. 帰郷の有無

○あり 理由()

() 日 1 回に () 日 合計 () 日

○なし

12. 帰郷希望の有無.

あり ()

なし()

13. 業務上つらいこと ()

14. 将来の希望 ()

15. 備 考 ()

16. 調査者の所見 ()

Ⅲ 雇 用 先 調 査 票

調査年月日（昭和 年 月 日）

調査員氏名（ ）

府 県 名（ ）

A票一般調査

①雇主の氏名	⑤雇用先の名称
②職業	⑥所在地
③年令（満 歳）④性別（男・女）	

1. 雇用年少者数 計（ 人）内男（ 人）女（ 人）

満17歳（計 人）男 人 女 人

満15歳（計 人）男 人 女 人

満13歳（計 人）男 人 女 人

満11歳（計 人）男 人 女 人

以下

備考 満18歳以上（ 人）内男（ 人）女（ 人）

2. 年少者の雇用経路

1.) 紹介又は斡旋先

○公共職業安定所（ 人）○直接募集（ 人）

○縁 故 （ 人）○募集人又は仲介人（ 人）

○そ の 他 （ 人）（ 人）

2.) 募集人又は仲介人による場合

雇主との関係（ 円）

仲介手数料支払額（年少者一人につき約 円）

親元への前貸金（年少者一人につき約 ）

3.) 雇用年少者の出身地

（ 県 人）（ 県 人）

(県 人) (県 人)

(県 人) (県 人)

3. 年少者の労働条件

1.) 労働時間 拘束時間(時間) 休憩時間(時間 分)

実働時間(時間)

2.) 休 日

○1月に(日) ○1週に(日) ○不定 ○その他

3.) 賃金形態

○固定給(日給、月給、日給月給、年給)

○歩合制(雇主 分、児童 分)(その他)

○固定給+歩合制()

○その他()

4.) 賃金支払額

1. 現金給与(1ヵ月) ()

最高(円) (円)

最低(円) (円)

平均(円) (円)

2. 控除額

名	目	金	額	備	考
()	()	円	()		
()	()	円	()		
()	()	円	()		
()	()	円	()		
()	()	円	()		

3. 実物給与
()

4. 備 考

5. 調査者の所見

III 雇用先調査票

調査年月日（昭和 年 月 日）

調査員氏名 ()

府 県 名 ()

B票年少者個人別調査

①年少者の氏名	②性別（男・女） ③年令（満 歳） ④業務内容 （ ）	⑤雇用先の名称・所在地・業種 ⑥親元の住所
---------	---	------------------------------

1. 年少者の就業年月日（昭和 年 月 日）

2. 就業経路

1.) 紹介又は斡旋先

○公共職業安定所 ○雇用先の直接募集 ○縁故

○募集人又は仲介人 ○その他

2.) 募集人又は仲介人による場合

○仲介手数料支払の有無

有(四)

無

○前借金の有無 ○仲介人への謝礼

有 (円) (円)

無

○契約内容

1. 期間 (年 月)

2. 賃金

イ、形態 () ()

ロ、現金給与額（手取り1カ月）（ ）

() ()

八、実物給与

() ()

3. 備考

4. 調査者の所見

年少者の不当雇用慣行
第五回資料調査報告

婦人少年局



目次

◇まえがき	三七
◇調査結果	三八
一、調査方法	三八
二、調査結果	三九
(一) 事件の範囲	三九
1. 被害年少者の数	三九
2. 被害年少者の年令と男女別	四〇
3. 被害年少者の出身県及受入県	四二
4. 発見された経路	四四
(二) 親元の状況	四七
1. 親元の職業	四七
2. 親元の生活状況	四九
3. 身売りの動機	五二
(三) 仲介者について	五五

1. 仲介者の数……………三五

2. 仲介者と被害年少者との関係……………三五

3. 仲介手数料……………三七

(四) 契約について……………三五

1. 契約時期と契約期間……………三五

2. 前借金について……………三五

3. 賃金その他の契約内容……………六四

(五) 雇用先の状況……………六五

1. 被害年少者の業務……………六五

2. 就業の状況……………六七

3. 被害年少者の教育状況について……………六八

(六) 事件の対策ならびに処置……………七〇

1. 対 策……………七〇

2. 被害年少者の保護処置……………七一

3. 仲介者の処置……………七二

4. 雇主に対する処置……………七五

◇むすび……………七八

年少者の不当雇用慣行について

(いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告)

◇まえがき

婦人少年局では従来、四回に亘つて年少者の不当雇用についての資料調査を行ってきましたが、(註)この事件については今回の報告にもみられるように、関係機関の保護、取締、啓蒙の強化、努力に関らず依然として後をたない現状です。更に、昭和二十八年は相次いで風水害、冷害等におそわれ、まことに多難な年でありました。これは或面からいえば、従来発生した事件の上に加えて、この事件増加の条件を醸し出したともいえ、関係当局は全機能をあげてその対策に当っております。幸いに当局で現在迄に把握したところによれば、直接これに起因するものはあまり現れてきていませんが、今後にその増大が予想されております。いまこゝに、第五回調査の結果を發表するに当り、不十分ではありますがこの資料から、本問題の最近の実態というものをみて頂くとともに、これ等不幸な谷間にあきらめと自暴自棄にあえぐ人々が一刻も早く救われ、転落せんとする人々が一人でも多く何とかその手前で防止されるよう、問題の根本的解決のための各方面の関心と協力を切に念じて報告する次第です。

昭和二十九年三月

(註) 第一回調査

いわゆる人身売買事件に関する報告書（昭和二十五年以前）

第二回調査

年少労働者の人身売買調査報告書（昭和二十五年一月～六月）

第三回調査

最近における年少者のいわゆる人身売買事件について（昭和二十五年七月～昭和二十六年六月）

第四回調査

年少者のいわゆる人身売買事件について（昭和二十六年七月～昭和二十七年六月）

◇調査結果

一、調査方法

(一) 調査期間

昭和二十七年七月より昭和二十八年六月末日迄の一年間に各関係機関が発見又は取扱つた事件について婦人少年室が調査したもの。

(二) 調査対象

満十八歳未満の年少者でいわゆる人身売買の被害者（被害当時満十八歳未満のものを含む）

(三) 調査方法

都道府県庁（民生部、児童相談所、労働部、職業安定所）、地方労働基準局（監督署）、国家地方警察、自治体警察、法務局（地方法務局）、家庭裁判所、地方検察庁等この種事件を取扱う関係各方面に既に把握されている資料に基く調査を主とし、なお地方の婦人少年室で取扱つたものも含まれている。

(四) 調査項目

被害年少者の氏名、年齢、性別、続柄、住所、身売りの動機、親元の職業、家族数、家庭の収入程度、雇先用の住所、業種、雇用年月日、業務内容、修学状況、契約内容、把握された経路、仲介者の氏名、性別、年齢、住所、仲介者と被害年少者との関係、事件の処置状況、満十八歳以上の被害者の概数等について

(五) 調査担当者 婦人少年室

二、調査の結果

(一) 事件の範囲

1. 被害年少者の数

今回の調査によると一年間に延一、八八三名の被害年少者が発見されている。これを前回の一、四八九名に比べると約一、二七倍ふえており、第三回調査の六七四名に対する前回の約二倍強の増加率に比べるとその

増加状況はやゝ横這い状態である。然しこれは前記の調査方法で述べたとおり、各機関の把握した資料をもとにしてとりまとめたため、細大もらさず地方で蒐集出来たものではなく、又、未だ事件として明るみに出ないところの実際の被害年少者の総数がどの程度あるか推定出来ないのは、従来の調査結果と同様である。また、この調査で把握した満十八歳以上の数は二、五三三名であつた。

年 度 別 区 分			被害年少者数
第三回調査	昭和二十五年七月～昭和二十六年六月		六七四名
第四回 "	昭和二十六年七月～昭和二十七年六月		一、四八九名
第五回 "	昭和二十七年七月～昭和二十八年六月		一、八八三名

因みに、昭和二十八年三月及び十二月の国警発表の資料によれば、昭和二十七年度中一年間の満十八歳未満の被害年少者の数は四、〇九八名、昭和二十八年上半期半年間の数は一、〇八三名であつた。

2. 被害年少者の年齢と男女別

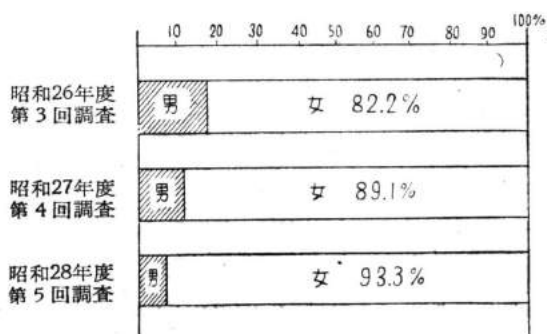
次にこれ等被害年少者を性別、年令別にみると、第一表にみられるように男は一二七名、女は一、七五六名で、前回男子が一〇%強であつたのに比べると約四%減の六・七%となつており、これに対し女子は実に全体の九三・三%で後に記す児童の就業先の接客婦等売春関係に売られている者の多いことを裏書きするとともに、次にのべる年齢層とも関連して年頃の娘が売られやすいことを示している。さきにあげた国警の資料についてみても満二十歳未満の被害者の男女の比率は七・一%及九二・九%であり、ほど、右と同じ比率を示

第1表 男女別年齢別被害年少者数

男女別 年齢別	男	女	計	%
12歳未満	1	3	4	0.2
12歳	1	8	9	0.5
13歳	4	21	25	1.3
14歳	10	63	73	3.9
15歳	17	212	229	12.2
16歳	25	430	455	24.2
17歳	40	716	756	40.1
18歳	24	201	225	11.9
19歳以上	1	31	32	1.7
年齢不詳	4	71	75	4.0
計	127	1,756	1,883	100.0
%	6.7	93.3	100.0	

(註) 当該年齢は発見された当時の年齢をいう。従つて18歳、19歳以上及年齢不詳というものも被害当時年少者であつたことが判明しているものである。

図表(A)年度別男女別比率図



している。また、図表に(A)みられるように、女子の男子に対する割合は毎回の調査毎次第に増加してきている。年齢層は十七歳、十六歳のものが多いのは前回同様であり、各層の割合も前回とあまり差はない。なお、今回集計した十八歳及十九歳以上というのも被害当時年少者であつたもので、これ等の者の殆んどが十六、七歳の頃に被害を受けたものであり、これを合せると十六、七歳を山とする被害者の率は相当高率であるといえる。

十二歳未満のものは四人あつたが主に農家の子守、家事手伝い等である。また、十二歳の女子の中には相当高額の前借金で芸妓置屋や料亭に売られているもののある反面、僅か三、〇〇〇円の前借金で学校にも行かせられず農家の家事手伝、子守をしているものもあつた。

3. 被害年少者の出身県及受入県

奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	不明	途中 売られ 発見	合 計
																		1		54
																		2		19
					1													1		22
																		1		19
																		1	1	125
																		1		19
																				60
																				33
																				43
																				163
																		3		43
																		2		32
											1									43
																		1		43
																				59
																				4
																				11
																				10
																				11
	1																	1		40
											1							3		12
																		2		9
																				21
																				4
										2										20
	2	3		1																30
																				52
	3																	1		14
	1	14																		6
					3															27
		1		1																3
		3																		6
				1																4
				1	2															31
				24	2				3											40
		3		4	27						2				3					34
				4	27															10
				1		1	4		1											43
			3	5	3		3	14	1	6					2		1			36
						5	5	13			100	7	8	10						147
5			2	4	4							9	9	4		2				28
												10	2	8	2					25
					1							16		9	32	2	2	3		72
					1							6		1	3			1		13
					1			1				10		1	5	36	2	1		59
					1							13	10	13		4	56	1	1	108
	3	1	3		2	5		3			6	1	14		2	30	19			176
12	21	8	5	5	49	51	33	15	19	20	180	29	30	77	8	46	90	46	3	1,883

出身県受入県別被害児童数

114

次に、第二表により府県別に年少者の移動状況を見ると、従来東北六県に多いとみられた身売り児童は第三回調査の頃より全国的なひろがりを見せ、今回の調査でも身売り児童を出している県は全国各県に亘り、又受入県も三重を除くすべての県に亘っている。出身県についてみると、最も多いのは群馬県の一六三名、次いで一〇〇名以上を出している県は福岡の一四七名、秋田の一二五名、鹿児島一〇八名の順になつてゐる。

東北六県のうちでは秋田、福島が多く他の四県は非常に少くなつてきているが、北海道、関東、九州各地方からは全般に多く出ている。受入県では福岡の一八〇名が最も多く、次いで愛知一一八名、東京一二二名、神奈川一一〇名、北海道一〇〇名の順であり、概して都市を中心としてその周辺地区から入つてゐる傾向が顕著である。また、県内から出て県内に受入れられているものも多く、地理的に比較的近い範囲で流動している状況であるが、秋田より静岡へ十二名の児童が芸妓に売られた如く、仲介人によつては受入先の特定のルートをもつてゐるものもある。

4. 発見された経路

これ等の被害年少者がどの様な経路から発見されたかをみると、次の第二表にみられるように前回と同じく警察関係が最も多く一、一六六件で経路の判明しているもの一、二九四件の九〇・一%を占めそのうち「警察官の聞き込み探知」によるものが大部分である。

これは例えば、あの特飲店で働いてゐる女の子は年が足りないようだとか、何処々々の子供が某人の斡旋で働きに出されたとか、更に子供が酷使にたえかねて家へ逃げ帰つたとか、都会へ働きに出ていた女の子が家へ

第3表

発見された経路 (不明を除く)

把握機関	合 計	内 訳	備 考
総 計	1,294		
警 察 関 係	1,166	763 警察の聞込み、探知 184 警察への申告、届出投書による臨検 119 一斉取締、その他の取締 48 他の事件取調中発覚 45 接客婦の身許調査 7 不審訊問	(90.1%) 被害年少者本人によるもの47
労働機関 基準々 監係	45	32 監督官の臨検 10 監督署への申告、届出、投書による臨検 3 監督官の聞込み調査	(3.5%) 被害者本人によるもの5
民相 生談所 部関 童係	25	18 児童相談所の聞込み調査 4 社会福祉事務所の届出 3 " の聞込み	児童福祉司、児童委員によるものを含む。
人護 権局 よう係	15	15 人権よう護局への申告、届出、相談による調査	被害者本人によるもの1
新機 関、 報関 道係	10	10 新聞記事掲載による調査	
役関 場係	9	9 役場の把握、役場より警察への通報	
職機 業関 安関 定係	8	7 職業安定所の聞込み調査 1 職業安定所への投書	
そ の 他	16	9 学校における長期欠席児童調査による 5 鉄道公安官、司法警察官 (詳細不明)による認知、報告 1 少年院教育による発見 1 婦人少年室への申告	院外補導中逃亡せるもの

帰つて墮胎したそうだ等といういわゆる街の風評を聞込んでの地道な警察官の活躍によるものである。「警察への申告、届出」とは、家人によるもの(家出捜索保護願を含む)、雇用先又は年少者の居住地の近隣のもの、友人、知人、同僚、遊び客、及び本人による申告、届出によつて調べられたもので、在学途中で売春婦に売られた子供の同級生一同が警察に訴え出たため救い出された例がある。また稀に雇主より、斡旋された子供が年がたりないと自発的に申出で警察の手を経て帰された例もある。本人自身の届出、申告によるものは四六件で、いくら働いても借金がへらないとか、勤めがつらく家へ帰りたいといったところ身に覚えのない借金を請求されたので驚いて警察に訴え出たものなど被害年少者自身の自覚による訴えや救助方の依頼のあつたものである。このように申告、届出によるものが警官の開込み探知について多いということは本人自身は勿論のこと、社会一般の人々がこの問題に理解と協力をもつことによつて相当、防止、救出されるということが言えるのではないかと思う。「一斉取締、その他の取締」というのは、青少年保護育成運動、児童福祉週間人身売買一斉取締、街娼取締、防犯取締、料理店、特飲店等取締、家出人保護取締等各種の取締による結果である。「他の事件取調中発覚したもの」とは被害年少者又は他の者の覚せい剤違反事件、窃盗詐欺事件、強姦事件、交通違反事件、混血児過失致死事件等から取調べられ発見されたものである。警察関係については労働基準監督機関関係によるものが四五件でこれは監督官の臨検、監督署への申告、投書、監督官の開込み調査により発見されたものである。民生部、児童相談所関係で把握されたものも二五件あるがこれには児童相談所、社会福祉事務所から更に警察関係に連絡され解決されたものも含んでいる。人権擁護局への申告、届

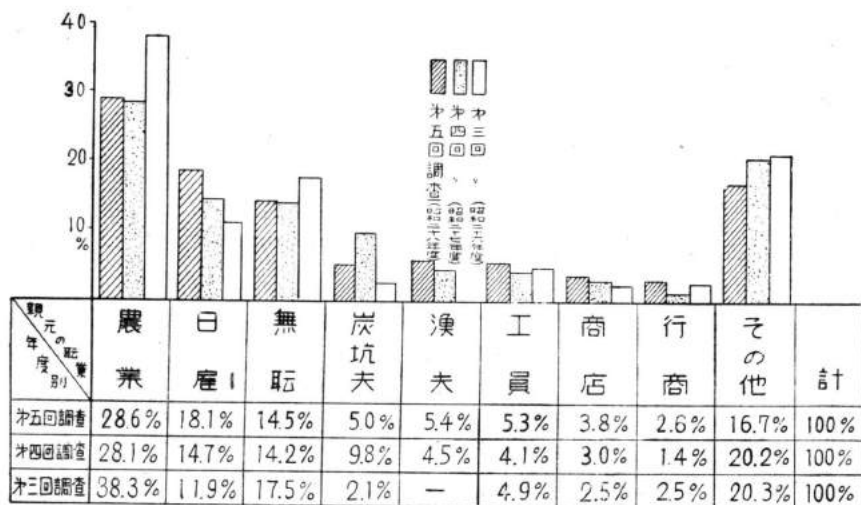
出、相談によるものも一〇件ありこの機関の利用も増えてきている。また、市町村役場で転出証明発行の際に在学中の貧困家庭の子供であることから疑義をもたれたものや、籍はあり乍ら年少者が長期不在であるとのきこみ等役場吏員による把握も九件あつた。その他、新聞記事掲載による調査(詳細不明)、職業安定機関の開込み、投書によるもの、学校の長欠児童調査によるものであり、売られる途中や雇用先から逃げて来た子供が鉄道公安官により発見保護されたというのや少年院を脱走し一度仲介人の手にかゝつて売られた子供を少年院教官が探し出したというのものもある。

(二) 親元の状況

1. 親元の職業

まづ第一にこの身売りの直接、間接の動機ともなる被害年少者の背景である親元の生活状況はどんなであらうか。親元の数は一、七三〇名でその職業を第四表でみると農業、日雇、無職が最も多く、続いて漁業、工員、炭坑夫、商店、行商などの順であり、日雇、無職だけでも全体の三二・六%を占め半失業者がやはり多い。また、農業、漁業等原始産業の疲弊は全国に亘っているが特に今回は、北海道の漁夫の家庭で身売り児童を多く出していた。また、工員、炭坑夫のような現業労働者や小売商店、中小企業経営者、その他大工、左官、桶作り、竹細工工芸品作り、傘修理、下駄屋等いわゆる職人といわれる人や、家内工業に従事するものの経営の不況、生活の不安定がみられる。炭坑夫で子供を手離したものは福岡、北海道地区にみられた。その他、行商、くづひろい、小使、掃除婦、女中、

図表(B) 親元の職業年度別比率図



第4表 親元の職業

合計	親 な し	不 明	計	そ の 他	小 使、 掃除 夫(婦)	古 物 商	会 社 員	大 工	行 商	炭 坑 夫	工 員	漁 業(夫)	無 職	日 雇	農 業	親元の職業
一〇七	五	六	一〇七	三三	二〇	二	七	元	元	四	五	五	一	二	三八	児童数
			100.0	二・四	〇・九	一・〇	一・六	一・八	二・六	三・八	五・〇	五・三	四・五	六・一	六・六	%
					炊事婦を含む	ぼろ買い、くずひろい、を含む				選炭婦を含む 雑貨店、食料品店、菓子店、理髪店、靴屋、綿屋、野菜屋、魚屋、肉屋、飲食店など						備考

アンマのように収入の余り多くない職業もある一方、鉄道員、保険外交員、役場吏員、教員、郵便局員、住職布教師等比較的智的職業に従事している家庭からも出ている。親がなくて売られた子供も一五人判明しており、両親の死別後、一四歳、一二歳二人の兄妹を取り引つた叔父が、子供の養育料として生活扶助（二一、〇〇〇余円）を取り乍ら二人を作男、子守に出して前借金（金額不詳）をとつていた例もあつた

2. 親元的生活状況

親元の収入と家族数の面からみると第五表で明らかなように、五人家族が一番多く一八〇名（一〇・四％）、六人家族一五一（八・七％）以下四人、七人、八人家族の順になつており、やはり、九人以上の多子家庭もかなり多く、これに反し収入は少く、極貧及貧困というものが二三二名（一三・四％）もあり、収入額の判明しているものについても、一人当りの一カ月の生活費が約六〇〇円～一、六〇〇円というものが多く、平均一、二〇〇円前後の生活をしており二五〇円というものもあつた。生活保護法扶助料のみにたよつてゐる家庭も二三名あるが参考として挿入の別紙資料、「生活保護法による保護の基準」を参照すれば、一般に収入があるものでも、大部分が生活保護法すれ／＼の線乃至はそれ以下の生活をしてゐることがうかがわれ、この表は一級地甲即ち生活保護法最高の額である）、依然として貧困家庭の口べらし或は過剰労働力としての出稼ぎが人身売買のかたちとしてあらわれて來てゐるのがみられる。次に、二、三例をあげれば

。父親は病床にあり、母の内職による月二、〇〇〇円程度の収入で八人家族が暮してゐたため生活が苦しく、その上児童の素行が悪く、もてあまされた結果料理店の接客婦に出された。

八、〇〇〇円	〃	一	二	三	六	四	三	一	七
九、〇〇〇円	〃	一	一	二	五	三	一	一	三
一〇、〇〇〇円	〃	一	一	六	五	一	一	一	五
一五、〇〇〇円	〃	一	一	一	六	二	一	一	四
二〇、〇〇〇円	〃	一	一	一	二	一〇	五	一	三
三〇、〇〇〇円	〃	一	一	一	二	四	一	一	三
三〇、〇〇〇円以上	〃	一	一	一	一	二	一	一	六
貧困及極貧	一	三	二	元	毛	三	三	一	三
普通	一	一	五	三	九	五	五	四	五
生活保護法扶助料のみ	一	一	六	五	四	一	一	一	二
田畑三反以下	一	一	一	一	一	二	二	一	二
田畑一町以下	一	一	一	一	一	一	一	一	二
田畑一町以上	一	一	一	一	一	一	一	一	三
収入不定	一	一	一	二	一	一	一	一	四
収入ナシ	一	一	一	一	一	一	一	一	九
収入不明	五	二	三	一	四	二	一	二	一〇
合計	六	五	四	一	一八	二五	二〇	二五	七六

(○谷 ○子)

聴 取 書

私は家が貧しいので帰りたくありません。

かりに帰つても直ぐ又何処かへ売り飛ばされるにきまつています。

北海道では米食は一日に一度しか食べられません。後はジャガイモか他の代用食です。

こちらでは食事情がよくて三度米が食べられます。こゝで辛棒したいと思つています。

秋田でも東京でも話によるとこんな裕福な所はない様です。若し辛棒が出来なかつたら

人権擁護委員の人に相談します。北海道では私がパン／＼に来てゐる事をよく知つています。

3. 身売りの動機

以上親元の生活状況でのべたように貧困によるものが大部分であつて、なかには親元を助けるため積極的に就業していつたり、家出をした年少者もあり、加えて家庭内の不和、放任、愛情の欠除した實質的な親によるものや、無知により仲介人の甘言にのせられたもの、年少者自身の好奇心、虚栄心、誘惑に乗ぜられた家出等に起因して転

落していったものである。例えば

。此例は父親自身に売られたものであるが、日雇をして月二、五〇〇円程度の収入しかない五人家族の父親は、母親が死亡した後、幼い姉妹四人を次々と売り、長女は石川県に売られ現在行方不明、次女も同じく売られたが現在は身請けされて結婚し、三女、四女も同様父親の食い物にされて売られ、一時父の手から逃れて身をかくしたこともあつたが連れ戻されるとか偽電報でおびきよせられて、前借金をとつては次々と転売されるのみでなく、売淫報酬の手当まで姉妹の手からとり上げており、その上更に病氣になり帰宅した三女をかえりみないばかりか寝ている蚊帳まで売り飛ばし食事すら与えないことが近所の人々に知れ、ようやくその世話で児童は入院出来たのであつて、このようにしてまで取つた前借金や子供から巻き上げた金は父親が皆競輪、競馬、トバクの類に使つていた。

。漁業を営む貧困家庭のある年少者（女十四歳）はたま／＼映画を見て夜おそく帰宅し父親に叱られたので、翌日家を飛び出し、かねてより知合いの料理店にしばらく住込んだが、その後その店主の仲介により米兵相手にパン／＼宿に斡旋されたところ、本人の知らない前借金、契約等により取り引きされていた。

。比較的富裕な農家であつたが「四、五日知人の家の子守に手伝いに来てほしい」との仲介人の虚言にだまされ、母親が三、〇〇〇円の仕度代を受とつて娘を出したところ実際には貸席の接客婦であつたため、誘拐事件として警察に訴え無事帰郷した等はその例である。

（三） 仲介者について

1. 仲介者の数

第6表 男女別、年齢別、仲介者数

年齢 構成別	男女別		性不明	計
	男	女		
20歳未満	9	6	—	15
20～29歳	135	69	—	204
30～39歳	101	129	—	230
40～49歳	153	124	—	277
50～59歳	121	65	—	186
60～69歳	40	26	—	66
70歳以上	27	7	—	34
年齢不詳	56	39	42	137
合 計	642	465	42	1,149
%	55.9	40.5	3.6	100.0

次に考えられることは、それではこれ等の家庭の子供達がどのような経路で就業していったかということである。被害年少者と雇用先との間に介在するもの即ち仲介者についてみれば、今回の調査の結果判明した仲介者の数は男女合せて一、一四九名で、男六四二名(五五・九%)、女四六五名(四〇・五%)、性不詳四二名(三・六%)となつており、前回の九四七名より二〇〇名多い。これを年齢的にみれば四〇代が最も多く二七七名で二四・一%を占め、次いで三〇代、二〇代、五〇代の順である。性別に見れば四〇代の男が最も多く一五三名(二三・三%)となつており次いで二〇代の男で、三〇代、四〇代の女、五〇代の男は殆んど同数である。

二〇歳未満の最低は十七歳の女で、二〇歳未満の女は現在売春婦又はかつて接客婦、売春婦であつたものが雇主にたのまれて斡旋したものであり、また、今回は二〇代の男が著しく増加しているのが目立ち、これは次の仲介者と被害年少者との関係にみられる夫及情夫、恋人やいわゆる街の遊び人、不良仲間といったものが遊興、生活の費用を得るため年少者を詐して売つたのが多いためである。年齢の最高は八〇歳の老婆であつた。

2. 仲介者と被害年少者との関係

仲介者がどのような関係や動機から被害者に近づいたり知合つたか。また、仲介者と被害年少者がどんな関係にあ

第7表 仲介者と被害年少者との関係

関 係	児童数	備 考
他人による誘拐、勧誘	326	(37.3%)
被害者と仲介者が知人(友人)	110	}216
被害者の親、兄弟が仲介者と知合	106	
仲介者が同町村内に居住	94	
親子関係	70	養父母、継父母を含む
被害者が家出放浪中知合う	62	
被害者の友人(知人)の紹介で知つたもの	36	
親戚関係	32	
夫、情夫、内縁、恋人関係	15	
仲介者の娘(妹、妻)と友人	12	
兄弟、姉妹関係	9	
祖父、孫関係	1	
仲介者の広告募集	1	
合 計	874	

人がよい仕事を世話すると言つて特飲店に売り飛ばしたもののや、女工、旅館の女中、飯炊きに世話するはすが實際には売春婦であつたというのが多い。次いで多いのが被害者と仲介者が知人、友人の関係、又は被害者の親、兄弟

つたかを第七表でみてみたいと思う。これは取調べに當つた機関によつて表現がまち／＼であるため、必ずしも確然と分類出来ず重複するものもあると思われるが、まづ第一に多いのが他人が積極的に仲介の利を得る目的で近すぎ勧誘、誘拐したとみられるもので三二六名(三七・三%)の数に上つている。これはいわゆる甘言、虚言を用い職種、労働条件、収入等をもつともらしく言つてだますものであり、例えば家に居るものに工員、女中、炊事婦、店員、農夫など、収入もあり食事も充分食べられ着物も作つてもらえるよい仕事を世話すると言つて近すいたり、食堂、風呂屋、普通の商店に居るものや、既に特飲店に働いているものに、より収入の多いところへ世話するからとちかけ、特飲店に連れ出す例で、パチンコ店の店員募集に見入つてゐる年少者に行きずりの仲介

と仲介者が知合いであるというものの二六人で、知合の程度は明らかでないが親、兄弟、被害者本人が就職、転職の口を依頼したのを奇貨として仲介したものが多く、顔なじみ、職場の同僚、出入りの行商人、被害者の不良仲間、前の勤先の雇主などでありともかく被害者側に一面識あるもので、又明記されていないためこの分類に入れたが近隣のものも大分あると思われる。一、二の例をあげれば失業中の被害者の父がかつての職場の同僚に娘の就職口を依頼したところ、仲介人は他の一名と共謀し、児童を一五、〇〇〇円の前借金で温泉地の芸妓に斡旋し手数料五、〇〇〇円を受取つたが、児童の親に渡すよう依頼された一五、〇〇〇円の前借金を旅館の宿泊、飲食費に消費し結局親元へは一銭も渡らなかつたというのがある。同町村内に居住していたものというのは九四名で、これは被害年少者の近所に住んで家庭の状況もよく判り、その家庭にも出入りしていたもので、マツサージ師が生活に困つている近所の治療先の娘を斡旋したり、古物行商人が女工をしている近隣の娘達に着物の貸売りをやり、代金の返済出来ないものを甘言をもつて特飲店に周旋した例などが典型的なものである。

親子関係というのも七〇名ありこれは仲介人を介しないで親が直接雇用先に売つたもので継父母、養父母の義理の関係ばかりでなく血のつながる実子を売っている悲劇は前回より増えており、先にあげた変質的な親によるものとか、貧しさ故に子供を手離しているもので、母親の手で子供六人をかゝえた日雇の生活難から長女、次女を機屋に住込ませ、三女は実家へ、四女は朝鮮人のところへ養女にやり、長男は農家へ僅か二、〇〇〇円の前借金で就業させ、次男は少年の家へ預けて一家四散の状態であつたという例などが発見されている。被害者が家出放浪中知合うというのは都会へのあこがれや、家庭の不和、貧困から家出をしたものが車内、駅、駅の待合室、映画館、飲食

第8表 仲介手数料

仲介料	児童数	事 例
500円未満	40	
500円以上	73	
1,000円 "	209	
2,000円 "	138	
3,000円 "	101	
4,000円 "	24	
5,000円 "	83	
6,000円 "	11	
7,000円 "	12	
8,000円 "	6	
9,000円 "	3	
10,000円 "	30	
20,000円 "	14	
30,000円 "	4	
40,000円 "	7	
現金と現物 汽車賃	19	○ 2,000円と米1俵 ○ 1,600円と米麦6升 ○ 1,000円とズボン布地2ヤール ○ 2,000円と酒食饗応 ○ 700円と地下足袋1足 ○ 500円と鯨1丁
"と饗応	4	○ 米麦5升 ○ 木綿2反 ○ ズボン2着
現物のみ	9	
饗応のみ	1	
不明	332	
不	763	
合 計	1,883	

3. 仲介手数料

店、或は仮偶先で仲介人を知つたものであり例外なく就職を依頼して転落していつている。親戚関係というのは、前にものべた両親など死別の親戚の子を売つたのや、就職を頼まれた伯父叔母、従兄弟が仲介したのである。夫、情夫関係というのには毎回みられる結婚約束の恋人を売つた不良や、常習的結婚詐欺仲介人がある他、窃盗の疑いで留置された自己の保釈金を得るため、情婦に身売りを強要したというのがある。

以上の仲介者が年少者を

斡旋した仲介手数料についてみると第八表にあるように前回同様一人当り一、〇〇円〜二、〇〇〇円未満までのものが最も多く二〇九件あつた。二、〇〇〇円台のもの一三八件、三、〇〇〇円台のもの一〇一件で最低は汽車賃名目の三〇〇円最高五七、〇〇〇円で一

人当りの仲介料は少いようであるが一人で何回も又一回に何人も仲介しているので次の例のように合わせれば相当の収入が入るものもある。

。愛知の或仲介人は昭和二十五年三月の頃より七十一名の男女（うち年少者二十八名）を県下の織物工場の工員に斡旋し仲介一人につき一、〇〇〇円―一、七〇〇円位の手数料を受取り判明したものでも合計九三、〇〇〇円の額に上つた。更に悪質なものは何万という年少者の前借金をそのまゝ懐へ入れてしまうもの、雇用先、求職者の両方から仲介料をとるもの、更に最近の傾向では親が娘を特飲店に売りこみ、次々と転売した都度にとる前借金で生活しているものや、一人の娘を何度も転売し、たらい廻しにしてかせぐ悪質仲介人もある。たとえば

。北海道の豚屋を営むある仲介人（男、四〇歳）は穀倉地帯の農家が、人手不足のため大量の青少年労働者を必要としているものを奇貨として道南沿岸地帯で漁業不振のため困窮している漁師の子弟九十名（十五歳―二十一歳の男女、うち年少者二十七名）に好餌をもつて近づき一人当り六〇〇―一、〇〇〇円の仲介料をとつて斡旋し暴利をえる他、澱粉粕（豚飼用）を安価に購入するなどの利益を得ていたもので就業した子供達は前借金一〇、〇〇〇円で苛酷な労働を強制され暴行をうけて働かされていた。

。福島の或仲介人は（女、三〇歳）特飲店の接客婦に売つた十七歳の娘の前借金二〇、〇〇〇円を着服し、更に帰宅したところを三〇、〇〇〇円の前借金で他の特飲店に売り全額着服、さらに三度同女を転売した。

。愛知の男女二人の仲介人は共謀の上十七歳の娘を一回一七、〇〇〇円―二〇、〇〇〇円の前借金で次々と六回に亘つてカフェーの接客婦に転売しその都度一、五〇〇円―三、〇〇〇円の手数料を得ていたというもので、判明し

。愛知の或仲介人は二〇名の女子（うち年少者七名）を織物工場に斡旋し、求人側より一人について五〇〇円、二〇〇〇円の仲介料をとると共に、親元からも一人について五〇〇円の口きき料や酒その他の物品を受取つていた。

(四) 契約について

被害年少者はどんな契約で就業していたであろうか。

1. 契約時期と契約期間

第九表 契約時期及契約期間（延人員）

昭和二十七年十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	昭和二十八年七月以降	契約時期	契約期間
								未満一年	一年
1	1	1	九	一	1	1	1	1	1
1	1	三	三	一	二	1	一	1	1
1	1	1	1	1	1	1	一	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	一	1	1	1
二	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二	四	二	八	二	三	1	1	1	1
七	六	五	五	九	三	一六	三	1	1
九	七	七	九	五	七	七	三	1	1
331人									備考

備考	世話される途中に発見									
	合	計	一	二	三	四	五	六	七	八
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
114人	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十

まづ、現在発見されている事件は昔売られたものがようやく発見されたものか、それとも防止取締の強化された最近でもなお売られているものか、又、契約期間はどのように取りきめられているかについて第九表でみてみれば、昭和二十七年中に契約したものが一、〇三五名、昭和二十八年上半期に契約したものが三三一名計一、三六六名という大多数が最近一年半に契約したものであつて、多い月には百数十人の年少者が売られている。最も古い時期の契約は昭和二十三年以前のもので九件である。契約期間については前回と同様はつきりと定めたものは少く、また契約書を取り交しているものは殆んどない。

期間を定めているものは一四名でその大部分が一年以下であり、最高六年というのが三件あつたがこれは昭和二十三年一月に三〇、〇〇〇円の前借で農家の作男に雇われたもの、同じく昭和二十三年十一月に前借一五、〇〇〇円で特飲店に就業したものの、及び昭和二十八年の六月に芸妓置屋の女中に前借二〇、〇〇〇円で就業したものである。また、四年というのも四名あつたがそのなかには「芸妓として一人前になるまで費用一切を負担し、且つ月々二、〇〇〇円を送る」という母親との契約のもとに昼間は舞踊、三味線を習わしたが夜になると一五歳の児童を雇主方の養女と称し来客への前後一三三回に亘る売淫を強制し、その対価一八〇、〇〇〇円の全額を取得してい

た雇主もある。その他、契約期間を特に定めず三〇、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円などという前借金額を完全に返済するまでというのが五名あつた。また、契約時期と契約期間の関係でみると二年以上というもの十名中八名が昭和二十七年四月以前に契約を結んだものである。一般に一年、又は一年未満と契約期間を定めたものは農家に多く、特飲店は殆んど不明もしくは特に定めていない。次に添附の資料は前借金二〇、〇〇〇円で特飲店の接客婦に身売りの際、保護者と雇用主の間にとり交された承諾書であるが、前借金にはふれず僅かに衣服と食料について一札を入れ、昔発見されたものに比べると内容も大まかである。

⑤

承 諾 書

本籍地 鹿児島県〇〇郡〇〇村〇〇番地

現住所 福岡県〇〇郡〇〇町〇〇〇二双

父 〇〇〇〇

三女 〇〇〇〇

右の者拙者方家事の件差おこり御貴殿方において従業婦並びに水仕奉公の件承諾いたします。依て後日御貴殿方に対しいささかたりとも御迷惑おかけしません依て承諾書差入れ置きます。

以上

〇〇郡〇〇町〇〇〇二双

親権者

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

"

〇 〇 〇 殿

誓

〇 〇 〇 〇

右の者私の実女でありましてこの子家事上の件によりまして従業婦に出さねばならぬ事になりましたので何卒お願いいたします。

つきましては本人〇〇〇〇が衣服がありませんから何卒買つて貰いたく且つ又食料に付移動証明書は農家の事故保有米還納せねばならぬ故都合上何卒よろしく御願いたします。依て後日に際しましては決して御迷惑をおかけしません依て誓書一枚差入れおきます

以上

昭和二十七年三月〇日

親権者 〇 〇 〇 〇

代理実兄 〇 〇 〇 〇

2. 前借金について

前借金は毎回の調査毎に次第に高額のものが多くなつて来ており一〇、〇〇〇円以上のものが四四〇名で金額の判明しているものの実に七二・四％であり、前回の四七％強に比し大なる開きがある。最も多いのは一〇、〇〇〇円一五、〇〇〇円未満受取つてゐるもので、次いで二〇、〇〇〇円一五、〇〇〇円未満であり最高一一〇、〇〇〇円、最低五〇〇〇円のもの各一件あつた。前借金五〇、〇〇〇円以上というもののなかには病気の父親の治療代を得るため八〇、〇〇〇圓の前借で特飲店に売られたものや、親の借金返済のため前借八五、〇〇〇円で芸妓見

習となつた十二歳の少女もある。一般に五〇、〇〇〇円以上のものは芸妓、芸妓見習、更に特飲店、料理店の売春婦で六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円といった高額を受取つてゐる。このような高額の前借金はたとえ何年働いてもきえないばかりか、かえつて何年も働けば働くほどふえていくものが多く飲食店の女中をしてゐた十七歳の娘が親元の生活の困窮を救うため前借金四〇、〇〇〇円で売春婦に身を売つたが三カ月位の間に四五、〇〇〇円、五三、〇〇〇円と転売される毎に本人の知らぬ前借金がふえ検挙時には一六〇、〇〇〇円の高額の借財を負つて売淫させられていたというのがある。

第10表 前 借 金

前借金種別	見 査 数	%	備 考
至0円未満	1	0.1	前借金1万円以上のもの440人 (前借金額が判明してゐるもの72.4%)
1'000円 "	10	0.5	
2'000円 "	14	0.9	
3'000円 "	15	1.5	
4'000円 "	11	1.1	
5'000円 "	4	0.4	
6'000円 "	2	0.0	
7'000円 "	9	0.5	
8'000円 "	14	0.9	
9'000円 "	4	0.4	
10'000円 "	10	0.5	
11'000円 "	11	0.5	
12'000円 "	4	0.4	
13'000円 "	10	0.5	
14'000円 "	11	0.5	
15'000円 "	10	0.5	
16'000円 "	13	0.8	
17'000円 "	14	0.9	
18'000円 "	11	0.7	
19'000円 "	11	0.7	
20'000円以上	1	0.0	
現 物	11	0.7	前借金1万円以上のもの440人 (前借金額が判明してゐるもの72.4%)
不 明	1'111	70.1	
な し	141	4.5	
合 計	1'611	100.0	

3. 賃金その他の契約内容

契約期間、前借金などのほかに一カ月の給料を定めているものがあるが、接客婦関係、工員、農家の作男、作女、店員では契約がかなり違っている。接客婦関係では給料として一カ月の額をきめたものは少く、僅かに固定給月一、五〇〇円というのがあつたのみで大部分が「食事付とチップ制」とか「食事付又は食事抜きで稼高の四分六分、又は折半、七分三分」といつたきめ方が多い。売春婦の稼高は地域や売春婦によつても異なるが、泊りは大体六〇〇円、一、五〇〇円位、時間遊び三〇〇円、六〇〇円といつた金額でありこれから税金、食事代（一食五〇円位、二食一五〇円位）、諸経費を差引き、歩合に従つて分けるもので北海道で発見された或米兵及日本人相手の売春宿では稼高折半というとりきめの他(1)泊り客があれば風呂代として接客婦から一晚一〇〇円をとる。(2)燃料代として使用料の有無に関らず一カ月九〇〇円を徴集する。(3)食事は一日二回とする。(4)番頭のチップ代及布団代は接客婦の負担とするなどと細かにきめている。

農家の作男、作女、子守、家事手伝は年又は契約満期で幾らときめ、そのうちの半額位又は全額を前借金として前渡しし、身辺の衣類、月々や祭りの僅かの小遣、食事は雇主負担といつた例が多い。工員については今回の調査で把握されたものは契約内容が不明であつたが炭坑の鉱夫、土工では日給四〇〇、六〇〇円と契約されている。一般の女中、子守というのには前借金の他、仕着せ、食事、月の小遣程度を給し、年期後嫁入道具一揃というのもあった。

(五) 雇用先の状況

1. 被害年少者の業務

第11表

就 業 々 務 別 被 害 児 童 数

業 務 別	男	女	計	%	備 考
接客婦	—	1,157	1,157	61.4	料理店、貸席、旅館、特飲店、 特殊下宿、待合、芸妓置屋等に て売春を内容とするもの及び女 中名義の売春婦を含む
駐留軍相手の売春婦	—	30	30	1.6	
芸妓	—	19	19	1.0	
芸妓見習	—	37	37	2.0	
料理店従業員婦	—	62	62	3.3	キャバレー、バー、カフェーを 含む
ビヤホール等従業員婦	—	27	27	1.4	
ダンサー	—	3	3	0.2	
食堂等女給	—	26	26	1.4	
貸間屋等従業員婦	—	47	47	2.5	貸席及び特飲店給仕婦、炊事婦 を含む
仲居	—	1	1	—	
旅館等女中	—	105	105	5.6	特飲店、料理店、カフェー、芸 妓置屋、下宿等の女中を含む
小 計	—	1,514	1,514	80.4	
家庭女中	—	17	17	0.9	子守兼家事手伝いを含む
農夫(婦)	76	75	151	8.0	
子守	5	50	55	2.9	
工員	17	54	71	3.8	
人夫	3	5	8	0.4	—
パチンコ店従業員	1	6	7	0.4	
行商	4	—	4	0.2	
サーカス従業員	2	3	5	0.3	
えん歌師	—	1	1	—	—
新聞配達員	2	—	2	0.1	
商店々々	11	5	16	0.8	—
雑役	1	—	1	—	
釣夫	4	—	4	0.2	—
マツサージ見習	—	1	1	—	
不詳	1	25	26	1.4	—
合 計	127	1,756	1,883	100.0	

今回の調査で発見された被害年少者の雇用先の就業々務について調べてみると、前回の調査結果とほぼ同傾向であるが、特飲店、料理店、貸席、待合、芸妓置屋の接客婦であつて、いわゆる売春がその業務内容とはつきり判つてゐるものが一、一五七名で全体の六一・四%を占め更に駐留軍相手の売春婦三〇名（一・六%）、芸妓、芸妓見習、ダンサー、女給等売春又はそのおそれのあると思われるものを併せると一、五一四名となり総数の八〇・四%の多くを占め、前回結果よりこの方面の就業の増加がみられる。

次いで農耕関係の男女合せて一五一名（八・〇%）、続いて工員、子守、一般の女中、店員、人夫その他である。接客婦や女給に就業するもののうち最初からこの職業についていたのではなく、他の職業から転落していつたもの、更に今いる特飲店から他の特飲店に移つて行くという浮動的なものが多くなつてゐるのは仲介人欄でものべたとおりであるが、親も子供もより多い収入を望み、或は娘心によい着物をきたい、都会に出て働きたいといったようなあこがれが仲介人のつけこむところである。

被害年少者三人は或紡績工場に勤めていたが、いずれも金使いが荒く工場附近の雑貨店等に前借りをしているのを含監をしていた仲介者の知るところとなり、収入のよい仕事を世話するとの甘言にのせられ前借金各一〇、〇〇〇円で待合の接客婦に売られた。

両親が病氣勝ちで生活保護を受けていた家庭の十六歳の娘は、友人にすすめられて家出をし、売春婦となつたが親元で反対して、何度つれ戻してもとび出して特飲店を転々としている。

2. 就業の状況

年少者が就業してどのような労働に従事しているであらうか。判明したものの中には雇用先の虐待、酷使にたえかねて逃出したという例も多くみられ、最も多い売春婦についてみると雇入れの際に女中、女給と称して契約し乍ら、前借金を返済するため自発的に売淫せざるを得ない手段で売春を強要し、生理日でも客をとらせ、売淫行為をきらうものには働く気がないと一日中食事をとらせない業者もある。また、婦女の逃亡をふせぐ為、常に現金をもたせず、雇用後衣類を作らせて前借をふやし、湯銭、たばこ代その他日用品一切はその都度現物を支給し、その代金は市価より一割高で前借金にくり入れるというため、初めの前借金を返済出来ないのみならず、働いても／＼前借金は加算していくといった状態のものがある。

女中のなかには三歳の時から養女として育てられた養父の競輪、競馬の借金返済のため一五歳で前借二〇、〇〇〇円、六年間の契約で芸妓置屋に雇われたが、毎日毎晩午前十時から深夜午前一時過ぎまで走り使いにお勝手仕事にと酷使されたのでたえられず帰宅したところ、前借金の返済に迫られ、それを返す為に再び養父に転売され、こゝでも仕事のつらさに逃げ出したが養父にみづかり三度転売されたというのがある。その他一五歳一七歳のパチンコ店の女店員に深夜業をさせていた例や、朝早くから農耕に縄ないに雑用にと休む間もなく働かせ乍ら、無断で床屋にいったと子供をなぐりつけたので、被害年少者が家へ逃げ帰ったというもののように基準法を下廻る労働条件で酷使や強制的に働かされているのがみられた。

3. 被害年少者の教育状況について

被害年少者がどの程度の教育をうけていたかを調べてみると第十二表にみられるように新制中学校卒業という

第12表

教 育 状 況

教育の種類(過程)	程 度	児童数	%	備 考
小 学 校	通 学 中	1	—	○。印義務教育未終了 ○ 494名(48.0%) ○
	中退(長欠)	68	6.6	
	卒 業	226	21.9	
新 制 中 学 校	通 学 中	8	0.8	○
	中退(長欠)	186	18.1	
	卒 業	504	48.9	
新 制 高 校	中 退 卒 業	14	1.4	(昭23.3月最終卒業生 非義務教育) ○
		3	0.3	
国民学校高等科	卒 業	6	0.6	
不 就 学	—	14	1.4	
計	—	1,030	100.0%	
不 明	—	700	—	
合 計	—	1,730	—	

のが最も多く五〇四名(四八・九%)であるが、小学校中退、小学校卒業のみ、新制中学校中退といういわゆる義務教育未終了のものを合せると四九四名(四八・〇%)とほぼ同率を示しており、学校へもやらせられず、幼児から子守をしていたものや、小学校一、二年で中退、長期欠席して就業していたというものもある。「通学中」というのも芸妓になつた子供が親元を離れても引き続いて通学した他は事件が発覚した後当局の勧告で通学(農業関係)したものと、家庭へ復帰してから再び通学するようになったもので、かくも大多数のものが最低の義務教育すら受けず、かえりみられないまま日々働き続けている現状である。昭和二十七年十月発表の文部省の資料によれば、全国で小学校では九二、二七五人、中学校では一五六、五六三人の長期欠席児童があり、このうちほぼそ

の13が家庭以外の労働に従事しているといふことであるが、この長欠者や、中途退学者のなかにはかなりの身売り児童がいることが予想される。又、例え義務教育を終つても、就職斡旋を適正な職業紹介機関によることなく悪質な仲介者の手にかゝつて転落していく年少者の実態があらわれており、教育の面からみてもこの問題解決のための対策の一方が示されているのではなからうか。

(六) 事件の対策ならびに処置

1. 対策

この問題については関係各省が一体となつてたび／＼対策をねり保護取締を強化してきたが、昭和二十七年二月十四日次官会議の決定によつて関係各機関は夫々の活動分野を再確認し、有機的な連繋の下に措置されるべき具體的基準方針を決定してこの線に沿ひ有効適切な方法により強力にその保護防止、取締対策に當つてゐる訳であるが、その主要点は次のようなものである。

(1) 要保護家庭について適確な実情を把握し生活保護の徹底、就職、授産、内職の斡旋等によりその生活の安定を図ること。

(2) 職業安定機能の強化に努力し職業の斡旋を積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

(3) 児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係、民間団体等あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

(4) 関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

(5) 発見された身売り児童の措置については児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

なお、昨年の冷水害に対しても関係各当局は緊急に具体的な指示、通達を出し一段とその努力を続けているが、労働省に於ても防止のための啓蒙運動とともに臨時職業相談所の設置、被害に伴う要就職者及人身売買のおそれあるものの情況の把握、並に就職斡旋、職業指導、就職資金、生業資金貸付制度の機動的運用、監督の強化などの措置を講じている。

第13表 児童の処置状況

処置状況別				児童数	%
家庭 現配 児童 家行 保結 里警 法そ	庭	復	帰	533	66.3
	状	維	持	84	10.5
	置	転	換	49	6.1
	相	談	委	37	4.6
	裁	送	託	33	4.1
	方	不	明	28	3.5
	護	設	収	18	2.2
	婚、	同	棲	8	1.0
	親	委	託	6	0.7
	一	時	保	3	0.4
	務	局	移	1	0.1
	の		他	4	0.5
計				804	100.0
取調中又は児童の状況不明				926	—
合計				1,730	—

2. 被害年少者の保護処置

今回の調査対象になつた被害年少者の保護処置としては大部分（五三三名、六六・三％）が前回同様家庭に復帰しているが、只親元へ帰しても家庭が貧困な場合や、家庭が不健全な場合は又売られるとか、年少者自身が再度家出をするということがあり、生活保護法の適用、就職の斡旋等による経済的な裏付けや真に児童の福祉に即した処置が必要であると思われるが調査票の上にはその後の詳細な状況は明らかになっていない。

次いで多いのは、現状維持のもの八四名（二〇・五％）で、これは商店々員、農耕夫、子守、女中、女工などの職種に多く、前借金による賃金の相殺や不当な雇用条件を改め正規の雇用契約のもとに現状に止つたものや、特飲店、料理店で発見されたときは既に満一八歳を過ぎていたため、そのまゝ続けて勤めているものである。

配置転換（四九名）というのは主に特飲店などに働いていたものが魚屋、菓子屋、衣料店等一般の商店や飲食店、工場の工員などに勤めかえたもので、一旦家庭に復帰して後、直ちに就職を斡旋されたものもこれに含む。

児童相談所委託というのも三七名（四・六％）あり、こゝから更に家庭へ復帰するとか、保護施設へ収容されるとか、就職を斡旋されるなど、各々の児童に適切な保護処置がなされる。

家裁送致というのは、年少者が窃盗その他の犯罪を犯しているものとか、犯罪を犯すおそれのあるというものに對する処置で三三名あつた。

行方不明のものも二名あり、前述の家庭復帰後の家出や、転売されて行方が不明なもの、事件が発覚のときはすでに被害年少者の行方が不明になつてゐるものである。

その他としては、保護施設収容、結婚（身請、同棲を含む）、里親委託、性病院入院、警察の一時保護、窃盗罪による服役などがある。

3. 仲介者の処置

仲介者の処置については対策のところでも述べたように関係当局では取締りの強化と悪質者の処分を徹底させる方針で臨んでいるが、どのような法律が適用されどのような処置がなされているであろうか。第一四表によれば送検

第14表 送検された仲介者の処置

処 置 別		仲介者数	備 考
起 訴	体 刑	76	} 執行猶予56
	罰 金	51	
	無 罪	3	
	公 判 計	29	
		159	
不 中	起 訴	51	被疑者所在不明につき
	未処理、処 理 不 明	374	
	中 止 処 分	2	
合 計		586	

された仲介者は五八六名で、うち起訴されたもの一五九名、不起訴五一名、仲介者が所在不明のため中止処分になつたもの二名、未処理又は処理が不明なもの三七四名である。起訴されたもののうち、体刑七六名、罰金五一名、公判中二九名、無罪三名である。体刑の最高は懲役二年（一名）、最低は懲役三カ月（七名）であり、最も多いのは懲役四カ月（十七名）次いで六カ月（十六名）、一年（十五名）以下八カ月、五カ月、三カ月、一〇カ月、二年の順である。

罰金刑の最高は三五、〇〇〇円（一名）、最低は一、〇〇〇円（三名）であり最も多いのは五、〇〇〇円（一〇名）次いで三、〇〇〇円、二、〇〇〇円、以下一〇、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、一、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、その他の順である。これら体刑、罰金の判決のうち

五六名は執行猶予となつており、その大半は懲役の判決のあつたもので二年～四年の執行猶予が多い。また、三〇、〇〇〇円の罰金の判決のあつたもの一名に対しては検事控訴がなされており、罰金の判決を受けた被告人の側よりの控訴が七名あつた。

このような仲介者を処置する適用法条を第一五表の国警資料によつてみると、送致された被疑者二、五八三名に対し、職業安定法適用九八八名（延人員、以下同じ）、次いで児童福祉法九八〇名、さらに勅令九号、地方条令、刑

検挙状況調

昭和28年上半期（国家地方警察本部）

社 福 童 児	所 定 安 業 職	法	刑	適 用 法 条 別	区 分	
					実 人 員	検 挙 送 致 別
児童に淫行させる行為（第三四条第一項第六号） 淫行させるおそれある者に児童を引渡す行為（第三四条第一項第七号） その他	計 有料職業紹介事業（第三二条第一項） 公衆衛生、公衆道徳上有害な業務への紹介募集、 精神身体を拘束する手段による紹介募集 その他	計 その他	淫行勧誘（第一八二条） 未成年者略取誘拐（第二二四条） 営利猥せつ等の目的による略取誘拐（第二二五条） 国外移送目的の略取誘拐等（第二二六条） 被拐取者被売買者の収受蔵匿等（第二二七条） その他			
(10)(194)(756) 39 194 756	(755)(46)(410) (299) 1,011 97 477 437	(171)(17) (4) 222 26 5	— (89)(14)(47) — 108 36 47	(2,192) 2,647	検 挙	
(10)(192)(751) 37 192 751	(745)(45)(409) (291) 985 89 470 426	(169)(15) (4) 219 24 5	— (89)(14)(47) — 108 35 47	(2,148) 2,583	送 致	
				備 考		

いわゆる人身売買事犯等

第15表

法	号九第令勅	法準基働労	令条方地
計	困惑させて売淫をさせる行為（第一条） 売淫内容の契約（第二条） 計	強制労働（第五条） 中間搾取（第六条） その他 計	売春婦を管理下に置く行為 その他 計
(960)	(74)(383)(457)	(3)(32)(56)(91)	(133)(171)(304)
989	74 383 457	25 35 138 198	136 210 346
(953)	(74)(379)(453)	(3)(32)(55)(90)	(111)(170)(281)
980	74 379 453	18 35 130 183	114 208 322

2. () 内は淫行関係ある数を示し内数である。
1. 実 人員数は各法条違反数とは一致しない。

法、労働基準法の順になっているが、事件の性質上主に仲介人を罰することに重点をおかれていることから考えて、仲介人の大部分が職業安定法、児童福祉法、又は職業安定法と児童福祉法が適用され更にこれに勅令九号、刑法、労働基準法等が加わるものである。

4. 雇主に対する処置

仲介人の処置とともに受入側の悪質な雇主に対しても処罰が行われるが、第一六表にあるように六三二名が送検されており、前回の一八六名に対し約三・二倍の著しい増加となっている。このうち起訴されたものが一六八名、不起訴四八名、未処理又は処理不明のもの四一六名であつて起訴されたものの七五名が体刑、七一名が罰金刑の判決をうけ公判中二二名、公判済なるも詳細不明なもの一名であつた。体刑の最高は懲役四年であり、最も多いのは懲役六カ月であつて、続いて四カ月、一年とほど仲介人と同じ判決が下されているのが注目される。罰金刑の最高は四〇、〇〇〇円で最も多いのはやはり五、〇〇〇円のものである。体刑のきまつたものでも仲介人と同じく懲役四カ月以上のものに対し、二年一三年の執行猶予となつているのが多い。罰金刑五、〇〇〇円と判決された或雇主は一七歳の被害年少者の氏名と年令を偽らせて特飲店に雇用していた為、罰金刑に加えて一カ月の営業停止を命ぜられてゐる。

職、 学	職、 学、 児	児、 刺 九	職、 学、 児 九	児、 刺 九	刺 刑 九	不 明	合 計
—	—	—	—	—	—	7	9
—	—	—	—	—	—	3	13
—	—	—	—	—	—	5	6
—	—	—	—	—	—	7	15
—	—	—	—	—	—	6	8
—	—	—	—	—	—	3	8
—	—	—	—	—	—	12	13
—	—	—	—	—	—	—	0
—	—	—	—	—	—	1	1
—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	44	75
—	—	—	—	—	—	2	9
—	—	—	—	—	—	3	6
—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	1	—	—	—	1	14
—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	1	6
—	—	—	—	—	—	2	4
—	—	—	—	—	—	1	3
—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	1	6
—	—	—	—	—	—	3	5
—	—	—	—	—	—	5	1
—	—	—	—	—	—	—	7
—	—	2	—	—	—	25	71
—	—	—	—	—	—	6	21
—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	2	—	—	—	75	168
1	2	1	—	—	—	9	48
3	2	23	1	1	1	138	416
4	4	26	1	1	1	222	632

第16表

雇 主 に 対 す る 処 置

適用法令別 処 置 別			児 見	児、 職	児、 職九	児、 刑	児、 勅九、 職刑	勅 九	労 学	労、 学	労、 見	労、 風	風、 見	勅九、 見風	勅九、 見風	職
起	体 刑	懲役 3 カ月	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 4 カ月	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 5 カ月	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 6 カ月	7	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 8 カ月	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 10 カ月	3	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 1 年	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 2 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 4 年	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		" 不 明	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		26	1	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
訴	罰 金	2,000円	2	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	1
		3,000 "	2	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		4,000 "	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		5,000 "	10	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
		7,000 "	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		8,000 "	3	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
		10,000 "	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
		12,000 "	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		13,000 "	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
		15,000 "	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		16,000 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		20,000 "	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30,000 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		40,000 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		不 明	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		30	—	—	2	—	6	3	—	2	—	—	—	—	1	
公 判 中		15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
公 判 済 な る も 詳 細 不 明		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
計		71	1	—	6	—	6	3	—	2	—	—	—	—	2	
不 起 訴		29	—	—	—	—	—	5	1	—	—	—	—	—	—	
未処理又は処理不明		173	18	9	5	1	—	4	7	4	1	4	1	1	21	
合 計		273	19	9	11	1	6	12	8	6	1	4	1	1	23	
備 考		○ 児童福祉法違反の罰金刑 3,000円 のうち1件は県条例違反併わせて適用														

(註) 児=児童福祉法
職=職業安定法
勅九=勅令九号

刑=刑法
労=労働基準法
学=学校教育法

風=風俗営業取締法条令

ついで適用法条別にみてみると、児童福祉法のみというのが最も多く五〇%弱の二七三名を占め、次いで児童福祉法と勅令九号というのであるが、以上は主として売春業者があげられているのである。続いて職業安定法のみ、職業安定法と児童福祉法、その他の順である。農耕婦の雇主は主として職業安定法と労働基準法、又は労働基準法と児童福祉法違反としてあげられているが強制労働や、賃金と前借金の相殺、労働者の募集の方法を問われたものである。

◇むすび

戦後憲法を始めとして労働基準法、職業安定法、児童福祉法、勅令九号等種々の法律が新たに制定改正され、更に民法、刑法、学校教育法等によつて児童の地位は法の上では一応高められ護られているといえる。

然しその実態を、いわゆる人身売買問題について、とり上げてみれば、以上述べたように著しくその人権は侵害され、児童憲章にうたわれた人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境で育てられるというのにはほど遠い実状である。その数は児童全体の数からみれば、僅少なものであるが、その故をもつてこの病理的社会現象がなおざりにされ、その下にあえぐ児童の存在を許すことは、近代国家として許されないことであるので、この問題にたずさわるものとしては、国民の一人々々が問題の因つて来る原因を直視し、今一層の認識を深め、官民一致してその解決に当ることを、念願するものである。

(参考資料)

生活保護法による保護の基準(拔萃)

(昭和二十八年七月一日改訂)

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 一、生活扶助の基準 | 生活扶助の基準は、別表第一「生活扶助基準額表」による |
| 二、住宅扶助の基準 | 住宅扶助の基準は、別表第二「住宅扶助基準額表」による |
| 三、教育扶助の基準 | 教育扶助の基準は、別表第三「教育扶助基準額表」による |
| 四、医療扶助の基準 | 医療扶助の基準は、別表第四「医療扶助基準額表」による |
| 五、出産扶助の基準 | 出産扶助の基準は、別表第五「出産扶助基準額表」による |
| 六、生業扶助の基準 | 生業扶助の基準は、別表第六「生業扶助基準額表」による |
| 七、葬祭扶助の基準 | 葬祭扶助の基準は、別表第七「葬祭扶助基準額表」による |
| 八、特別基準 | |

九、地域指定

保護を受ける者に特別の事由があつて前各号の基準により難いときは、厚生大臣が特別の基準を定める。

- (一) (1) 生活扶助基準額表により生活扶助基準額の算定を行うに当り、同表を適用すべき地域の級地区分は、別

表第八「生活扶助基準地域指定表」による

- (2) 住宅扶助基準額表、教育扶助基準額表、出産扶助基準額表又は葬祭扶助基準額表により住宅扶助基準額、教育扶助基準額、出産扶助基準額又は葬祭扶助基準額の算定を行うに当り、これらの表を適用すべき地域の級地区分は甲地を東京都の区に存する地域及び横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、乙地を右以外の市内、丙地を町村とする。

別表第一

生活扶助基準額表(月額)

一級地「甲」

I 居 宅

第一類の費用及び第二類の費用の合計額とする。

第一類の費用は世帯構成員の年令及び性別に対応するそれぞれの金額の合計とする。

第二類の費用は当該世帯の所在の地区、その構成人員数に対応する金額とする

第一類

年 令 別	基 準 額		加 算 額
	男	女	
0 歳以上～2 歳未満	635円		(1) 満一歳未満児が人工栄養による場合はそれに必要な金額 (2) 育児諸費(就学年令前の児童) 50円
2 " ～5 "	1,210円	1,170円	
5 " ～9 "	1,475	1,435	
9 " ～13 "	1,710	1,670	
13 " ～14 "	2,000	1,890	
14 " ～25 "	2,105	1,775	
25 " ～60 "	1,965	1,605	
60 歳 以 上	1,735	1,340	

第二類

基準額及び加算額		世帯人員別					
		1人	2人	3人	4人	5人	5人以上1人増す毎に加算額
基準額		660円	745円	850円	915円	985円	85円
地区別 (自十一月至三月) 冬季加算額	I 区	325	395	510	560	720	5人世帯に同じ
	II 区	265	375	480	525	585	
	III 区	185	260	335	370	410	
	IV 区	160	230	295	325	360	
	V 区	120	170	215	240	265	
	VI 区	60	85	110	120	135	

備考 地区別は附表による

一級地「乙」以下省略

(附 表)

地区別都道府県名

地区	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都 道 府 県 名	北 海 道 青 森	岩 手 県 秋 田 県 山 形 県 新 潟	宮 城 県 福 島 県 長 野 県	富 山 県 石 川 県 福 井 県	栃 木 県 群 馬 県 山 梨 県 岐 阜 県 鳥 取 県	その他の 都道府県

別表第二

住宅扶助基準額表(月額)

世 帯 人 員 別			1 人 ～ 2 人	3 人 ～ 4 人	5 人 以 上
家 賃	地 域 区 分	甲 地	540円	830円	1,100円
		乙 地	450	690	915
		丙 地	360	550	735

別表第三

教育扶助基準額表(月額)

地域別 学年別 学校別	小 学 校						中 学 校			加 算 額
	I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	
甲 地	円 120	円 120	円 150	円 160	円 180	円 195	円 360	円 260	円 245	1.教科書代の実費 2.当該学校に於いて給食 費として徴収する実費 3.通学のための最低程度 の交通費
乙 地	100	100	125	135	150	165	290	210	205	
丙 地	80	80	95	105	120	140	215	165	165	

別表第四

医療扶助基準額表

I	指定医療機関において診療を受ける場合の費用	法第五十二条の規定による診療方針及び診療報酬に基きその者の診療に必要な最少限度の実質額 その購入に必要な最少限度の実質の額
II	薬剤又は治療材料購入費(金銭給付の場合に限る)	
III	施術のための費用	都道府県知事が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内 健康保険法の規定に基く看護の給付の基準によつて都道府県知事の定めた額 移送のために必要な最少限度の金額
IV	看護のための費用	
V	移送	

別表第五 省 略

別表第六

生業扶助基準額表

区 分	基 準 額
就 労 助 成	4,000円
技 能 習 得	1 カ月以下 700円
	3 カ月以下 2,000円
	6 カ月以下 4,000円

別表第七 省 略

別表第八

保 護 基 準 地 域 指 定 表

一級地「甲」に指定する市町村

都道府県名	市 郡 名	町 村 名
北 海 道	札 幌 市	
東 京	区の存する区域	
神 奈 川	横 浜 市	
京 都	京 都 市	
大 阪	大 阪 市	
兵 庫	神 戸 市	

備 考

詳細については県民生部
福祉事務所、民生委員に
問合せの事

一級地「乙」以下省略

昭和二十九年三月二十五日印刷
昭和二十九年三月三十一日発行

(不許複製)

年少者の不当雇用慣行

実態調査報告(東北篇)

編集者

東京都中央区内大手町一ノ七

労働省婦人少年局

印刷者

西沢

主

印刷所

長野県長野市南県町六八九

信濃書籍印刷株式会社

参 考 資 料

年少者の特殊雇用慣行

—— いわゆる人身売買実態 ——

内 容

いわゆる人身売買とは

人身売買の発生から現在までのうつりかわり

人身売買の発生する原因について

最近の人身売買について

防止保護対策について

身売り児童の保護と仲介人その他の取締りの現状

定価 二〇〇円 送料 三〇円

労働省婦人少年局編

婦人少年協会発行

